

令和3年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和4年9月13日 開会 10時00分 散会 16時34分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委 員 (14名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	小島智恵	若山和幸
岡本眞利子	荒 貴賀	田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁
千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子	

② 委 員 長 野原恵子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義
教 育 長	菅野勇次
監 査 委 員	藤谷謹至
住 民 生 活 部 長	寺田 治
経 済 部 長	岡田直之
会 計 管 理 者	合田利信
札 内 支 所 長	新居友敬
政 策 推 進 課 長	白坂博司
地 域 振 興 課 長	谷口英将
監査委員事務局局長	吉本哲哉
防 災 環 境 課 長	井上一成
税 務 課 長	古山悌二
こ ど も 課 長	平井幸彦
農 林 課 長	高橋修二
農業振興担当参事	山本 充
保 健 福 祉 課 長	高橋宏邦
経 済 建 設 課 場 長	林 伸顕
農業委員会事務局長	川瀬康彦
都 市 計 画 課 長	河村伸二

副 町 長	伊藤博明
代 表 監 査 委 員	八重柏新治
企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
保 健 福 祉 部 長	樫木良美
建 設 部 長	小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長	笹原敏文
教 育 部 長	川瀬吉治
総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)
糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	本間 淳
防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄
福 祉 課 長	亀田貴仁
保 健 課 長	宇野和哉
農 林 課 参 事	廣瀬康友
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
経 済 建 設 課 長	半田 健
札内支所住民課長	武田健吾
土 木 課 長	香田裕一

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司	課長 北原 正喜	係長 川瀬真由美
---------	----------	----------

4 欠席委員 酒井はやみ

5 審査事件 令和3年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計ほか質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 野原恵子

議 事 の 経 過

(令和4年9月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） ただいまより、令和3年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

[諸般報告]

○委員長（野原恵子） 事務局より諸般の報告をさせます。
事務局長。

○事務局長（萬谷司） 酒井委員より、欠席の届出がありましたので、報告いたします。

○委員長（野原恵子） 以上で諸般の報告を終わります。

[委員長挨拶]

○委員長（野原恵子） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私がその大任を果たすこととなりました。議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し評価をするという極めて重要な意味を持っております。来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重にかつ効率的に審査を進めてまいりたいと思いますので、皆さまの特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[審査]

○委員長（野原恵子） はじめに、8月30日の委員会で中橋委員から、会計年度任用職員の現状、国保の所得別滞納世帯数、特別養護老人ホームの介護度別待機者数、特別会計の消費税額に係る4件の資料請求がありました。執行部からその資料の提出があり、お配りいたしておりますので報告いたします。

次に、令和3年度主要な施策の成果に係る訂正並びに正誤表の提出があり、お配りしておりますので報告をいたします。

ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。

はじめに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆さまに申し上げます。

質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑につきましては、第1発言者が発言を終えた後、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、令和3年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、令和3年度幕別町一般会計、特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 決算資料の説明に入ります前に、資料の訂正につきましてご説明申し上げます。

本日、配布いたしました決算資料の正誤表のとおり、資料の訂正をさせていただき、訂正後の資料に差し替えてさせていただくものであります。

正誤表をご覧ください。

別冊の「令和3年度主要な施策の成果」についての訂正になります。左が訂正前、右が訂正後になります。

1点目は、24ページで、事務事業名が防災行政無線システム整備事業になります。この中で、2段目に実施結果が記載されていますが、このうち、活動指標の1で、令和3年度の太枠で囲っている枠内のアンダーラインで示しています目標、実績、達成率について、集計時点に誤りがありましたことから、右側、訂正後のアンダーラインで示しているとおり訂正させていただくものであります。

2点目は、51ページ、事務事業名は、ひきこもりサポート事業になります。

一番下の表に実施結果が記載されていますが、成果指標の1、ひきこもり延べ相談数のうち、令和3年度の目標・実績件数と、令和4年度の目標件数について算入漏れがありましたので、正誤表右側、アンダーラインで示しているとおり訂正させていただくものであります。

正誤表の2枚目になります。

3点目は、104ページ、事務事業名は疾病対策事業になります。

中段の実施結果のうち、成果目標の1、後期高齢者健診受診者数のうち、令和3年度の実績人数と達成率について誤りがあり、正誤表右側で示しているとおり訂正するとともに、関連して105ページの実績について、後期高齢者健診で令和3年度の受診者数について正誤表のとおり訂正させていただくものであります。

このたび、訂正に至った要因といたしましては、いずれもチェック不足による誤りであります。今後このようなことがないようにチェックを徹底してまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、お手元に配布しております決算資料に基づきまして、令和3年度の概要についてご説明いたします。

昨年度から、地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要な施策の成果を説明する書類等を3分冊にして決算資料として、配布いたしております。

はじめに、「令和3年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」の1ページをご覧ください。

第1表、令和3年度の決算状況についてであります。

決算額は、表中、点線の囲みで示している部分になります。

歳入であります。

一般会計の決算額は、令和3年度につきましては191億5,696万6千円となりまして、前年比では右側の伸び率に記載のとおり5.5%の減となっております。

また、特別会計の決算額は78億3,472万5千円で、前年比2.4%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は269億9,169万1千円でありますが、前年度と比較しまして、額で9億2,460万9千円の減、率では3.3%の減となっております。

次に、歳出です。

一般会計の令和3年度決算額は181億7,639万3千円で、前年度と比較しまして7.9%の減となっております。

特別会計決算額は75億6,360万8千円で、前年比0.8%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は257億4,000万1千円で、前年比15億460万7千円の減、率で5.5%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります。10ページをお開きください。

第8表、令和3年度特別会計決算額であります。国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで7つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますと、C欄の支出済額の計にありますように75億6,360万8千円となります。

以下、特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段の歳出決算額につきまして、説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと358万6千円の増、率にいたしまして0.1%の増となっております。

主な歳出は保険給付費、国民健康保険事業費納付金などであります。

(2)の後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,271万3千円の増、率では2.9%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,803万7千円の減、率で0.7%の減であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

次のページになります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと452万6千円の増、率にしまして1.1%の増であります。

主な歳出は、公債費や幕別簡水整備工事などの建設事業費であります。

(5)の公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと5,249万4千円の増、率にして5.2%の増となっております。

主な歳出は、公債費や十勝圏複合事務組合負担金などであります。

(6)の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと848万円の減、率にしまして4.7%の減で、主な歳出は、公債費や排水処理施設整備工事などであります。

(7)の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,322万1千円の増、率にしまして15.6%の増で、主な歳出は公債費などであります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

資料2ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、令和3年度一般会計収支の状況になります。

右端が令和3年度になりますが、歳入総額191億5,696万6千円に対し、歳出総額は181億7,639万3千円であり、歳入歳出差引額9億8,057万3千円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許費に関わる繰越財源が4億7,501万2千円ありますので、その額を差し引いた残り5億556万1千円が令和3年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により、歳計剰余金の処分といたしまして財政調整基金に2億1,000万円、減債基金に5,000万円、合計2億6,000万円を積み立てておりますので、残りの2億4,556万1千円が翌年度への繰越金となるものであります。

3ページをご覧ください。

歳入であります。

第3表、一般会計歳入決算額には、1款の町税から23款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しております。

C欄の収入済額の計の欄にありますように、191億5,696万6千円が令和3年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款町税、14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、22款諸収入にありますが、これらを合計いたしまして667万1千円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億201万3千円となっております。

4ページをご覧ください。

下段には、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で大きなウェイトを占めておりますのは、地方交付税で33.8%、以下、町税が15.3%、国庫支出金14.8%、町債11.3%などといった構成になっております。

次に、3ページの表の下に記載の①町税以下の歳入の状況についてご説明いたします。

①の町税では、前年比1.0%の増となっております。主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいた納税者の所得状況や事業者の状況が改善傾向にあることが主な要因であります。

②の地方交付税は、前年比5億3,552万9千円、率にして9.0%の増となっております。これは、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費が追加されたことなどが主な要因であります。

5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比20億6,908万1千円、率にして42.2%の減であります。これは、令和2年度に新型コロナウイルス対策として、国民1人当たり10万円を支給しました特別定額給付金に係る補助金の皆減が主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比2億6,266万2千円、率にして17.3%の増となっておりますが、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の皆増などが主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比 3 億 9,274 万 1 千円、率にして 22.2%の増となっておりますが、これは札内青葉保育園整備資金補助事業債の増などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

第 5 表、令和 3 年度目的別歳出決算であります。

1 款議会費から 14 款災害復旧費までの、予算現額から不用額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一番下の欄にありますように 181 億 7,639 万 3 千円であります。

この中で構成比が最も高いのは、3 款民生費の 26.9%、48 億 7,942 万 8 千円、次いで 8 款土木費の 13.9%、25 億 3,077 万 5 千円、次いで 11 款公債費の 10.2%、12 款職員費の 9.8%などの順となっております。

7 ページをお開きください。

第 6 表、性質別歳出決算であります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費は前年度との比較で 1 億 4,776 万 4 千円、率で 6.0%の増であります。

主な要因といたしましては、会計年度任用職員の共済組合加入に伴う共済費の増などによるものであります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、令和元年と令和 2 年は 97.0、令和 3 年は 96.6 であります。

次に、4 の扶助費であります、前年比 6 億 6,177 万 9 千円の増、率にして 34.1%の増であります。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国が新たに創設した非課税世帯臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の皆増などによるものであります。

5 の補助費等は、前年比 26 億 7,382 万 8 千円、率で 59.5%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、特別定額給付金の皆減などによるものであります。

次に 10 の投資的経費であります、前年比 1 億 3,568 万 8 千円、率にして 4.0%の増となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が 11 億 1,311 万 4 千円の増であり、主に札内青葉保育園の建設や公営住宅の建設工事に係る増などであります。

単独事業では 9 億 9,996 万 9 千円の減であり、主には、防災行政無線システム整備事業の皆減などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、令和 2 年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては別冊になりますので、お手数ではありますが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、332 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

上段の表、3、基金であります、それぞれ一番右側の額が令和 3 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をご覧くださいと思いますが、現金が 40 億 3,664 万 3 千円、土地が 1 億 7,102 万 8 千円となっております。これを合計いたしますと基金総額であります、42 億 767 万 1 千円で、前年度と比較いたしますと 4 億 4,764 万 2 千円の増となっております。

なお、先ほど決算資料 2 ページの説明の中で、申し上げました令和 3 年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金へ 2 億 1,000 万円、減債基金への 5,000 万円につきましては、この残高には含まれておりません。

また、今、申し上げました基金のうち、令和 4 年度当初予算におきまして、財政調整基金から 3 億円、地方債の償還財源としての減債基金から 5,000 万円、まちづくり基金から 1 億 6,507 万 7 千円、目的基金であります森林環境譲与税基金から 1,412 万 5 千円を取り崩し、一般会計に繰入れをいたしております。

下の表 4、その他には、備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、また資料の方にお戻りいただきたいと思います。

12 ページをお開きください。

第9表、一般会計財政状況として各種指数等を掲載しておりますが、表の下から3行目の財政力指数、一番下の実質公債費比率についてご説明いたします。

まず、財政力指数であります。令和元年度0.356、令和2年度0.359と少しずつ上向きでありましたが、令和3年度は0.350となりました。これは、基準財政需要額の算定経費に臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が創設されたことなどによるものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

令和3年度の幕別町の実質公債費比率は9.1%となり、前年度より0.1ポイント上がったところでありますが、これは簡易水道や公共下水道などの地方債の償還額の増加に起因するものであります。事業実施における借入額の抑制や過去に実施した繰上償還、借入に当たって交付税措置率の高い起債の借入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成24年度の決算時には目標値である18.0%を下回り、令和元年度には10%を下回るなど、毎年、着実に低下しているところであります。

今後におきましても引き続き、適正な管理に努めていかなければならないものと考えております。

16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況であります。一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の令和3年度末残高となります。差引現在高181億992万9千円であり、令和2年度末と比較しますと、3億8,647万1千円増加したところであります。

17ページをお開きください。

上段に、特別会計の地方債の残高を記載しております。簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで、4会計の合計の令和3年度末残高は、右から3列目の差引現在高の計の欄、85億1,492万9千円であり、令和2年度末と比較しますと4億9,909万8千円の減となったところであります。

次に、その下の段の(2)につきましては、これら地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側、利率別内訳の欄の中に、利率別の現在高を記載しております。一番右の欄の4%超の欄につきましては、合計が4,412万8,000円で、構成比にいたしますと全体の0.2%ということになります。したがって、残りの99.8%が金利4%以下の借入利率ということになります。

これは過去に行った高利率の地方債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

なお、令和3年度起債借入利率は、銀行縁故債で0.54から0.55%となっております。

18ページをご覧ください。

下段の第13表、債務負担行為の状況になりますが、これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

令和4年度以降支出予定額の欄であります。金額の欄の一番下、計の欄にありますとおり6億1,422万1千円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち、(2)のその他の物件2,252万4,000円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番のその他にあります5億9,169万7千円は、国営土地改良事業に係る償還金、防犯灯等リース料などが主なものとなっております。このほか、農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても地方債同様、今後の財政運営の中では、その取扱いについて十分留意していかねばならないものと考えております。

19ページをご覧ください。

3、健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。さきの本会議において報告したところでありますが、一般会計における実質赤字比率など、令和元年度から3年分を掲載しております。また中ほどの資金不足比率についても、会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

20ページをご覧ください。

第 14 表としまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

21 ページになります。

第 15 表としまして、団体等に対する各種補助金、交付金の一覧としまして、23 ページまで掲載しております。

24 ページをご覧ください。

第 16 表としまして、最近 5 か年間における款ごとの比較を、一般会計と 7 つの特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載をしております。

33 ページをご覧ください。

第 17 表は、平成 26 年度からの地方消費税の引上げに伴い、地方消費税交付金を含む引上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充て、その使途についても明確にすることとされたことから、平成 26 年度決算資料から追加した資料であります。

歳入になりますが、令和 3 年度の本町における地方消費税交付金の社会保障財源化分、いわゆる引上げ分については 3 億 6,814 万 4 千円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

34 ページをご覧ください。

第 18 表ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧であります。

本町では、平成 27 年 12 月から返礼品ありのふるさと寄附を実施しておりますが、上の表はふるさと寄附に係る収入であり、ふるさと寄附条例第 2 条に規定する 9 つの事業ごとに、寄附件数、金額を令和元年度から 3 年分、掲載しております。

令和 3 年度は、寄附件数合計 14,833 件、合計 2 億 7,684 万 3 千円の寄附を受けたところでありますが、前年と比較し、件数で 2,061 件、金額で 1,094 万 7,160 円それぞれ減少したところであります。

なお、表の一番右の（D）の欄につきましては、平成 27 年 11 月以前にも返礼品がない一般のふるさと寄附を実施していますことから、そのふるさと寄附全体の寄附金額及び運用益の合計額を記載しており、その金額は 18 億 2,434 万 2,591 円となります。

次に、下の表は、ふるさと寄附に係る支出の一覧であり、寄附金の寄附区分ごとに充当した事業及び金額について記載しております。

寄附金の充当事業につきましては、原則、当該年度に寄附されました寄附金は、翌年度以降の事業に充当されていきます。

表の右になりますが令和 3 年度は、（E）の欄の下から 3 行目の欄に記載の 1 億 766 万 6 千円が各種事業に充当された金額の合計となり、これについては令和 2 年度以前に寄附された寄附金を、基金から繰り入れて充当しているものであります。

なお、収入の表と同様に、平成 27 年 11 月以前に充当されました寄附金を含めて、表の右側の（G）の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の総計は 15 億 4,375 万 4,610 円となります。

以上、ご説明申し上げましたふるさと寄附に係る収入額と支出額の、それぞれの合計額を差し引いた令和 3 年度末の寄附金残高は、右下に示しておりますが、2 億 8,058 万 7,981 円であります。

35 ページをご覧ください。

第 19 表森林環境譲与税に係る充当事業一覧であります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が平成 31 年度税制改正において、創設されたところであります。

そのうち、令和元年度から森林環境税に先んじ、森林環境譲与税が譲与され、その使途について、「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない」と規定されていることから、その使途等について公表するものであります。

上の表、収入でありますが、一番右の（C）欄が、初めて譲与税が交付された令和元年度から令和 3 年度までの譲与税額及び運用益の合計額を記載しており、その金額は 5,941 万 5,248 円であります。

次に、下の表は森林環境譲与税に係る支出の一覧であり、一番左の欄の区分ごとに充当した事業及び金額について記載しており、令和 3 年度は、充当金額の一番下の合計欄にあるとおり 1,186 万 3,608 円が各種事業に充当された金額の合計となっております。

このうち、下から 2 行目にある前年度繰越充当分は、令和 2 年度における譲与税充当残の 57 万 3,570 円を令和 3 年度に繰り越したものであります。

なお、収入の表と同様に、表の右側の（D）の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の合計は 1,857 万 4,608 円となり、森林環境譲与税に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差し引いた令

和3年度末の寄附金残高は、最下段に示しておりますが、4,084万640円であります。

また、同様の内容について、本定例会終了後にホームページで公表する予定としております。

次に、36ページから40ページは、令和3年度指定管理者施設管理評価シートで、平成28年度決算から追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び各指定管理の基本協定書に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地調査と報告書等により、これまでも評価を行っていたところであります。

平成29年度からは様式を共通化し、指定管理者制度を導入している4施設について評価を行い、その評価概要について、評価シートとして37ページから40ページに掲載しているものであります。

37ページをご覧ください。

シートの内容等についてご説明いたします。

上段に、指定管理している施設の名称を記載しております。

次に、指定管理者の名称、その右側は指定期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3か年の状況について掲載しております。

次に、予算決算の下段、現管理者による管理の有無欄につきましては、本施設が現管理者において指定管理されている期間について記載しております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、事業運営に関すること、施設の維持管理に関すること、会計処理に関することとして、3項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3、評価に記載の4段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価の結果につきましては、その下段に記載しておりますが、本表、忠類歯科診療所につきましては、(1)事業運営に関する評価はS、水準以上、(2)施設の維持管理に関する評価はA、適正、(3)会計処理に関する評価はS、水準以上と評価したところであります。

次に、4として、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを一番下段の表に基づき、総合評価のランクとしております。

その総合評価結果として、本施設は、良好と評価したところであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果について、今後の課題等について記載しているものであります。

以上が、評価シートの内容であり、同様の評価方法をもって、38ページは、アルコ236及び道の駅・忠類について評価しており、総合評価を妥当としております。

39ページは、幕別町百年記念ホールについて評価しており、総合評価を良好としております。

40ページは、幕別町札内スポーツセンター・幕別町農業者トレーニングセンターについて評価しており、総合評価を良好としております。

以上が、令和3年度決算の概要でございます。

次に、別冊になりますが、令和3年度の主要な施策の成果としてまとめております。

1ページの議会活動の項目以降、最終の260ページ上水道事業まで、各項目にわたる主な施策につきまして、事業ごとにその事業に要した費用、事業概要、実施結果を記載し、その裏面に、備考として活動指標、成果指標の項目で記載し切れなかった数値等について掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、別冊になっております「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業決算状況調」の冊子であります。

表紙をめくりまして、目次には、交付金を充当した22事業の一覧と事業費及びその財源等を示しております。

また、1ページからは、22事業それぞれの事業概要、事業費、財源、決算の内訳、事業効果を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、各事業の内容につきましては、総務費の説明の際、主な事業のみでありますので、ご説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(野原恵子) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けい

たします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) ないようですので、これより認定第1号、令和3年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山端広和) 決算書90ページをお開きください。

はじめに、各款共通して、備考欄には事業ごとに支出した費用の総額について、各事業名の後ろに総額を記載し、その総額の内訳を節ごとに記載しております。

説明につきましては、主な事業について説明するとともに、主だった費用についてご説明させていただきます。

それでは、1款議会費につきましてご説明申し上げます。

1款1項議会費、予算現額8,889万4千円に対しまして、支出済額8,745万263円であります。

議会議員報酬等支払事務事業ほか1事業であります。議員報酬、議員共済費ほか議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(野原恵子) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山端広和) 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

92ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額23億6,130万2千円に対しまして、支出済額13億7,441万9,138円であります。

なお、翌年度繰越額の欄の繰越明許費358万円は、電算機器管理事業で、マイナンバーカードを用いた、オンラインでの転出と転入手続に係る住基システム改修費を、国の補助事業を活用するため繰り越したものの、また事故繰越の8億4,957万8千円は、高度無線環境整備事業で、光ファイバーの整備において資材調達が難航したことなどにより、年度内に完了できないことから令和4年度に繰り越したものであります。

1目一般管理費、総務一般管理事務事業1,905万8,216円は、一般行政事務を行う上での費用で、11節役務費の郵便料や電話料、12節委託料の顧問弁護士委託料が主なものであります。

95ページをお開きください。

会計年度任用職員給料等支払事務事業(教育以外)3,429万9,318円は、令和2年度から始まりました会計年度任用職員制度による報酬や給料等を、本事業で支出しているものであります。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員のうち、パートタイムの職員17人分の報酬であります。

2節給料は、会計年度任用職員のうち、フルタイムで働いている2人分の給料、3節職員手当等は、会計年度任用職員に支給しました期末手当が主なものであります。

4節共済費のうち、細節6会計年度任用職員市町村共済組合事務費から、細節16公務災害補償基金負担金までは、フルタイム会計年度任用職員2人が令和2年度から引き続き3年度も任用し任用期間が12か月を超えたことから、地方公務員等共済組合法の適用となり、新たに市町村職員共済組合、退職手当組合、公務災害補償基金への負担金を支出したほか、細節17社会保険料はパートタイム会計年度任用職員の社会保険料が主なものであります。

97ページをお開きください。

庁舎維持管理事業4,897万8,695円は、庁舎の維持管理に要する費用であり、10節需用費は光熱水費が主なものであります。

12節委託料のうち、細節1管理委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を、細節2清掃委託料は、役場庁舎内の清掃業務であり、それぞれ民間事業者に委託したものが主なものであります。

2目広報広聴費、広報事務事業986万8,789円は、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なも

のであります。

次のページになります。

広聴事務事業 3 万 5,750 円は、ホームページにおける個人情報及びページ改ざん防止のための認証手数料であります。

3 目財政管理費、財政事務事業 234 万 6,725 円は、予算書の印刷製本費と地方公会計における統一的な基準による財務書類の作成に係る委託料が主なものであります。

4 目会計管理費、会計事務事業 140 万 449 円は、決算書の印刷製本費のほか、役場庁舎の銀行派出窓口に関わる手数料が主なものあります。

5 目一般財産管理費、一般財産管理事業 943 万 8,496 円は、公益社団法人日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所や職員住宅等の管理費用であり、10 節需用費は電気料などの光熱水費、12 節委託料は次のページになりますが、各種保守点検や町有地の草刈りなどに要する費用として支出したものであります。

6 目札内コミュニティプラザ管理費、札内コミュニティプラザ維持管理事業 2,226 万 8,989 円は、10 節需用費の電気料、12 節委託料の細節 1 管理委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費、近隣センター等維持管理事業 8,360 万 2,266 円は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

103 ページをお開きください。

12 節委託料では、細節 1 と細節 3 のコミセンに関わる管理、警備の委託料が主なものであります。

14 節工事請負費は、古舞近隣センターの外壁や屋根の塗装、玄関前の手すりの設置などの改修工事に要した費用であります。

次のページになります。

18 節負担金補助及び交付金、近隣センター運営交付金は、46 か所の近隣センターに関わる運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費、庁用車両管理事業 610 万 2,428 円は、集中管理による公用車両 27 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

10 節需用費の燃料費や修繕料が主なものであります。

9 目企画費、企画事務事業 138 万 4,789 円は、18 節負担金補助及び交付金が主なものであり、十勝圏活性化推進期会費負担金、十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費であります。

創生総合戦略審議会運営事業、下段の行政改革推進委員会運営事業、次のページになりますが、使用料等審議会運営事業は、会議の開催に関わる経費が主なものであります。

10 目協働のまちづくり支援費、公区等活動支援事業 2,137 万 2,270 円は、行政区の活動支援に係る費用で、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、町内 113 行政区に対する運営費交付金であります。

次に、協働のまちづくり支援事業 914 万 5,909 円は、協働のまちづくり支援事業での各種活動に対し、公区活動支援事業ほか 5 事業、合計 230 件について交付金を交付したものであります。

次に、下から 2 番目の事業、マイホーム応援事業 5,340 万円は、移住促進と町内居住者の定住に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、令和 3 年度の交付実績は 77 件であり、7 年間における交付決定件数の実績は 700 件となっております。

次に、結婚新生活支援事業 195 万 6 千円は、次のページにわたりますが、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、新婚世帯の新生活に係る住宅費用等を補助するもので、交付実績は 7 件となっております。

109 ページになります。

11 目支所出張所費、支所出張所維持管理事業 372 万 2,852 円、本目は札内支所及び糠内、駒畠各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目総合支所費、地域住民会議運営事業 31 万 9,252 円は、地域住民会議の運営に係る経費で、1 節報酬は委員 15 人分の報酬であります。

次に、忠類地域魅力発信事業 109 万 5,917 円は、忠類地域魅力発信事業実行委員会に対する補助金で、忠類地区の魅力を発信する事業として、道の駅花壇整備、忠類のスキー場との連携によるスタンプラリーなどに係る補助金であります。

次のページをお開きください。

13 目防災諸費、地域防災対策事業 615 万 9,870 円は、防災対策事務全般に係る費用で、1 節報酬は防災会議委員 17 人に係る報酬、2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費は、いずれも防災マネージャーの

雇用に係る経費であります。

113 ページになります。

中段になりますが、災害用備蓄品整備事業 284 万 1,619 円は、災害用備蓄品の整備に要する費用で、10 節需用費は、非常食等の備蓄品の更新に要する費用が主なものです。

次に、防災情報機器管理事業 269 万 7,721 円は、防災情報機器の維持管理に要する費用で、12 節委託料は、全国瞬時警報システム及び防災情報システムの保守点検委託料が主なものであります。

次に、防災行政無線システム整備事業 2,032 万 5,500 円は、防災行政無線の整備に要する費用であり、14 節工事請負費は、工期の延長に伴う令和 2 年度予算からの一部繰越しであります。

次のページになります。

14 目交通防犯費、交通安全対策事業 2,390 万 1 円は、交通安全対策に係る費用で、12 節委託料は交通安全指導員 32 名に委託した、交通安全指導に係る費用が主なものであります。

117 ページをお開きください。

防犯対策事業 7,205 万 6,239 円は、防犯対策全般に係る費用で、10 節需用費、細節 21 は防犯灯の電気料のほか、13 節使用料及び賃借料は防犯灯のリースに要する費用が主なものであります。

次に、コミュニティバス運行事業 1,310 万 11 円は、コミュニティバス 3 台の運行補助金、次の予約型乗合タクシー運行事業 426 万 6,252 円は、駒島線、古舞線の予約型の乗合タクシー運行に係る補助金であります。

次に、地方バス路線維持対策事業 2,329 万 9 千円は、帯広陸別線ほか 4 路線に係る地方バス路線維持に係る補助金が主なものであります。

15 目職員厚生費、職員健康管理事業 791 万 7,036 円は、職員の福利厚生に係るもので、11 節役務費、細節 15 の人間ドック手数料や細節 16 職員健康診断手数料が主なものであります。

次のページになります。

職員研修事業 258 万 4,871 円は、職員の研修に関わるもので、8 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、自治大学や市町村職員研修センター等が開催する研修への参加に要した旅費であります。

なお、令和 3 年度は職場内研修を含め、延べ 388 人が研修に参加したところであります。

12 節委託料、細節 5 職員研修委託料は、専門的研修を開催するため、外部に研修を委託し、開催した研修費用で、3 年度は債権管理研修を実施いたしました。

16 目公平委員会費、公平委員会運営事業 3 万 590 円は、公平委員会の開催に係る経費であり、公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、諸費事務事業 345 万 8,443 円は、他の科目に属さない経費の支出科目であり、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 十勝町村会負担金が主なものであります。

次に、表彰事務事業 52 万 4,904 円は、1 節報酬は表彰者選考委員会委員 10 人の報酬、7 節報償費は、細節 2 の功労者表彰に係る記念品が主なものであります。

なお、令和 3 年度表彰者は、社会功労 2 人、産業功労 3 人の計 5 人であります。

121 ページをお開きください。

上から 2 つ目の事業、ふるさと寄附返礼品贈呈事業 1 億 3,383 万 421 円は、ふるさと寄附に対する返礼品の贈呈に係る経費であります。

7 節報償費は返礼品及び返礼品の送料に係る経費、11 節役務費、細節 15 はふるさと寄附クレジット利用に関する決済手数料、12 節委託料は返礼品贈呈事業の発注や配送等の業務を民間事業者へ委託した経費であります。

13 節使用料及び賃借料は、ふるさと寄附募集サイトのサイト利用に係る経費であります。

なお、ふるさと寄附の令和 3 年度実績は 1 万 4,833 件、2 億 7,684 万 3 千円であります。

次に、指定管理者選定事務事業 6 万 5,940 円は、アルコ 236 及び道の駅忠類に係る指定管理者を選定するための選定委員会委員の報酬及び費用弁償であります。

次に、町葬執行事業 442 万 4,791 円は、名誉町民で前幕別町長岡田和夫氏の逝去に伴い、町葬に要した費用であり、13 節使用料及び賃借料、細節 5 祭壇・霊柩車等借上料が主なものであります。

18 目基金管理費、基金管理事務事業 3 億 4,903 万 9,930 円は、各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

24 節積立金は、次のページになりますが、細節 2 減債基金積立金は令和 3 年度に限り、臨時財政対策債を償還するための経費が普通交付税で追加交付された分を積み立てたもの、細節 3 まちづくり基金積立金はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたもの、細節 4 は森林環境譲与税を森林環境譲与税

基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書の 332 ページに掲載しているとおりであります。

19 目電算管理費、電算機器管理事業 1 億 734 万 8,712 円は、電算処理業務に係るものであります。

10 節は、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

12 節の委託料のうち、細節 5 は電算機器等保守点検委託料、細節 6 は業務用ソフト保守点検委託料、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者に委託したものであります。

17 節備品購入費は、備荒資金により導入した事務用パソコン端末及び各種システム等の償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナサーバー制度の情報連携に当たっての国と地方公共団体の情報伝達の仲介の役割を担う、中間サーバーの運用及び次期システム構築に係る共同利用負担金を、地方公共団体情報システム機構に支出しているものであります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費、地域おこし協力隊活動推進事業 1,386 万 8,868 円は、ふるさと寄附や観光振興、地域振興に資することを目的に任用しております、地域おこし協力隊 3 名分の活動に要した経費であります。

次のページをお開きください。

21 目地方創生推進事業費、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業 109 万円は、十勝 18 町村と東京都台東区・墨田区との関係人口の創出・拡大を目指すことを目的とした事業に係る負担金であります。

次に、UIJ ターン新規就業支援事業 160 万円は、東京圏からの UIJ ターンによる新規就業を促進するため移住支援金を給付するもので、本町への単身移住者 1 名と世帯移住 1 世帯に対し交付したものであります。

次に、新生活様式を踏まえた公共交通を活かした地域活性化事業 50 万円は、地方バス路線などの公共交通を維持するため複数市町村で地域公共交通計画を策定する 3 か年事業で、18 節負担金補助及び交付金は、十勝地域公共交通活性化協議会が業者に委託した、公共交通利用実態調査等に係る費用のうち、本町の負担分であります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症拡大防止対策や停滞する地域経済に対する支援策など、合計 19 の事業を実施したものであります。

主な事業のみご説明いたします。

備考欄の一番下の事業になりますが、公共施設換気対策事業 1,804 万 2,200 円は、アルコ 236 の客室 21 室と浴場の脱衣室に、男女それぞれ 1 基ずつ換気機能付きのエアコンを設置したほか、換気対策として役場庁舎のエコボイドを自動で開閉できるタイマーの設置と、札内コミュニティプラザ大集会室の暖房機 2 台を高性能のものに更新したものであります。

129 ページをお開きください。

上から 2 つ目、子育て支援施設感染防止対策事業 1,472 万 6,814 円は、冬期間の手洗いを励行するため、常設保育所と学童保育所に給湯設備を設置したほか、私立保育園に対する感染防止対策事業補助金の交付が主なものであります。

下から 4 つ目、頑張る事業者事業継続支援事業 1,660 万円は、令和 2 年度からの繰越事業で、経済的な影響を受けている事業者等のうち、新北海道スタイルの実践に取り組む事業者等を支援するため、令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月までの平均減収額に応じて、最大 50 万円の給付金を交付したものであります。

次に、スーパープレミアム商品券発行事業 4,479 万 9,666 円は、消費の喚起と経済の循環を図るため、商品券を発行した幕別町商工会に対し、プレミアム分及び事務経費を補助したものであります。

次に、観光施設誘客促進事業 3,428 万 9,200 円は、アルコ 236 の宴会場 1 室を客室 4 室に改修したほか、グランピング施設 2 基を設置したものであります。

131 ページをお開きください。

上から 3 つ目、町内宿泊施設宿泊費助成事業 4,291 万 3,460 円は、昨年度からの繰越事業で、経済的に大きな影響を受けている町内宿泊施設に対する経済支援として、宿泊費の 2 分の 1 以内、1 人 1 泊

5,000 円を上限に宿泊費の助成を行ったものであります。

次に、小・中学校教育活動継続支援事業 1,264 万 7,705 円は、昨年度からの繰越事業で、感染対策を徹底しながら学校教育活動を円滑に継続するため、学校の実情に応じて消耗品や備品の購入を行ったものであります。

2 項徴税費、予算現額 2,796 万 7 千円に対しまして、支出済額 2,381 万 6,999 円であります。

1 目税務総務費、税務総務事務事業 131 万 245 円は、税務一般事務を行う上での費用で、次のページになりますが、10 節需用費の細節 1 法令等追録代や 18 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構への負担金、細節 9 地方税共同機構運用関係費負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費、町民税等賦課徴収事務事業 2,247 万 6,914 円は、町民税等の賦課徴収事務を行う上での費用で、11 節役務費の細節 19 コンビニ等収納手数料は、令和 3 年度の利用実績が 3 万 866 件で、これに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は、税金の申告を電子データで受けたものに対する利用料の負担金で、令和 3 年度は給与支払報告書など合計で 9,493 件の受付を行ったところであります。

135 ページをお開きください。

22 節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

3 項戸籍住民登録費、予算現額 3,198 万 2 千円に対しまして、支出済額 3,070 万 9,894 円であります。

1 目戸籍住民登録費、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業 3,070 万 9,894 円は、戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

12 節委託料、細節 6 は、戸籍電算システムの保守点検委託料であります。

細節 8 は、マイナンバー制度に係る個人番号カード等の作成等委託料で、令和 3 年度の個人番号カード交付数は 3,366 件であり、これまでの累計交付数は 8,023 件であります。

13 節使用料及び賃借料は、次のページになりますが、細節 20 の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は戸籍電算化に伴うもの、17 節備品購入費、細節 2 は平成 30 年度に更新した住基ネットワークシステム機器の備荒資金組合への支払費用であります。

4 項選挙費、予算現額 1,497 万 3 千円に対しまして、支出済額 1,314 万 1,683 円であります。

1 目選挙管理委員会費、選挙管理委員会運営事業 27 万 8,834 円は、選挙管理委員会委員 4 人の報酬ほか選挙管理委員会の開催に係る費用であります。

2 目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙執行事務事業 1,286 万 2,849 円は、令和 3 年 10 月 31 日執行の第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査に要した費用であります。

1 節報酬は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票立会人や投票事務に従事する事務補助員などに対する報酬、次のページになりますが、14 節工事請負費は、町内 95 か所のポスター掲示場の設置等に要した工事費であります。

5 項統計調査費、予算現額 159 万 8 千円に対しまして、支出済額 133 万 2,537 円であります。

1 目統計調査費、統計調査事務事業は、経済センサス活動調査の実施に伴う調査員等報酬や事務補助員報酬のほか、統計調査業務に要した経費であります。

6 項監査委員費、予算現額 269 万 8 千円に対しまして、支出済額 228 万 6,362 円であります。

1 目監査委員費、監査委員事務事業は、監査委員 2 人の報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わったところですが、この際 11 時 10 分まで休憩いたします。

質疑は休憩後にお受けしたいと思います。

11:02 休憩

11:10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩が終わりましたので、総務費の質疑を行います。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 2 点質問させていただきます。

総務費のページで 121 ページ、資料 39 ページ、総務管理費、諸費、ふるさと寄附返礼品贈呈事業になります。

1つ目、令和3年度につきましては、募集サイトの拡充と地域おこし協力隊の活用を踏まえて、寄附額を3億円、件数においては2万件と見込んでおりました。1つ目が決算では2億6,300万円、1万4,822件と令和2年度より落ち込んでおりますが、この要因についてまずお聞きします。

2つ目が広告の拡充ということで1,579万円、3つの運営サイトに広告を出して、さらに令和4年度には7件になっています。この効果についてお聞きします。

3点目は返礼品や経費を引いた活用可能な金額の割合。

4点目が町外への住民税の流出はどのくらいだったのか、差引き状況についても併せてお示しいただきたいです。

2つ目がページで言いますと、139ページ、選挙費、衆議院議員選挙費、執行事務事業、管理用備品194万9,440円なのですけれども、管理用の備品の内容についてですが、高齢者など靴を脱いでスリッパに履き替えるのが難しい方が、これまでも一定数おりました。土足入場のための対応は進んでいるのかお聞きします。

以上です。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからは、ふるさと寄附についてご説明いたします。

まず昨年度に比べて減額となった理由につきましては、11月までは対前年比6.4%の増で進んでいたのですが、ふるさと寄附については、11月、12月が1年間のうちの約5割の収入を占めております。

その時点で、返礼品の商品になっていたものの一部が在庫が尽きたという理由もありまして、申込みを打ち切ったものが2点ほどございました。それが一つの大きな原因になります。

次に広告費の効果なのですけれども、昨年はふるなびというサイトを、令和3年の11月から新たに増やし、令和3年度は3サイト、令和4年度は6月からなのですけれども、4つ増やして7サイトにしております。

ふるさと寄附の全体のパイについては変わらないのですけれども、増やすことによって、お客さんが受ける間口を増やすことにつながりますので、新規の方が増えるというふうに見込んでおります。

ただ、全体の効果につきましては、令和4年度についてはまだ把握できておりません。

次に、利用可能な金額なのですけれども、令和3年度につきましては、ふるさと寄附額、収入から歳出を引いた額が1億4,300万円であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（古山悌士） 私のほうからは、町民による町外寄附、これによって町民税のほうの減収額になりますけれども、令和3年度の減収額につきましては2,400万9,835円となっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 私のほうからは、投票所の関係であります。

現在、23投票所ある中で、期日前投票で使用しております3か所を除く20投票所で実際に靴を脱いでいただいて、投票していただいている状況でございます。

土足のままで投票できる環境につきましては、これまで過去もシートを敷いてみたりということで、実際に行ったケースもありますが、逆に高齢者の方がつまずいてしまったりですとか、そういった原因にもなったり、滑って転倒にもつながる懸念もありましたことから、そういったことで現在それ以上の改善には至っていない状況でございますけれども、今、投票所の再編についても、再検討を行っている中で、今後こういった土足で投票できる環境づくりに向けては、今、検討をしている状況でございます。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1つ目の質問の答弁に対する質問なのですが、11月、12月の年間の半分くらいを占める時期に欠品があったというお話がありました。今回、総務省が7月29日に2021年のふるさと納税に関する現況調査を公表しております。ここでは、寄附額が過去最高を更新したということでありました。十勝管内の自治体への寄附額も、全体で前年度より13%増え、11年連続で前年度を上回っております。これはコロナ禍で旅行に行けない代わりに、各地の特産品を自宅で消費する巣籠もり需要が大きいと分析されています。

欠品だけが理由ではないと思いますが、これに関連することで、資料の42ページに地域おこし協力隊による新規商品掲載数が出ておりました。これはこういったものなのか、お聞きします。

2つ目の質問なのですけれども、前に質問したときも同じような回答をいただいています。ただ、今回、コロナ禍で、やはりスリッパに履き替えるという抵抗も多くて、管内の自治体でも土足のまま入れるような、そういった資材を購入して使用しているというところが増えてきているようです。

つまりくといういろいろと課題はあると思うのですけれども、より改善されたものが出回っていると思いますので、そうしたものを少しでも実情に合わせて、脱ぎ履きのいろいろな困難を聞いておりますので、改善してもらえるようにお願いします。

以上です。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからは、地域おこし協力隊の活動実績のところになると思うのですけれども、ふるさと寄附の返礼品で新たに開発されたものとしましては、ミニトマトを活用したミニトマトのジュース、それとカボチャのマッシュというところが、昨年ここに出ています2件であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 土足の関係であります。

委員おっしゃっていただきましたとおり、近隣市町でも土足ができるような環境を、試行的に行っているところもありますので、そういったところのお話も伺いながら、こちらのほうもできるだけそれらに向けた体制づくりに向けて、検討を引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 2つ目は分かりました。

1つ目、新たにミニトマトのジュースとカボチャのマッシュ、こういったものがどんどん増えていくといいなと思いますけれども、今回、申込み用のサイトにつきましては、効果どのくらいあるのか多分分からないと思うのですけれども、そのサイトによってはポイント還元だとか、そういったことをしているとは思いますが。

様々にメリットがあるとは思いますが、そもそも問題は返礼品自体が、制度がこうして普及してくる中で、こういったものが求められているのか、また魅力ある特産品の開発とか、地元事業者の育成などを、こっちのほうに改めて見直す必要があるかと思えます。そうしたことを、ふるさと納税というのは、本当に大切な原資でありますし、半分ぐらいが使えるものでありますから、今後について伺って終わりにしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） ふるさと寄附についてであります。ご質問にもありますとおり、ふるさと寄附、本来の目的もありますが、現状ではお祝ひ品、お礼の品を基に寄附先が選ばれるというような状況もありますので、やはり魅力ある商品づくり、そういったことを我々も事業者と一緒に取り組んでいるところであります。

また、地域おこし協力隊も令和3年度から活用いたしまして、様々SNSでの発信、そういったことにも努めております。なかなか特効薬はございませんけれども、引き続き事業者とも連携しながら、魅力ある商品づくり、実際に町にも魅力ある商品はたくさんあると思っております。さらにそういった事業者が増えるように、引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○委員長（野原恵子） 次に、質疑のある方。

（関連の声あり）

中橋委員。

○委員（中橋友子） 選挙の改善、高齢者の選挙で、投票率向上は一般質問でもありましたし、大変大事な課題だと思っています。それで再編に向けて検討するというところでありますが、この間ずっとそういう状況が続いておりました。思い切った対策は必要なときだと思っています。

1つには、幕別町としては高齢者の投票率というのは把握していないという、前回の一般質問でのお答えでありましたけれども、やっぱり対策を講ずるとなれば、そういった状況もきちっと把握していく必要があるのだろうというふうに聞いておりました。したがって、この状況からいっても、そういう手だてに向けていただきたい。実際に投票率も、この間選挙が続きましたけれども、19年の参議院選挙は58.1%、その次の衆議院選挙は67%とちょっと上がったのですけれども、今回、また61%に下がるという中で大きな要因の1つが、投票に行きたくても行けないという高齢者の状況が存在しているということだと思います。そこでの抜本的な対策というものを、改めて求めておきたいというふうに、決算

から読み取りました。

それともう一つ、高齢者の不在者投票のことなのですけれども、施設の入所者、これは施設を特定されましたら、その指定の施設で投票できるというのが一つあります。この特定施設は、幕別町で何か所なのかということと、昨今問題になりました第三者の立会いというのが、なされているのかどうかということです。

それから、そういうことをできない施設、グループホームなどに入所されている方いらっしゃると思いますが、施設で送迎をされているように聞きます。この実態はどうでしょうか。

以上です。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） まず1点目の、不在書投票の町内の施設から回答いたします。

幕別町内の指定施設となっておりますのが3か所で、具体的に申し上げますと、十勝の杜病院、特別養護老人ホーム札内寮、それから介護老人保健施設あかしや、この3か所が不在者投票の指定施設となっております。

それから2点目、第三者の立会いということだったのですけれども、近年の選挙では、私ども選挙管理委員会でも、2か所については、立会いを行っておりますけれども、1か所医療機関、十勝の杜病院だけは、立会いのほうを行っていないという実態でございます。

それから3点目のグループホームの利用者の送迎の関係です。それについては詳しい状況というか、実態は把握しておりません。

最初の高齢者の投票率の把握でございますけれども、前回の一般質問でお答えしたとおり、現状では把握のほうはしていないという状況であります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） されていないことを確認させていただいておりましたので、やっぱり対策を講ずるとなると、どれだけ高齢者が投票に行けていないのかということも、明確になって初めて、手を打っていかねばならないとなっていく側面があると思うのです。したがって、住民の方たちが、誰が投票したというのは分かるわけですから、ちょっと作業が大変なのかなとは思いますが、掌握できないシステムではないと思うのです。したがって、高齢者の掌握、もちろん今、選挙権を有したばかりの若い方たちの投票率の向上ということに力点を置くとともに、高齢者対策というのは、これからの選挙の投票率を上げていく上では欠かせないことだと思うのですけれども、掌握をしていく方向にぜひ向けていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

立会いの問題については、あまり大きく考えていたことがなかったのですけれども、今年、登別市の施設で不正があったということもあり、改めて全道の立会いの設置率となると、半分に届くか届かないかということでありました。したがって、幕別町については、十勝の杜の立会いというのは病院施設の関係上、今コロナとかいろいろありますけれども、そういった施設の協力も要るのだと思うのですけれども、不可能なののでしょうか、そこに立会いに行くことは。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 今の不在者投票の施設での立会いが不可能かどうかということなのですけれども、あくまでも不在者投票を行う環境、病院の中につくっていただいてになりますので、そこでの立会いになりますから、当然医療機関側、その施設側との話になりますので、無理か無理ではないかというのは、相手方との話の中で出てくるものだと思いますので、ここで無理だとか無理でないということはないかと思っております。

もう一点の、高齢者のほうの投票率の把握ですね。若年層の年代のときの話にもありましたけれども、対策を講じる中では、把握をしていたほうが望ましいということは確かにありますので、その辺は把握するように努めてまいります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いろいろなお仕事の中ではありますけれども、必要なことだと思いますので、ぜひ努めてください。

それと病院のほうとはお話をされていないのですね。やはり不正はないとは思いますが、正していくという視点では、日にちも何日間もやっているわけではなくて限られていますよね。したがって、町側の努力によって実施できるものと考えますので、ぜひ実施する方向で検討をすべきだと思いますが、どうですか。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 3施設ともに連絡を取って、今後立会いをして適切な投票が行われるように、話をしていきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 質問ございませんか。

藤原委員。

○委員（藤原孟） ページ104、8目庁用車両管理費、10節需用費について伺います。

先般、十勝次世代自動車研究会が、サステナブルな社会の実現のため、十勝振興局の公用車として試験導入した電気自動車の使用データが示されました。官民が一体となって脱炭素を進める目的だと聞いております。また、災害時には給電設備として使えるということで、この自動車の電気自動車化というのかなり進んでくるのだと思っております。

そこでプレートナンバー、帯広300すの2033、これは誰が乗っているのか、私も乗ったことがありますので、ただいつも役場の庁用車の裏に駐車場に車がありますが、この車をぜひ温室効果ガス排出量を減じる行動で、町民に見える化の動きとして、電気自動車にしたらいかがかという思いで、まず伺いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今まさにおっしゃっていただいた車も、21年経過している車両であります。更新に向けて、3か年の実施計画などでも更新をしていきたいということで、計上のほうを行って、車両のほうについてはエコカーということを想定はしているのですが、まだ具体的に電気自動車ですとか、そこまでの検討には至っておりませんが、エコカーでの更新をということで、担当課としては更新のほうを協議しているところでございます。

○委員（藤原孟） 2030年までに温室効果ガスを46%削減するということになると、車でいったら半分の車は、やはりいろんな形で今のガソリンから取り替えなければならないということが出ております。また画期的なといいますか、舗装に廃ペットボトルを使ってそういう施工もして、いわゆる環境配慮型の道路も造るとか、いわゆる見える化、本当にこのゼロカーボンに向けて見える化がまずそれが手始めで、町民の理解を求めることが一番大事なのだと私は思いますので、ぜひまず公用車の電氣化、これを進めてもいいんじゃないかと、私は思いますので、答弁ありましたら、お答え願います。

○委員長（野原恵子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） ゼロカーボンの件でございます。今、藤原委員おっしゃいました電気自動車ですとかそういったものも含めて、今、脱炭素の地方公共団体の実行計画の事務事業編を今策定する予定でございます。

その中で、公用車のハイブリッド化ですとか電気自動車、今、水道課のほうでは2台ハイブリッド、プラグインを入れている実績がございますけれども、今後もそういった環境に配慮した自動車を含めて、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかに質問される方、いらっしゃいませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数113ページの災害用備蓄品整備事業の10節需用費の細節4の防災対策消耗品と、それからその下の細節21の電気料についてと、ページ数が115ページの10節需用費の細節4の交通安全啓発用消耗品費について、お伺いをしたいと思います。

まず災害用備蓄品整備事業についてであります。この2年間コロナということもありまして、今まで以上に備蓄品をそろえてきたと思うのですが、この備蓄品の中には、以前から私申し上げました液体ミルクが、なかなか備蓄品にそろわないというところがありますので、どのように検討がされているのかをお聞きしたいと思います。

また電気料ですけれども、これは令和2年度のとき1万4,918円だったのです。それが令和3年になって46万9,255円ということで、すごい差額があるのですが、この点についてどのような要因でこのような差額が出たのかをお聞きしたいということと、そして交通安全対策事業であります。事業費の交通安全の旗なのですが、この旗は交通事故の防止のための啓発グッズだと思うのですが、どのような危険で立てているのか。またどの期間で取替えということを考えているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず防災備蓄品のうちの液体ミルクについてであります。液体ミルクについては、これまで幕別町の備蓄品の中には含まれておりませんが、粉ミルクを備蓄品として購入してまいりました。最近になりま

して、液体ミルクの賞味期限が、これまでの最長 12 か月から 18 か月保存可能な商品というのが発売をされております。これで保存期間が延びたということで、液体ミルクの備蓄品への採用といえますか、そちらも検討しているところです。

今後につきましては、粉ミルクの更新に合わせて、その一部を液体ミルクに置き換えていくといえますか、それを購入をしていくということを検討しているところであります。

2 点目です。防災に関する電気料が増額になった理由についてですけれども、防災無線の基地局というのが町内にございます。年間を通じて、当然、天候に関わらず無線を飛ばさなくてはならないということで、基地局の中にエアコン設備が入っております。そのエアコン設備を動かすための電気料というのが発生しておりまして、各基地に設置されているエアコンに伴う電気料が影響しているものと認識しております。

ご質問の 3 点目、交通安全の啓発の旗に関してですけれども、どのような場所に立てているか、それから更新の頻度をどのように決めているかということなのですから、これに関しては交通安全について、当然、事故の起きやすい場所、見通しの悪い場所ですとか、交差点ですとか、そういう場所を選んで設置をしているところであります。風雨にさらされて、町なかの旗についても傷んでいるものも出てきてはいるのですけれども、それについては、気づいた部分は我々で更新することもありますし、各町内会の方から、公区の方から、ご近所の旗が傷んでいるという情報をいただいて、その都度更新をしているという状況であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 液体ミルクにつきましては、まだ全国的にも本当に少ないところもあるのですけれども、全国でも 12.2% ということで、まだ少ないところもあるのですが、管内でも大分広まってきております。そして今、課長がおっしゃったように、賞味期限が長くなったということもありますので、ぜひともこの導入に向けて、早期に検討をしていただきたいと思います。また昨年 10 月には、国からも「災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について」という文書も発信されているということでありますので、ぜひとも早期に導入をしていただきたいと思いますというふうに思っているところであります。

そして、電気料のことなのですから、電気料に対しましては、かかっている意味は分かるのですが、なぜ令和 2 年のときは 1 万 4 千円、そして令和 3 年になって 46 万 9 千円という、その金額がそのように違うのか、お聞きしたところでありますので、もう一度そこをお願いいたします。

また、交通安全の旗であります、この旗が本当に、今、幕別町も風が強いと思うのですが、風に吹かれて本当に見苦しい状況になっているところがたくさんあるのですが、前回、同僚議員があつた質問したときに、旗の厚さにもよるということをおっしゃっていたのですが、少し予算がかかってもいい旗をつけると、取り替える回数も若干長くなるのではないかなというところも感じられます。その点についてどのように考えているのかなと思います。

また、旗の更新ですが、この更新も近所の人たちから、地域の人たちから声が上がってから取り替えるのではなく、春先学校の入学や幼稚園の入園などもありますので、そういうことも考えながら、春先は行政がしっかりと見ていただきながら、そして、間で地域の人たちが声を上げたことは取り替えるというようなことはできないのか、お伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） まず 1 点目、電気料のお話です。これは防災無線の整備の時期の関係で、工事の完了は令和 2 年度末ですので、実質動き出したのが令和 3 年度からということで、電気代が令和 3 年度から増えたということでございます。先ほど課長が申し上げたとおり、基地局の中にある空調設備、これの電気代が主なものでございます。

それと交通安全の旗です。これは町内にもものすごい数が立っていて、毎年、生活安全推進協議会の総会の中で、各公区に委員さんがいらっしやいまして、地域の方で協力いただいて、旗を持っていかれて、交換のご協力をいただいているところでもございます。主に幹線道路等は、私どものパトロールしている人間が取り替えたりしているのですが、十分行き届いていないところもございますので、この辺はしっかりパトロールして、交換に努めてまいりたいと思っております。

あと生地（クマゲラ）の厚さですが、これもご存じかと思うのですけれども、クマゲラのマークから今、パオくんのマークに交換したときに、生地（クマゲラ）に長持ちするような細工、周りをミシン目で固定するようにちょっと細工したのですが、やはり強風でなかなか思うようにいかなくて、前よりはちょっともつような気がす

るのですけれども、それでももちが悪いということで、厚さも含めて、次回の更新に向けて検討をさせていただきたいと思います。

液体ミルクですが、過去に岡本委員から2回ほどご質問とご意見をいただきまして、その当時から検討させていただくという答弁をさせていただきました。

先ほど課長が申し上げたとおり、賞味期限が粉ミルク1年6か月に対して、液体ミルク6か月ということで、常時品として備蓄するのはちょっと好ましくないということで、主に災害があって、物資の受入れのときに液体ミルクを要求するような、そういった使い道だろうと思っていたのですが、先ほど答弁のとおり、同じ1年6か月の物が出てきたということで、ようやく検討する土台に乗ったということで、今年の更新もまだありますので、今年の粉ミルクの更新の一部を液体ミルクに更新していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） そのほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点質問させていただきたいと思います。

1つは113ページ、13目防災諸費の中の113ページ最後になります、防災行政無線システム整備事業についてが1つ目です。資料のほうは24ページなのですが、ここで実施結果の中で、今、設置率が80.2%ということが示されています。以前も私も含めて何人かの議員が、100%にならないのかという質問をしていると記憶しているのですが、その際には設置をしない家もあったり、あるいはその家の中に2世帯あって1つはついているというようなことが答弁であったと記憶しています。ここでこの80.2%の意味合いが、設置台数を幕別町の全世帯で割ってしまったら、絶対100にはならないわけで、100にする必要もないと思うのだけれども、実態として設置をしなくては駄目な世帯数を分母とした場合、何%になるのか、100%にどれだけ近い数字になるかということが、まず知りたいことの1つです。

もう一つは126ページ、地域創生推進事業費の中のUIJターン新規就業支援事業移住支援金であります。令和2年から始まった事業で、北海道で始めた事業で、令和3年説明にもあったように、資料のほうでは44ページなのですが、示されているように単身者と単身者でない2組が、東京圏から移住してくれて、そして160万円の出費があったということが示されています。とてもうれしいことなのだと思います。どういうふうにして、179自治体の中で、あえて幕別町ということになるわけなのでしょうけれども、新しく幕別町に移住してくださった方は、どういう理由で幕別を選んでくれたのか。プライベートな中身もあると思いますから、大ざっぱで結構です。お聞かせください。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ご質問の1点目、防災行政無線の個別受信機の配布率の関係でございます。直近の数字で行きますと、令和4年8月末現在で9,359世帯に、個別受信機の配布がされております。

それに対して委員からご質問のありました、実態として個別受信機を配置しなければならない世帯が幾つあるのかという部分に関しては、なかなか算出が難しいところがありまして、現状では具体的な数字というものを持ち合わせておりませんので、町内の全世帯に対する配布済みの世帯数ということで、配布率を算出しております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 私からは、UIJターンの2件利用された方の、こういった理由かというものについてでありますけれども、個別にその方々がこういった思いで幕別町を選ばれたのかというところは、把握はしておりません。実際には、道が運営する移住支援金対象求人就業マッチングサイト、そちらに登録している企業の求人に対して応募されているということでありますので、実際にそこに載っている職業、そういったものに、タイミング的にマッチしたものかなと考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まず2つ目のところからですが、理由を知りたかったのですが、そういったことで、きっと町のほうで直接携わっていないということなのだろうから、今回はこれで質問を続けることをやめたいと思います。機会があったら、ぜひその移住された方と町のほうでつながっていただいて、理由などを聞いていただくといいのかなと思います。

1つ目のところ、結局分からないということでありました。ということは、これは80.2%というのは、

参考値ということで、実質的に何%なのかということではないのだと思います。ということは逆にいうと、あと何世帯つけてくれれば全世帯に行き渡ったということも分かっていないということになるわけで、その辺のところは、やっぱりいろいろな力を借りて追求するべきだと思います。どうぞやってみてください。

それと資料の 24 ページの中には、放送実績ですけれども、28 件の非常災害、その他の緊急事態の通知があって、全体が 225 件ですから、大体 1 割ぐらいが、本来の目的防災ということでの利用の仕方であったということが示されているところです。この件数は分かったのですけれども、この 4 つ目のところに、その他町長が特に必要と認める事項に関するということというものがあるのです。65 件、防災の 3 倍。お悔やみ等となっておりますけれども、大ざっぱでいいです。どんなことが町長の認めることということで通知があったのか、お聞かせください。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてお答えいたします。

その他町長が必要と認める事項につきましては、忠類地域でお悔やみの放送というのが以前からなされておまして、個別受信機の配布後も、忠類地域については、住民の方からもそういう御要望がありますので、お悔やみの放送をしていると、それがこの実績に載ってきているということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 簡単に確認だけですけれども、そうしたならば、その他町長が特に必要と認める事項の 65 件は、全部忠類地区のお悔やみだったということで、今の答弁ではそういうふうになるのだけれども、そういうことでよろしいですか。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてですけれども、実績の内訳でまいりますと、お悔やみの放送が 62 件のほかに、夜間の通行止め、帯広広尾自動車道の夜間通行止めが発生した際に、それをお知らせしたという実績もございますので、それを含めての件数ということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに質問のある方、いらっしゃいませんか。

（「関連」の声あり）

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 関連はするのですが、2 点についてお伺いいたします。

ページ数では 97 の 1 目一般管理費の庁舎維持管理事業に関わりまして、幕別町の庁舎の管理委託につきましては、内装については外注で業者の方にやっていただいていると思うのですが、外回りの管理につきましては、どのような手法で計画をもってやっていらっしゃるのでしょうか。

それから 119 ページの 15 目職員研修事業に関わりまして、この間、町民の皆さんから大変細かいことで恐縮なのですが、町民との接遇に関わって、幾つかの意見が寄せられております。役場に対しての仕事などの希望があって連絡をするのだけれども、そのときの判断が、例えば適切ではなくてできないというような、断られることが多々あり、後日追いかけて電話があって、やりますよというような、繰り返す。それは例えば緊急通報システムが使わなくなったと、戻すということになれば、高齢者は戻せない。でも持ってきてくださいということになるとか、細かいことなのですが、あるいは土日の休みのときに、緊急の対応をしていただかなければならないことがありますよね。そういう場合に、土日なので難しいというふうに言われたとか、あるいは障がい年金の相談の中で、スムーズな手だてを取っていただけなかったとか、電話だけではなくて、直接面談しても、はいはいということで、十分な納得のいく対応をしていただけなかったとか、ちょっと続いてありました。

私は、この庁舎というのは、もう幕別町のシンボルだと思いますので、中も外も含めて、新しくなって 6 年たっているわけですから、その点での今の対策、研修も含めて対応をどんなふうに行っているかを伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず 1 点目、庁舎の外回りの清掃の関係であります。

外回りのまず草刈りについては、年に最低 1 回、草刈りのほうを行っております。また周辺のシバザクラを植えてあるところの草取りは、職員が行っていたり、近年は中札内の高等養護学校の生徒さんのご協力もありまして、そういった作業の一環ということで草取りなどを行っていたりということで、周辺環境のほうは行っている状況であります。

それから、住民の方から職員の対応について、ご意見等を実際にいただく場面が近年あります。これについては、日頃からももちろん職員の接遇研修、まずは新採用になったときの研修から始まり、職員全体についても、令和3年度についても接遇研修を行っております。内容的には、挨拶、おじぎ、身だしなみ、本当に基本的な対応の部分での研修であります。

さらに、職員は町民全体の奉仕者というこの大原則を本当に自覚する必要がありますし、職員間の中でも職場の中でも、お互いに挨拶も含めて、相互牽制が働くような、お互いに注意し合うようなそういった環境づくりを改めてしていくということは、幾度かにわたって職員全体にも通知を行っております。こういった住民の方からの貴重なご意見を、いろいろな対応がありますけれども、真摯に受け止めて、引き続きそういった不快な思いをされないような対応を心がけていくように、職員と共通認識を引き続き図ってまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 接遇に関わりましては、放置されていることはないと聞いております。つまりそういう入り口でのいわばトラブルがあって、そのまま放置されて未解決のまま投げられているということは、そういった苦情はありません。何らかの形でフォローされて、対処されているということは認識するところなのですが、今、課長がおっしゃられたように、やっぱり住民に対する奉仕というのは、おっしゃられたとおりなのですが、そこの思い、困難に寄り添って解決していくという思いを、もう少し深めていただける。あるいは挨拶一つも対等な立場で、お互いに町民も尊重し合うというような接遇を求めたい、このように思います。

庁舎の外回りの管理なのですが、やはりもうちょっと頑張っていたいただきたいなど。お答えいただいたシバザクラも全然シバザクラらしくなくて、もう本当に根があるのかないのか分からないようなところに、雑草がばんばん力をつけて、今年は特に雨が多いので、元気いっぱい伸びてしまったのです。その状況がずっと続いてきたものですから、いよいよ町民の方から、せっかく立派な役場が建ったのに、職員の方たちは、あれに気がつかないのかねというようなものも寄せられたりするものだから、ぜひそれは特別大きなお金がかかって解決しなくてはならないことではないと思いますので、頑張っていたきたい。

それともう一つ、役場の前に大きなお花の鉢が置かれまして、非常に訪れる町民が和んでいる。それは札内の支所も同じなのですが、こういったものを聞きますと、手づくりの町推進委員会の方たちの、本当にボランティア、協力でやっただけだということを知りました。中札内高校の方たちも同じだとは思いますが、こういった善意もかなり毎日、かなりの労力を割いて維持されていると思いますので、そういったことに対する評価などもぜひ併せて行っていただいて、全体の本当にシンボルとして生き生き、町民が行きたくなるような施設に進めていただくように求めて、お答えはいいです、質問を終わります。

○委員長（野原恵子） そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、2款総務費を終了いたします。

これより休憩に入ります。1時まで休憩に入ります。

12:05 休憩

13:00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） 3款民生費についてご説明申し上げます。

140ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額29億1,528万円に対して、支出済額27億2,429万1,858円であります。

なお、繰越明許費として9,381万9千円を翌年度に繰り越しております。

これは、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る未支給分の給付金と事務費、保健福祉センターの自動火災報知設備の修繕費であります。

1 目社会福祉総務費、備考欄の中ほど、民生委員児童委員活動支援事業 735 万 7,540 円は、主なものとして、1 節の社会福祉委員 64 人に係る報酬と 8 節の費用弁償、18 節の民生委員の活動に対する交付金であります。

その下、社会福祉協議会活動支援事業 2,956 万 9,737 円は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

下段、ひきこもりサポート事業 450 万 8,023 円は、令和 3 年度から開始した事業であり、次のページになりますが、ひきこもり支援アドバイザー 1 名分の人件費が主なものであります。

中段の福祉灯油等支給事業 2,155 万 6,510 円は、非課税世帯の高齢者等世帯に、1 万円分の商品券を 2,138 世帯に交付したものであります。

次の、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 2 億 8,462 万 9,278 円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている非課税世帯等に対する国の給付金制度であります。次のページになりますが、令和 3 年度中に非課税世帯 2,780 世帯、家計急変世帯 11 世帯に給付した給付金が主なものであります。

2 目国民年金事務費、国民年金事務事業 433 万 2,266 円は、国民年金事務に要した経費であり、担当職員 1 名分の人件費などであります。

3 目障害者福祉費、一番下の障害者自立支援給付事業 8 億 5,607 万 5,547 円は次のページになりますが、主なものは、19 節扶助費で、令和 3 年度から細節を 3 つに分けておりまして、細節 1 は生活介助や就労支援などの障害福祉サービス費等給付費、細節 2 は補装具などの給付費、細節 3 は障がい児通所支援などの給付費であります。

次の自立支援医療費給付事業 3,274 万 9,250 円は、主に身体機能障がいを経減または改善するための医療費を助成したものであります。

次の障害者地域生活支援事業 1 億 862 万 3,013 円は、主なものとして、12 節委託料、細節 6 の訪問入浴サービス事業や、細節 8 日中一時支援事業の委託料などであります。

次のページになります。

上から 2 つ目の障害者相談支援事業 876 万 4 千円は、主なものとして、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

次の障がい者就労支援事業 179 万 1,063 円は、主なものとして、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員 1 名の人件費のほか、7 節報償費、細節 3 障がい者職場体験事業に係る謝礼などであります。

次のページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、東十勝障害認定審査会事務事業 305 万 4,660 円は、十勝東部 4 町で共同設置しております、障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であり、主なものとして、認定審査会委員 5 人の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などであります。

5 目福祉医療費、重度心身障害者医療費助成事業 3,568 万 3,597 円は、重度心身障がい者に係る医療費扶助とその事務に要した経費で、12 節委託料、細節 5 福祉医療システム改修委託料は、地方税法の改正に伴う、福祉医療システムの改修に要した費用であります。

令和 3 年度末の対象者数は 379 人で、前年度と比較すると対象者数は 11 人の減であります。

次のひとり親家庭等医療費助成事業 1,187 万 8,280 円は、ひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助やその事務に要した経費であり、令和 3 年度末の対象者は 727 人で、前年度と比較すると 26 人の減であります。

次のページになります。

6 目老人福祉費、中段の敬老祝金等支給事業 1,213 万 4,408 円は、主に 7 節報償費、細節 3 敬老祝金と 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 地域敬老行事奨励金であります。

本町における令和 4 年 3 月末現在の高齢者数は 8,779 人で、高齢化率は 33.62%であり、前年度と比較しますと 48 人の増、率にして 0.53 ポイントの増であります。敬老祝金の対象者は 478 人でありました。

一番下になりますが、食の自立支援サービス事業から、次のページの中段、お元気ですか訪問事業までは介護保険を補完し、生活を支援する各種サービス事業であります。

157 ページになります。

中段の福祉バス運行事業 1,599 万 6,982 円は、福祉バス 3 台の運行委託料が主なものであります。

2 つ下の介護サービス提供基盤等整備事業 891 万円は、空き家等を活用した地域密着型サービス施設を整備する事業所に対し、改修に要した費用の一部を 1 事業所に補助したものであります。

7 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療療養給付事業 3 億 4,231 万 7,368 円は、後期高齢者医療制度

に要した経費であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付費等負担金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

158 ページになります。

8 目介護支援費、介護予防支援事業 1,515 万 8,141 円は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

令和 3 年度の介護予防プランの作成委託件数は 971 件で、前年度と比較して 18 件の減であります。

9 目社会福祉施設費、生活館維持管理事業 283 万 3,167 円は、千住生活館の管理運営に要した経費であります。

次のページになります。

10 目保健福祉センター管理費、保健福祉センター維持管理事業 2,172 万 8,735 円は、保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

次のページになります。

11 目老人福祉センター管理費、老人福祉センター維持管理事業 877 万 6,114 円は、老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

令和 3 年度の利用者数は、延べ 31,980 人で、前年度と比較しますと 4,381 人の減であります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことによる、57 日間の休館と温水ポンプ故障等による 5 日間の臨時休館が主な要因であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、生活支援ハウス運営事業 82 万 2,800 円は、ふれあいセンター福寿内の生活支援ハウスの運営に対する委託料であります。

次の忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,121 万 2,343 円は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

次のページになりますが、2 項児童福祉費、予算現額 22 億 5,961 万 5 千円に対して、支出済額 21 億 5,513 万 6,318 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉総務事務事業 3 億 4,695 万 1,528 円は、児童福祉全般に要した経費であり、主なものとして、次のページになりますが、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、令和 3 年度の対象児童数が延べ 3 万 2,070 人で、前年度と比較して 995 人の減となっております。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 1,368 万 9,767 円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯への支援として、18 歳以下の児童等に対し 1 人当たり 5 万円を児童 203 人に給付したものであります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業 3 億 7,893 万 974 円は、次のページにわたりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が出ている中、子育て世帯を支援するために、18 歳以下の児童 1 人当たり 10 万円を給付したものであります。給付人数は、児童 3,752 人になります。

2 目児童医療費、子ども医療費助成事業 9,289 万 6,947 円は、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助とその事務に要した経費で、19 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は、令和 3 年度末の対象者数が 2,968 人で、1 人当たり扶助額が 3 万 246 円となり、前年度と比較すると対象者数は 111 人の減、1 人当たり扶助額は 3,458 円の増となっております。

3 目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業 2 億 2,392 万 7,732 円は、幕別地域 3 か所の町立保育所の管理運営に要した経費で、1 節の代替の保育士及び給食調理員などのパートタイム職員や 2 節のフルタイムの保育士、給食調理員等の人件費のほか、次のページになりますが、中段、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食及び間食に係る経費であり、17 節備品購入費は、細節 1 保育用備品は、札内北保育所の冷凍冷蔵庫の更新、札内さかえ保育所の児童用スクーター 10 台、三輪車 6 台の購入や中央保育所の午睡用ござなどを購入したものであり、細節 2 保育所児童用机・椅子は、老朽化の著しい机と椅子を木製品の机・椅子に更新したものであります。

なお、令和 3 年度末の町立保育所の入所児童数は 294 人であり、前年度と同数となっております。

次のページになります。

中段の、私立保育所運営事業 8 億 896 万 3,741 円は、主なものとして、12 節委託料、札内青葉保育園と札内南保育園の運営委託料と 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は札内青葉保育園の建て替えに要する建築主体工事及び旧園舎解体費用に対しての補助金であり、細節 4 保育士等処遇改善臨時特例交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士の処遇改善に係る経費を補助したものであります。

なお、令和 3 年度末の私立保育所の入所児童数は 249 人であり、前年度と比較すると 4 人の増であり

ます。

次の認定こども園等施設型給付事業 7,828 万 1,028 円は、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行した私立幼稚園や、認定こども園 11 施設を利用した児童 59 人分の公定価格から利用者負担額を控除した給付費であります。

細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育所の 11 施設を利用した児童 133 人の保護者に対する、施設利用及び預かり保育利用相当分の給付費であります。

174 ページになります。

4 目へき地保育所費、へき地保育所運営事業 8,157 万 2,839 円は、幕別地域 5 か所と、忠類地域 1 か所のへき地保育所の運営に要した経費であり、主なものとして、1 節の忠類へき地保育所の事務員と代替の保育士など、パートタイム職員や 2 節のフルタイムの忠類へき地保育所の所長と町内 6 か所の保育士などの人件費のほか、10 節需用費、次のページになりますが、細節 60 賄材料費や、17 節備品購入費、細節 1 は平均台や一輪車など、保育に係る児童用の備品を購入したもの、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 は学校給食センターに支払う給食代であります。

なお、令和 3 年度末の入所児童数は、75 人で前年度と比較すると 2 人の増であります。

178 ページになります。

5 目発達支援センター費、発達支援センター運営事業 1,236 万 8,495 円は、発達支援センターが行う発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であります。

主なものとして、職員の人件費のほか、12 節委託料は、作業療法士及び言語聴覚士等の派遣委託料、18 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 4 は南十勝ことば発達支援センターへの負担金であります。

なお、令和 3 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 90 人で、前年度と比較すると 1 人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 10 人で、前年度と比較すると 4 人の増であります。

6 目児童館費、学童保育所運営事業 6,087 万 8,480 円は、児童館 3 か所及び学童保育所 5 か所の管理運営に要した経費であり、支援員の人件費が主なものであります。

令和 3 年度末における学童保育所の入所児童数は、5 か所で 308 人であり、前年度と比較すると 13 人の減であります。

182 ページになります。

7 目子育て支援センター費、子育て支援センター運営事業 2,598 万 5,148 円は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であり、主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、ファミリーサポートセンター事業に要した経費などであります。

なお、令和 3 年度の利用状況については、施設開放事業では、年間延べ利用人数が 4,770 人で、前年度と比較すると 1,511 人の減であり、一時保育事業では、年間延べ利用人数が 2,802 人で、前年度と比較すると 55 人の減ですが、5 月 18 日から 6 月 20 日までの期間と 8 月 27 日から 9 月 30 日までの期間、それぞれ緊急事態宣言に伴う施設利用制限をしたことが主な要因であります。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は 643 人で、前年度と比較すると 103 人の増であります。

184 ページになります。

3 項災害救助費、令和 3 年度は支出はありませんでした。

以上で、3 款民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 3 点お伺いいたします。

141 ページ、社会福祉総務費の社会福祉協議会活動支援事業、社会福祉協議会の活動内容の中で、高齢者の就労センターについてお伺いしたいと思います。資料になかったものですから、現在の会員様がどのぐらいいらっしゃるのか、それと各作業について総時間がどれぐらいになっているのか、お聞きしたいと思います。

2 つ目です。同じく 141 ページ、社会福祉総務費のひきこもりサポート事業についてであります。資料では 51 ページになります。令和 3 年度からスタートした事業でありまして、具体的な内容についてぜひお聞きしたいと思います。相談件数については 116 ということで理解いたしました。実際どのぐら

いの方が利用されてきたのか、また一度で利用して終わってしまったという方がいらっしゃるのか、中にはグループなどで研修等が行われたのか、内容についてお聞きしたいと思います。

次、3つ目です。181 ページ、児童館費、学童保育所運営事業についてお伺いいたします。資料では 92 ページになります。昨年度の令和 3 年度の予算の中でもお聞きしてきたのですが、図書館の図書を学童へ貸出しをしていただきたいというような要望がありました。小学校や保育所、幼稚園ではスワディ号が回って貸出しを行っています。学童保育所ではなぜできなかったのかについてお聞きしたかったと思います。現状ではどのようになっているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） まず、1 つ目の社会福祉協議会の就労センターの話であります。まず、会員数でありますけれども、事業としましてはこれは就労センターですので、社会福祉協議会の独自の事業になりますけれども、こちらのほうで把握させていただいている人数としましては、令和 3 年度で会員数は 122 人になっております。実際に作業で稼働した時間数というところまでは、確認が取れておりませんので、稼働時間数は把握はできておりません。

次に、ひきこもりサポート事業であります。ひきこもりサポート事業につきましては、相談の件数は記載させていただいたとおり、ひきこもり部分に当たりましては 116 件となっております。このうちの利用者の内訳ですけれども、大半の方が 1 回限りというのではなくて、やはり複数回にわたって利用される方が多い状況でございます。そして、相談者の実数を申し上げてなかったのですが、相談者の実数につきましては 19 人が実人数としては相談を受けているところであります。そして個別の相談ですので、基本的にグループの中での対応というのは、この相談の中では行っておりませんが、例えばその後、相談後に行っております、「ひだまりーの」というひきこもりの方の集う場であったり、また今年度から始めました「N a n m o（なんも）」という事業がございますので、こういった中では関係する方が一緒に同じ場所に介してお話をしますもので、そういった意味でのグループというような対応は起きております。

研修があったかというご質問あったと思います。相談のあった方を主に対象として、研修というものを行ったわけではないのですが、今年も行った「N a n m o（なんも）」という取組の中では、ひきこもりとはとか、そういった形で研修という形で行ったわけではないのですが、保護者の皆さんにひきこもりについて理解をいただくということで、そういったお話をさせていただいております。

あと、先ほどどんな活動をしていたかという部分ですが、まずは昨年 4 月から札幌市では毎月の相談会、そして幕別地区と忠類地区につきましては、隔月で相談の窓口を設けております。

以上です。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 学童の図書の関係でございます。まず学童保育所においては、各施設に図書室はございまして、毎年定期的な購入又は更新という形で一定数の図書を購入しております。そういう中で必要性について、ちょっと現状スワディ号回っていないものでございますから、ちょっと指導員も含めて、現状必要かどうかという確認も、利用児童のニーズというところを把握するところから一応確認いたしまして、その上でどうしてもやっぱり図書が全部読んでしまった、好きな子は読んでしまったというような実情があれば、その場合に図書館のほうに要望したいと、協議したいと考えます。

現状、各学童にスワディ号は回っていないという状況にあります。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 一つずつお聞きしたいと思います。

高齢者就労センターについてであります。始まりは、やはりこれまでの経験を生かして、高齢者の方が生きがいと健康ということで、この事業がスタートしたのかなというふうに認識しています。やはり会員さんの中でも高齢者が増えてきて、なかなか作業が進まないのというような声もありました。中にはもっと働きたいという利用者の方もいらっしゃいます。やはりそういった中を見たときに、もっと頑張れる事業があるのかな、たくさん事業があるのですが、でも現実的にこれがもうかなりぎりぎりのところにあるのかなというのは、要はぎりぎりの事業があるのかなと思っています。例えば草刈りについても見てみると、春先にしか行われていないのかな、もっと夏場とか秋場とかもやってもいいのかなというような、回数を増やすというようなこともできますし、除雪については本当にもう厳しいと、できる人たちが限られているという中で、人手が足りないとかという状態もあります。これからやはり高齢の方々も生き生きとして働いているような状況で、働き口をつくっていくという意味で

も、この事業をどういったものにしていくとかというのは、やはり今後考えていく課題の一つではないのかなと思っています。やはり委託事業ということで理解はしていますけれども、町としてもその辺の理解と今後の住民の状況を踏まえた事業展開をぜひ求めたいと思います。

2つ目です。ひきこもりサポート事業についてであります。19人ということで認識いたしました。全国的に見ますと、内閣府の調査で40歳から64歳までの人口の大体1.4%、全国で61万人の方がひきこもり状態にありますよというのが内閣府の調査でも出ています。幕別町にもきっともっと多くの方がいらっしゃるのかなという状況もあります。これからスタートしてきた事業ですので、ぜひ結果だけを求めることがないように、もう1年、2年で結果が出るような事業ではないです。もう5年、10年取り組んで、こういった事業は、こういった方いましたというような、本当にその人その人に合った取組を期待したいと思います。

3つ目です。学童の図書の関係でした。去年、令和3年に緊急事態宣言があって、図書館の方なのか、学校なのか、ちょっとその辺については分からないのですけれども、自宅までスワディ号行きますよ、自宅まで図書を持っていけますよというような事業が展開されていたのです。やはりそういった意味では、子どもが家にいる状態でも何かできることはないのかというところで、すごく図書館の方々が知恵を出し合って取り組まれたなと思っていました。そうした中で、やはり学童にはそういったものがそもそもなかったのかと、保育所、学童は社会的に絶対必要だと言いながら、なぜそういったところまで手が回らなかったということで、町の情報だったのかをちょっとお聞きしたかったなということで、お聞きしたところであります。

特に私が思ったのですけれども、やはり現場からもこういった声が出ています。特に年2回に学童運営協議会が行われる中で、たくさん要望が出て、こども課長の中でも要望を聞きながら一つ一つ対応していきたいというお話がありました。この中でも、やはり限られた一つの利用ができない中で何かできないか、子どもたちに何か新しい刺激とかまで言いませんけれども、そういった中でこういったことができないかという中で提案がありましたので、ぜひ検討して実現させてほしいと思います。どうですか。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） まずは就労センターの事業であります。荒委員言われますとおり、確かに当時生きがいつくりという部分で始まったところはあろうかと思っています。ただ、この事業自体は町の事業、委託事業でもなくて、社会福祉協議会の事業となっております。ただ、実態として生きがいつくりの中で、今、働く方がやっぱり65歳になっても、やはり仕事をされている方が多くて、会員数が増えていないという実態をお聞きしております。その中で、こういった事業がほかにできてくるのかというのもあろうかと思っていますけれども、社会福祉協議会だけでなく、町のほうとしても社会福祉協議会と一緒に話をしながらその辺は進めてまいりたいと思います。

また、ひきこもり事業につきましては、令和3年度に始まったばかりでありますけれども、引き続き参考となるものを取り入れながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 引き続き、指導員ですとか、あと利用する児童のニーズの把握というところに努めていきたいと思っています。図書は基本的にはあるという中で、その中で対応できているという認識ではありましたが、そのとおり把握に努めて、必要であればという検討にこれから行っていきたいと思っています。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ひきこもり事業について、最後に、本当にすごく大変な事業でありますし、すごく大切な事業と認識しております。今現在、関わる方が1人しかいない中で、ほかに新しいところがあった、そこにも通いながらやっているというお話もありますが、やはりたくさんの人たちがどれだけ関わっていけるのかというのは、大切なことなのかなと思っています。そういった意味でも、多くの方々がひきこもりになってしまった方にサポートができる体制を、もっと広げられるように取り組んでいただきたいと、最後に付け加えさせていただきたいと思います。

答弁はいいです。

○委員長（野原恵子） あと、質問される方いらっしゃいますか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 174ページ、へき地保育所費、へき地保育所運営について質問したいと思います。資料は89ページにあるのですが、資料には令和元年度から3年度にかけて、へき地保育所の子どもたちの人数が載っております。2つの保育所以外は一桁が続いているという状況でありますけれども、令

和4年度には一つの保育所が休所という形になりました。そもそも、へき地保育所を継続していくのには、どのぐらいの最低人数というものを設けているのか。また、なかなか郡部は最近子どもたちが減りまして、どの保育所も子どもたちがこれから減っていく予想があります。その中で、どのような考えを持ってへき地保育所を運営していこうとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） へき地保育所の状況であります。今、質問いただきましたとおり、途別保育所が令和3年度で休所ということで、令和4年度は1所減っている形になっております。運営のための人数というところでございますけれども、過去からの運営に係る申合せというか、内々の決まりというところで、5人以上というまず人数を目安といたしまして、5人以上で通常運営というところで、5人以下になる年というのが見込まれる中で、休所もしくは閉所の検討ということの一つを目安としております。

○委員長（野原恵子） 若山委員。

○委員（若山和幸） 今のお答えですと、閉所、休所という考えのみで、例えばどこかにほかの保育所と合同になるとか、そういう地域との協議の場というのは、どのようになっていくのでしょうか。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 先ほどの一応基準という中で5人以下が見込まれるときに、できるだけ早く地域のあくまで保護者の意向、それと地域の代表ですとかというところで、その地域にある保育所というところで、保護者を含め地域の方とのお話というか、意見を聞いたりとかという場面は設けて、その中で協議の上、方向性というところでは検討いたします。

○委員長（野原恵子） ほかに質問される方いらっしゃいませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いいたします。

ページ数、155ページの布団洗濯乾燥サービス事業であります、資料で65ページなのですが、令和2年と3年とでは枚数が随分と減っております。といいますのも、制度がちょっと変わったということで、このような数字になったのではないかと推測されるのですが、制度をもう少し詳しくちょっとお知らせいただきたいということと、そして今まで利用していた方の声とか、またこれについてのクレームがなかったのかをお伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 布団洗濯乾燥サービスでございますが、見直しの内容としましては、布団からベッドへ生活スタイルが変化したということもありまして、高齢者世帯とか、家庭においても寝具類の布団洗濯乾燥の頻度が低下していること、そういったことを考慮して対象者等の見直しをするとともに、他のサービスと合わせてより衛生面等に配慮した内容に見直したというような内容になっております。見直した内容ですけれども、布団乾燥が困難な身体重度介護者とともに回数を年4回から年2回に、枚数を1回当たり4枚から2枚としたことと、それから別の事業ですけれども、介護用品等給付事業の対象品目に、防水シーツを追加して、毎日交換可能とすることで衛生面の充実を図ったものであります。

なくなったことによる世帯、高齢者からの声ですけれども、一部使えなくなったというような声もお聞きしましたがけれども、別途、軽度の介護者に対して、老人日常生活費用給付等事業の布団乾燥機を追加したりというようなことで、自宅でも布団乾燥ができるような環境整備の充実等も図っているところであります。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今、乾燥機をということでおっしゃっていましたがけれども、乾燥機はどのくらい入れたのかお聞きいたします。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 令和3年度の実績ですけれども、1名にお貸ししております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1名にお貸ししたということですが、それでこのような数字にはならないかと思うのですが、また制度ですけれども、介護4以上のみの世帯にという制度ですよね。介護度4という方たちが乾燥機を使えるのかなというところに疑問があるのでありますが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 布団乾燥機ですけれども、基本的に布団乾燥機を使われる方というのは、ご家

族の方とか、そういった方になるのかなと思っております。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 152 ページ、それから 154 ページ、介護保険の補完事業に関わることなものですから、関連とさせていただきます。今、布団乾燥機のことが出ましたけれども、ほかに私 2 つ気になるものがある、それらがどちらも数が減っているものですから、その理由をお聞かせいただきたいのです。

1 つは、食の自立支援サービス事業です。資料で言うと、62 ページ、63 ページです。63 ページのほうで、忠類地区と幕別札内地区に分けて資料に出していただいているところであります。忠類地区については、年度が重なるにつれて利用者の人数も食数も増えている。特に忠類地区は数が随分増えている。幕別札内地域ですけれども、令和 2 年度に増えた分がそれ以上令和 3 年度で減っているということがここで示されているわけです。この理由をお聞かせいただきたいのが一つ。

それから緊急通報装置設置事業であります。資料のほうで言うと、66 なのですけれども、ここで最後、事業実績の枠の中で、取り外し件数が 65 件、新規の設置数はこの 3 年間 20 台でほぼ横なのですけれども、令和 3 年度について外す人の件数が随分と増えていると。前年度 24 件から 65 件、この外している理由、どうして外すことになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

この 2 点です。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 1 点目の食の自立支援サービスについてでございます。食の自立支援サービスですけれども、令和 2 年度から今まで一般食と健康食の 2 本で事業展開しておりましたけれども、令和 2 年度から健康食ということで提供させていただいております。管理栄養士が面談を実施して、きめ細かなバランスの取れた食事を提供するというで提供しております、令和 2 年度が初年度でしたので、今まで使われていた方、多くが利用されたことかと思いますが、令和 3 年度に向けて一般食がなくなったことで、健康食に加えて、スーパーですとか、そういうお弁当屋さんですとか、そういったところの一般食も併せてご利用になる方がいたのかなと推測するのが一つと、それから幕別札内地区の中には、南幕別地区等も中に含まれておりまして、それらのところでかなり多くの配食を受けられていた方が、理由があつてちょっとやめられたというようなこともあつて、減少につながったかなと考えております。

それから、緊急通報装置システムの取り外しの件数でございますけれども、確かに令和 2 年度取り外し件数 24 件で、令和 3 年度が 65 件、設置台数にして 40 台ほど減少はしておりますけれども、外す主な理由としましては、在宅での生活ができなくなった、お亡くなりになったり、入院されたり、施設に入所されたり、そういった理由でご自宅で緊急通報システムの必要がなくなった方というようなことが、取り外しの理由となっております。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今の食の自立支援サービス、食数の減少ということで、今お話あったのですけれども、多少ちょっと違う視点が入ってくるのですけれども、令和元年までは一般食と健康管理食という形であったのですけれども、一般食をもう完全になくされた。食数も減ってしまったという形になるのですけれども、完全になくしたというのは、どういった理由でこういうふうになされたのかお伺いしたいのと、あと業務委託先、ちょっと細かい話になってくるのですけれども、令和元年までは町内の事業者さんによって提供がなされてきたと思いますけれども、令和 2 年、3 年からは、しんか一ずという帯広の会社ですよね、この障がい者の就労支援の会社かと思いますが、完全に帯広の業者さんのほうに変わってしまった理由としまして、そういった健康管理食への対応が難しいとか、あと採算が取れないだとか、そういった理由も一理あるのか分かりませんが、どういった理由でこういうふうにしんか一ずさんに変えられたのか、あと利用者の負担額が 1 食 400 円、それに町の補助というのもプラスついてくると思うのですけれども、それ幾らになるのでしょうか。また配送料金、それはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まず 1 点目の一般食を完全になくした理由でございますけれども、そもそも食の自立支援サービスということで、在宅で生活している 65 歳以上の高齢者等を対象にして、栄養バラ

ンスの取れた食事を配達して安否確認をするというのが、このサービスの目的でございましたので、基本的に一般食というのは一般の方が食べられる食事ということで、しっかり管理栄養士によるバランスの取れた食事を提供することで、より事業の目的を達成しようということで、健康食に一本化させていただいたものです。

それから、事業者の関係でございますけれども、令和2年度に、この事業を見直すに当たって、広く私たちの求める事業内容を遂行できる事業者を募集するというところで、公募型の指名競争入札ということで契約相手方を決定したものでございますけれども、内容が幕別町内全域を配送できること、それから管理栄養士が食の献立等を立てられること、そして昼食と夕食を提供できることと、これらの要件を満たす事業所を選定するというようなことで、今の1社になったものと考えています。

それから町の負担額100円でございますけれども、そのほか配送料ですけれども、南幕別地区に配送する際は1食330円、これは1戸にもし2人の方の利用がありましても330円ということでございます。それから忠類のほうは1食495円の配送料を加算しております。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 結構条件付きでというところが、本来の目的ではないのかもしれませんが、町内の事業者が参入しづらいといえますか、そういったことになってきたのかなと思います。特に管理栄養士を置いているところは、少ないのかなというふうには感じております。

また、本来の目的ではないのかもしれませんが、町内の経済効果、そういったことも側面としては出てくるのかなというふうに思いますので、できたら町内の事業者さんに参入していただければ望ましいのかなというふうには、私は思っております。

あと利用者さんの負担、町のほうは100円でしたか。ということは、1食500円で作らなければいけないということで、結構500円以内で作るとするのは厳しいのかなと思います。それに加えまして最近では物価の上昇だとか、配送料のほうもちょっと出しているようでありまして、燃料費のほうも結構高止まりで今来ていますので、そういったことも考えて、次年度この値段のままでいいのかなというところを考えるとあるのですけれども、いかがですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 1点目の事業者のことですけれども、管理栄養士のことで、そういったことは、そのとき事業の内容を決めたときに、このようなことだったのだので、1事業者になったかと思いますが、今後令和4年で、一度3か年で今の事業の契約が切れるようなこととなりますので、見直す中で何か考え得ることがあるかということは検討したいと思います。

あとお弁当が500円ということで、これも令和2年度にスタートした時点での様々な業者さんからお聞きした内容を基に、価格設定をしておりますので、これも来年度からまた新たな契約に入るといったこともありまして、しっかり動向等を調べながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 141ページ、1目社会福祉総務費の費用弁償等の下、民生委員児童委員活動支援事業、そして18節、細節3の民生委員活動費交付金、64名の民生委員の方に令和3年ご活躍いただいたということであります。それぞれのぐらいいくらの日数で稼働されてきているのか。それぞれ担当している地域によって実際に民生員としての費やす時間とかというのは、変わってくるのでしょうか。月平均にしてどのぐらいいくらの活動日になっているのか。それとここに出されています、いわゆる報酬、それから活動費交付金を64人で割りますと、民生委員の報酬のほうは1年間単純に割りますと3万4,853円、活動費も64で割りますと7万1,578円、これが年間保証している費用ということだと思いますが、間違いないでしょうか。あまりにも低いと思うのですが、いかがでしょうか。

次、169ページ、3目施設型・地域型保育施設費に関わりまして、まず1番保育運営に関わりまして、令和3年の入所状況についてお伺いいたします。令和3年におきまして、希望した児童が保育所に入所できなかった、つまり待機児の数はどのぐらいいくつあったのでしょうか。また年度途中に入所を希望したけれども、入所できなかったという子どもさんの数はいくつあったのでしょうか。

2番目、169ページのこの町立保育所運営事業費2億2,392万7,732円、これは町内294人の児童、3施設の事業費であります。同じく173ページ、真ん中よりやや下に私立保育所運営事業費2つの施設で249人の子どもさんを保育されて、委託料として2億9,349万6,095円、その差が約7,000万円、町立は3か所の保育をやっています。私立のほうは2か所で7,000万円ほど高くなっています。過去にこの問題、決算でお尋ねしたことがありまして、その内訳といいますか、根拠について示していただきました。

いということを申し出たことがあり、資料も頂いたことがあります。そのときの運営の状況と今日差が相変わらず開いているわけですが、変化は起きたでしょうか。この差が起きている要因はどこにあるのでしょうか。

3つ目です。同じく 173 ページの 18 負担金補助及び交付金の 4、保育士等処遇改善臨時特例交付金、先日もお尋ねをいたしました。令和 3 年につきましては、2 月、3 月の 2 か月分であろうかと思います。これのここでは私立保育所に関わりましてですが、それぞれの保育士何人に幾ら交付されているのか、併せて町立の会計年度任用職員のフル稼働の方にも支払われたということでもありますから、その単価と人数をお示してください。

以上です。

○委員長（野原恵子） 審査の途中ではありますが、14 時 10 分まで休憩いたします。

13 : 58 休憩

14 : 10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 私のほうからは、民生委員に係ります質問について回答いたします。

まず、民生委員の 1 つ目で、交付金であります。交付金につきましては、まず民生委員は、活動自体は無給のボランティア活動となります。ですので、国の民生委員の委嘱に対しての報酬はなく、この交付金の中で、各民生委員の活動に対する活動費が支給されております。この活動費につきましては、1 人年間で 6 万 200 円掛ける 64 人分となっております。残る部分の費用につきましては、その他、道の民児連であったり、民生委員の研修に係ってくる全体の費用として交付されているものであります。

また、報酬のほうでありますけれども、報酬につきましては、民生委員に対しまして、幕別町の社会福祉委員の委嘱を行っております。この活動をする際に、毎月、民生委員協議会の会議を開いておりますので、この会議に出席された方の費用弁償と報酬を支出しているものでありまして、1 人、会長職以外は 5,200 円、会長職は 5,700 円という報酬を支給しているものであります。そして、民生委員の活動回数でありますけれども、昨年度の活動の回数につきましては、全体で 4,408 日、これが 1 人平均にいたしますと、68.9 日が活動日数となっております。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず 1 点目、待機児童の状況でございます。令和 3 年度 4 月 1 日現在で利用保留の児童が 22 名、そして待機児童数としてカウントされるのは 15 名という状況でありました。3 年度末の状況でございますけれども、利用保留の児童数が 63 名で、そのうち 45 人が育児休業の延長、もしくは認可外保育所、もしくは認可保育所への入所ということで残ります 18 名というのが令和 3 年度末の待機人数でございます。

ご質問の 2 点目の運営費についてでございます。先ほど保育所施設型給付費の決算額、まず町立 3 所分でございますけれども、169 ページの町立保育所運営事業、こちらの 2 億 2,392 万 7,732 円、それプラス、173 ページにあります町立保育所維持管理事業、こちらの 1,389 万 3,062 円、こちら足したものと、それと職員費でございまして、そちらのほうで正職員の保育士 20 名、その分は職員費のほうで計上しておりまして、そちらのほうの決算額が 1 億 3,234 万 604 円あります。この 1 億 3,100 万円というものが加わりますので、それが町立保育所 3 所のいわゆる運営費用ということになります。次に、私立のほうは、先ほどご質問いただきましたとおり、運営費で支出しております 2 所の合計、委託料になります 2 億 9,349 万 6,095 円ということでございます。

続きまして、処遇改善の金額でございます。まず町立保育所、こちらが 27 人分ということで、1 人当たりの平均で 1 万 392 円、それからへき地保育所、こちらが 2 人分ということで、1 人当たり 1 万 1,300 円です。私立保育所ですが、2 所合わせまして 74 人分で、1 人平均 1 万 7,586 円という状況でございます。

先ほどの処遇改善のほうでございますけれども、会計年度任用職員のフルタイム職員が対象でございます。町立保育所は 27 人でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、民生委員のほうからなのですが、基本、無給のボランティアというこ

とで、これは全道、全国ですね、同じ基準の下に、それぞれ活動をしていただいていると。本当に、今、高齢化社会の中で大きな役割を果たされていて、たくさんの時間も割いて活動していただいていることには本当に頭が下がるのですが、ボランティアということだけで無償というようなことが、どこまでこの制度を維持していく上で理解されていくのか。幕別町は、辛うじて令和3年につきましては、定数64に対して64人が受けてくださっているということでもありますから、そういう点では、全国的に問題になっている、管内でも問題になっている、なり手不足という点では、頑張ってきているのだろうと思うのですけれども、1年に約70日出動されていて、僅かな、本当に足代にもならないというような状況について、それをよしと思っていらっしゃるのかどうか。ここは今後に向けて改善していく必要があるというふうに私は思いますが、どう認識されていますか。

待機児の問題です。かなりこれいらっしゃいますね。令和3年の末で、63名が保留ということで、43名がいろんな形で対処されているということをおっしゃいましたが、結局この43人も含めた63人は、幕別町の保育所を希望されているけれども、そこに入所できなかったということですよ。それで最終的には、18名の待機児につながったということでもありますから、これは先日もマスコミ報道されておりましたが、十勝管内の中でも、幕別町の待機児の数が多いのですよね。解決に向けてどのような手だてを取ってこられたのか、改めて伺います。

運営費のことについては、大枠で分かりました。保育単価というふうに考えていけば、これまでもずっと私立のほうが、保育単価というのは、私が勝手に運営費と人数を割って出しているということなのですから、高いという状況があったものですから。ただ、令和2年よりも3年がぐんと縮まってきているということでもありますし、今お答えいただいた中身では、理解できるかなと思いました。

それと処遇改善の件なのですから、27人分で1人当たり1万392円、これは2か月分ということになりますか、2月、3月の。国が予算措置、各自治体にきちっと申請を上げてくださいというのは、2か月で基準1万8千円なのですね。その1万8千円は請求されたと思うのですけれども、結果として1万392円ということは、7,608円というのは別なところに使われたのかなというふうに思いますが、もう一度そこをご説明ください。それから、特に2人分で1万1,300円というお答えのところがちょっと理解できなかったのですけれども、私立のほうではどうだったのか、再度お答え願います。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 民生委員、その関係ですけれども、まずは先ほど私申し上げました活動日数は、年間の活動日数でありますので、年間で1人当たり68.9日、これは月にしますと、1人当たり5日から6日の活動と考えております。

また、報酬活動費等についての改善に向けてということでもありますけれども、特に活動費につきましては、多いか少ないかというのは、活動の内容にもよってくるのだと思いますけれども、これまで足りないというようなお声はないところでもありまして、現時点においては、この活動費自体は国の制度に係る活動費なものですから、現時点においては、活動費についてこの状況で考えているところであります。

○委員長（野原恵子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（檜木良美） 民生委員の活動費の関係でございます。今、課長が言いましたように、足りないというような声は実際に本当に出ていなくて、民生委員の活動ととても大変ですので、私も民生委員と関わる中で、活動費とかもうちょっとあったほうがいいのかという話も、ざっくばらんにしたりしたのですけれども、基本的には、民生委員というのは、無償で活動する委員だということは理解されて、民生委員になっていただいておりますこともありまして、民生委員、もうそんなに6万円の国から出る活動費をもらうのも、ちょっともらい過ぎだなという方も中にはいらっしゃいました。全員が全員というわけではございませんけれども、そういう方もいらっしゃって、たくさんいただくと、それで、もらっているから活動するとかというふうに思われるのも嫌ですし、活動しなければならないという、そういうところのプレッシャーも出てくるので、そんなに今のままでいいですよというようなお話は、何人かの方には聞いております。そういうような状況ではあります。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 1点目の待機児童の状況でございます。令和3年度末、利用保留児童数63人という状況で、令和3年度の取組というところではない、ちょっと令和4年度も含まれるところにはなるのですけれども、以前から青葉保育園の改築というところと、新たに一つ家庭的保育事業所の開所というところが、新年度に向けての入所人数の拡大というところで、そこによって令和4年度のスタートにおいては、待機児童が3人減ったという状況があります。令和3年度の中での取組といたしましては、

あくまでもいつもの各保育所状況、そして月ごとのクラスの運営状況という中で、基準を守った中で、保育を安全できる中で、拡大ができるという中での各施設への働きかけという中で、解消を目指してきたところですが、ちょっと大きな数字になったという状況でございます。

そして、処遇改善でございますけれども、まず町立保育所につきまして 27 人分ということで、1 人当たり 1 万 392 円というところは、2 か月分ということでございます。なので、1 月分というと、割る 2 ということになります。そして、こちらの 5,000 幾らという月額になりますけれども、あくまで対象を、町のほうでは、会計年度任用職員のフルタイムということでの有資格の保育士を対象としました。給与表の 2 号棒の改定を行ったということでの金額の増の分の補助を受けているものでございます。2 号棒というところが、あくまで保育士が単純に 9 千円を目指すというだけでは、ちょっとやはり会計年度任用職員という中の職種、町の中での均衡というところもありますので、そちらのほうはちょっとその均衡も考え、バランスというところでの 2 号棒ということになります。

へき地保育所の 2 人というのも同様でございます。1 万 1,300 円というのは 2 か月分で、1 か月当たりは 5,650 円というような月額でございます。それで、同じく会計年度任用職員のフルタイムということでの対象の職員数が、忠類保育所の 2 人ということですので、2 人分ということでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 民生委員の方たちは、本当に一生懸命やっただいて、謙虚に、自分たちからこれで少ないなどということは、なかなか上がらないのだと思います。ボランティアというものに対する考え方が、全て一定の報酬というか、会議に係ってのその交通費や報酬出ていますけれども、日常活動が全部ボランティアという考え方で、今日まで来たのだと思うのですけれども、ここに来て、これだけ経済情勢厳しい中で、若い方に代わっていききたいけれども、なかなかそこが難しいということの声も聞いております。これからの人たちに参加をしていただくというふうに思えば、今までと同じ考えで、若い方にバトンタッチしていく、どんどん増えていくということには、なかなかなりづらいだろうと思います。したがって、本人たちがいいって言っているからということとどまらず、今後の継続的な民生委員としての確保、活動を保障していくという観点に立てば、一定の改善は必要ではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

全国的な数字も見ってみました。決して高くはないのですけれども、しかし、この 5 万円、6 万円というのはやっぱり低いです。全体としては、8 万円から 10 万円、あるいは 10 万円から 12 万円という自治体、データ調査したのもありました。この辺も含めて、北海道との協議も必要なのだろうと思いますから、ぜひそういった面で改善に向けるべきだと思いますが、いかがですか。

待機児です。今のような姿勢でいかれたら、待機児ってずっとなくならないのではないのでしょうか。具体的な手だてが何も取られていないというふうに、解消に向けた対策はどうですかとお尋ねしたのですけれども、お答えが明確なものはありません。子育て支援の町ということで、ずっと力を入れてきた幕別町だと思うのですよね。隣の帯広市よりも待機児が多いということ自体に、私はやはり残念な思いがします。これはとにかく受け入れる器を造って、人を雇って、そして通っていただくと、こういうことしかないわけですから、それは計画を持ってやっていくべきだと思うのですよね。今、第 2 期の子育て支援の計画の真ただ中だと思うのですけれども、そこにきちっと待機児解消ということを目指に掲げて、どうやって解決していくのだという数字をきちっと示していくということなしに、ずっとこれ続いていきます。いつも答えは青葉が増えるからだとか、新しい子育て支援の施設ができるからとかと言ってききましたけれど、結果として今年も待機児が生まれているではないですか。こういうことに対する責任も含めて、どうお考えなのですか。

処遇改善に入ります。これは幕別町が出したのではなくて、国がコロナに関わって、とりわけ保育士について、いろいろあるのですけれども、困難な状況の中で仕事をしているということに、その現実に合わせて処遇を改善しようということから設けられた制度。政府は、保育士の収入の 3 % 程度ということで、月額 9 千円というのを打ち出しているのですよね。この 9 千円を町が交付申請を行って受け取ると。先日も目標としては、その 3 分の 2 が目安ということを担当の方おっしゃったではないですか。9 千円の 3 分の 2 といったら、6 千円ですよ。これ両方とも下回っている。そういうことに対して、疑問は持たれないのでしょうか。やはりきちっと申請をすれば、町の負担なしにお金くるわけですからね。そういうものは保育士にきちっと保障していく、そういう姿勢を持つべきですが、どうですか。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 民生委員制度に係る部分になってまいりますけれども、まず民生委員の活動費につきましては、国の制度という部分でありますので、町のほうでその活動費を変更するとか、そうい

うことにはちょっととなつてこないかなというふうには考えております。また報酬部分でありますけれども、これにつきましては、町の専門委員という位置付けの下で委嘱させていただいておりますけれども、この附属機関の委員と同様に、会議の出席に係るものとして報酬をお支払いしているものでありますので、ここは他の機関とやはり同様に考えてきたところがございます。ですので、この考え方につきましては、基本的には同じ対応で進めていくものだと捉えております。

○委員長（野原恵子）　こども課長。

○こども課長（平井幸彦）　待機児童についてでございます。先ほどの第2期子育て支援事業計画、こちらのほうが令和2年度から令和6年度の計画でございます。ただいま令和4年度、いわゆる中間年というところもございます。そういう状況もありますので、計画時の入所推計と現在の入所状況というところも勘案すると、あとその間のやはり人口の推移ですとか、あと幼稚園とのやはり札内地区は兼ね合いますので、幼稚園の入所人数、それから保育所の入所人数、もちろん徐々に保育所の入所率というのが、大まかに言いますと上がっているという状況はあります。そういうことも踏まえて、中間年というところで、見直しの検討を行っていきたいと考えております。

○委員長（野原恵子）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美）　待機児の関係は、今、課長が申し上げましたとおり、計画の中で今後どういったこと、どういった経緯、状況になっていくかということを検証しながら、どういった対応したらいいかということを検討していきたいと思います。

それと、処遇改善の関係であります。町の保育士の処遇改善につきましては、先ほど課長も申し上げましたとおり、ほかの保育士との賃金の関係だったり、ほかの会計年度職員との賃金のございますので、本来であれば、国が示した9千円の3分の2というところを確保できればいいとは思ってはおりますけれども、そこをちょっと合わせることで、なかなか難しかったというところでの調整した金額というふうになっておりますので、そういうような状況になっております。

○委員長（野原恵子）　暫時休憩いたします。

14：37　休憩

14：38　再開

○委員長（野原恵子）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　全体の今の状況というのは、国の制度の中でなっていると、そこは理解した上でお尋ねしています。令和3年過ぎまして、令和4年はたしか定数を割っているということも聞いております。つまり、やはり簡単になり手という点では、困難が出てきている状況だと思います。そういうことも含めて制度そのものがどうなのかということは、常に行政側としては検討が必要だと思います。

待機児のことです。第2期の計画の中での人数を見ても、どうしてもやはり実態と合わないなど。これ、この計画でいったら待機児出ないのですよ。しかし、現実には毎年出てきているということ、毎年毎年、そのままにしてきたとは言いませんけれども、改善が見られないできているということ、あえて指摘をさせていただきたいと思います。預けたいという保護者にとって、この時期を逃したら、もう子どもさんは次の年齢にいきますからね。何ていうのですか、困難解消されないままに、苦肉の策でいろんな休暇を取ってみたり、別な施設を探しているということをしてはいますけれども、本来は幕別町の保育所に、きちっと入所していただけるという形を取るのが仕事だと思いますので、計画の中でということでありますから、次期令和5年に向けて、待機者が、待機児が生じないように対策を講じていただきたい、このように思います。

処遇改善の考え方なんですけれども、この保育士等とはなっていますけれども、そこに対してのみ、国がそういった制度をつくられたわけですから、したがってそこにつくられたお金が行くというのは当然ではないですか。そこにほかの例えば調理師さんとか、いろいろ一般の職員とかいらっしゃると思います。そういうところの制度ができなかったのですよ。これはこれで別対処はすべきことでありまして、せっかくそこにきちっと職種まで絞って、9千円を保障しますよというふうに出してきている政策なのに、ほかとの関係で均衡を取れないから下げるといようなことは、私は正しい対処ではないと思います。しっかりとその辺も含めて、適切な行政事務を執行していただきたい、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子）　副町長。

○副町長（伊藤博明）　まず、民生委員児童委員の話です。これは私もかつて民生委員児童委員の仕事を

担当したことがありますけれども、当時の法律には、民生委員は名誉職とするという記載がありました。つまりこれ本当に日本の社会福祉制度の、地域みんなで助け合いましょうというモデルケースというか、モデルとして始まりました。それは、もちろん昭和の時代はそれで機能していたのですけれども、中橋委員おっしゃるように、昨今では、十勝管内においても帯広市だけではなく、もう本町においてもなかなか手が見つからない。そういった状況がある中で、この民生委員制度を、国としてどうしていくのか、維持していくのかというのは、国の中でも議論されているという報道は聞いております。ただ現実には、先ほど来、課長が答弁しておりますように、部長も答弁しておりますように、交付金というのは国から来ておまして、そこに自治体によっては市町村が上乘せをして支給しているケースもあります。我が町は、昭和の時代から、社会福祉委員として月に1度の民生委員協議会に来ていただいた際に、日額報酬をお支払いして、結果的には年額で五、六万円にはなっていると思います。ですから、そういった町としての支援というのもしてはいますけれども、これはもともとが国の制度のものですから、どうしても限界があると。ただ、実態は、本当にこれから先、こういった制度を維持していけるのかというのは、私たちもそれは当然として感じているところでありますので、これは町村会とかの議論の中でも、国に対して意見を言っていかなければならないと考えております。

次、待機児童の問題です。これは、今、子ども子育て支援計画をつくっております、その際には、やはり青葉の保育園の定数を増やしたことで、それから家庭的保育事業を展開していくという事業者の方の力も借りながら、解消に向けていけるだろうということでスタートをしております。しかしながら、実際に子どもを保育所に預けたいという方の割合が、我々が見込んでいた、その計画をつくったときの見込んでいたものよりも高かったというのも事実でありますので、これは今、来年に向けては、青葉保育園との協議もありますけれども、もう少し引き受けさせていただくことができないのかという点も含めて、協議してまいりたいと考えております。

3点目の保育士の処遇改善ですけれども、これはもともと民間も含めた、民間の方々の保育士の処遇改善というのを、国がマクロベースで、平均でもって出された金額であります。我が町にあっては、我が町の公務員としての給料月額を定めておりますので、その中で他の職種との整合性、それからもちろん正職員との整合性というのも、バランスというもありますので、そういった中で定めた金額ですので、9千円というのはあくまでも国が定めた一つの目安といいたしまししょうか、平均値ということで、結果としてはその金額には増額はしていない。ただ今回上げたことによって、これがずっと続くわけですから、月額というのはこの期間だけではなくてずっとですから、それは当然として町が、国の補助がなくなっても、交付税措置と言っていますが、それがそうなるもずっと保障していくということでもありますので、そういった中で定めた金額であります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 民生委員、待機児問題、分かりました。

処遇改善の点だけ申し上げます。民間の給料を含めた平均賃金を計算した上で出されたのが、9千円であるという今のお答えでありました。それで、実態はそうです。幕別町の場合に、どういうふうに見るかというふうになりますと、その会計年度任用職員という方は、会計年度任用職員、幕別町が雇っている会計年度任用職員ですから、民間とは言えません。しかし、その方たちの平均給与というのは、正職員から比べたら格段に低いということは、これまで何度もお示ししてきました。したがって、そういう方たちの処遇改善につながるということは、やっぱり国の意を組んでプラスにしていこうというのが私は大前提だと思います。そして、特に幕別町の場合は、この資料の中にも示されていますけれども、資料の83ページ、職員の方44人のうち正職員は僅か17人なのです。もちろん加配も入っています。ですが、これだけ会計年度任用職員の方の力を借りて、保育運営しているというのが実態であります。全体の賃金を引き上げる機会があれば、あらゆるものを活用し、上げていくというのが行政として行うべきではないかと私は思います。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（伊藤博明） 会計年度任用職員の月額賃金を定めるに当たっては、帯広市を含め1市3町の中での金額も十分に調べた中で、その中で均衡を取った金額を定めております。ですから、決して幕別町が1市3町の中でも安いという認識ではおりません。今回もそういった国の処遇改善の中でも、ほかのやはり正職員、それと会計年度任用職員のパートタイム職員とのバランスも取りながら金額を定めたという、繰り返しになりますけれども、そういうことであります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。改めて申し上げますと、令和2年の保育士の平均年収、これ民間も

含めて平均を出したものですけれども、375 万円と記されています。それで、これは他産業の平均に比べると、月額で9 万円以上の差がある、つまり低いということですね。こういう中で、保育をしていたらということでもあります。私は、会計年度任用職員だけを比べて、自治体間の差があるとは、今、副町長お示ししていただいたことは認識しているつもりです。そこ差があるとは思っておりません。ただ、あくまでも同じ保育、幕別町は、今 44 人の保育士によって支えられている中で、正職員が 17 人しかいない、残りの人たちは、その正職員から比べたら、賃金が低い中ですね、やっという現実です。機会があればそれを活用して、繰り返しになりますが、少しでも処遇を改善していくということが必要だということを申し上げて、終わりたいと思います。

○委員長（野原恵子） そのほかに質疑、質問される方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、3 款民生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これから 15 時まで休憩いたします。

14：49 休憩

15：00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

186 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 8 億 5,075 万 3 千円対して、支出済額 8 億 550 万 237 円であります。

1 目保健衛生総務費、保健衛生総務事務事業 1,963 万 7,322 円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして、嘱託医師 16 人に係る報酬及び費用弁償と、担当保健師の人件費となっております。

17 節備品購入費は、保健指導の訪問のための軽自動車 1 台の購入であります。

次のページになりますが、地域医療対策事業 1,710 万 7,600 円は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の帯広高等看護学院に係る負担金や、細節 5 帯広厚生病院運営費補助金などであります。

2 目母子保健対策費、母子保健対策事業 388 万 441 円は、主なものとして、よちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士などの担当職員の人件費のほか、子育て支援アプリ運用保守委託料などあります。

備考欄の下段、乳幼児健診事業 156 万 9,805 円は、乳幼児健康診査の実施に要した経費であり、主なものとして、8 節旅費、細節 1 は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償であります。

次のページになりますが、妊婦・産婦健診事業 1,270 万 577 円は、主なものとして、妊婦一般健康診査に係る委託料や妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要する経費であります。

妊娠・出産包括支援事業 75 万 2,168 円は、主なものとして、産前産後サポート事業のママカフェの助産師の講師謝礼や産後ケア事業の委託料であります。

次の不妊・不育症対策事業 359 万 8,127 円は、特定不妊治療や一般不妊治療に係る自己負担分の助成金で、特定不妊治療の利用人数は 15 人で、助成回数は延べ 23 回、一般不妊治療の利用人数は 15 人で、助成回数は延べ 16 回、不育症治療の利用人数は 1 人で、助成回数は 1 回であります。

3 目予防費、定期予防接種事業 5,518 万 3,600 円は、感染症予防のための予防接種などに要した経費であり、主なものとして、10 節需用費、細節 70 は、定期予防接種に係る医薬材料費、12 節委託料は、定期予防接種に係る委託料、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、予防接種に係る自己負担分の助成などあります。

次の任意予防接種事業 76 万 3,480 円は、感染症予防のための任意の予防接種に要した経費であります。

194 ページをお開きください。

4 目成人保健対策費、成人保健対策事業 30 万 5,400 円は、主に担当保健師の人件費であります。

次の生活習慣改善事業 45 万 7,730 円は、主なものとして、各健康講座の講師謝礼や健康ポイントラリーのポイント達成者への記念品代であり、令和 3 年度の達成者は 306 人であり、前年と比較すると 22 人の増であります。

中段の疾病対策事業 1,287 万 4,510 円は、各種健診の受診に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は、人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料などであります。

下段のがん対策事業 1,830 万 1,006 円は、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であります。

次のページになります。

5 目診療所費、へき地診療所運営事業 277 万 5,673 円は、幕別地区 3 か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

令和 3 年度の開設日数及び受診者総数は、3 か所合計で開設日が 98 日、利用者数が延べ 334 人であります。

次の忠類診療所運営事業 2,646 万 9,728 円は、忠類診療所の管理運営に要した経費であり、主なものとして、12 節委託料、細節 1 は、忠類診療所の管理運営委託料、17 節備品購入費は、忠類診療所の胃内視鏡システムなどの購入であります。

次の忠類歯科診療所運営事業 1,585 万 3,455 円は忠類歯科診療所の管理運営に要した経費であり、主なものは、12 節委託料、次のページになりますが、細節 5 歯科診療所指定管理者業務指定管理料 1,346 万 700 円、14 節工事請負費の忠類歯科診療所配管改修工事であります。

なお、令和 3 年度の開設日数及び受診者総数は、忠類診療所が 266 日、延べ 8,006 人、忠類歯科診療所が 234 日、延べ 4,653 人であります。

6 目環境衛生費、環境衛生対策事業 601 万 8,586 円は、環境衛生及び環境保全に要した経費であり、主なものとして、環境衛生業務員 1 名の人件費のほか、12 節委託料、細節 7 環境調査分析委託料などあります。

次に墓地維持管理事業 177 万 5,588 円は、墓地の維持管理に要する経費であり、次のページになります、12 節委託料、細節 5 細節 6 は、墓地の草刈りや支障木の伐採などに要する委託料であります。

葬斎場維持管理事業 1,852 万 1,335 円は、葬斎場の管理運営に要した経費であり、12 節委託料、細節 1 葬斎場管理委託料は、葬斎場の火葬業務や施設の維持管理に係る経費であり、14 節工事請負費、細節 1 葬斎場改修工事は、3 号炉の主燃焼炉及び排気筒の耐火レンガの積替え工事を行った費用であります。

7 目水道費、十勝中部広域水道企業団参画事業は、十勝中部広域水道企業団への出資金であり、次のページになりますが、簡易水道特別会計への繰出金であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2 億 5,159 万 6,258 円は、令和 3 年度中に、コロナワクチン接種事業に要した経費であり、主なものとして、1 節報酬はワクチン相談コーナーに係る人件費、11 節役務費の細節 1 郵便料はワクチン接種券の発送に係る経費、12 節委託料の細節 5 ワクチン接種委託料は個別・集団接種の接種に係る委託料、次のページになりますが、17 節備品購入費は、ワクチン接種に係る集団接種会場などの備品購入費、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の医療従事者派遣事業補助金は、集団接種会場に医療機関から派遣された医師・看護師等に対する北海道の間接補助金であります。

2 項清掃費、予算現額 4 億 622 万 3 千円に対して、支出済額 4 億 88 万 6,858 円であります。

なお、繰越明許費の 9 万円は、し尿処理事業の負担金で十勝川浄化センターにおける施設の電気工事が、年度内未完了による町の負担分であります。

1 目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業 3 億 8,499 万 9,978 円は、ごみの収集及び処理に要した経費であり、主なものとして、10 節需用費、細節 30 印刷製本費はごみカレンダー 1 万 3,400 部、ごみ袋 102 万 6,300 枚及びごみ分別冊子 1 万 7 千冊の製作に係る経費であります。

次のページになりますが、12 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

17 節備品購入費、清掃用作業車は、不法投棄ごみの回収やごみ袋の配送等に利用する軽トラックの購入に要した経費であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区の可燃不燃ごみを 1 市 14 町村及び資源ごみを 1 市 7 町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、4 款衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 つ質問させていただきます。

衛生費で 205 ページ、資料が 112 ページ、2 項清掃費、1 目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業の中で印刷製本費があります。令和 3 年度にごみ分別冊子をリニューアルして、ごみ分別パンフレットというのを 1 万 3 千冊、各戸配布されました。これについての評価をまずお願いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 今のご質問についてでございますが、今、委員からお話ありましたように、ごみの分別冊子、カレンダー等を作成した経費でございますが、評価と言われましてもなかなか難しい部分がございますけれども、前回の冊子から相当期間が過ぎまして、分別の区分が分からない部分とか明確でなかった部分がありますから、その辺を整理し、分かりやすく作ったつもりでございます。あと、どのようにそれを活用するかというの、また個人の主観とかありますので、難しいところかなと思います。

それと、あと忠類においても、令和 4 年度から同じく十勝圏のほうでごみを収集する、処理するという形になりましたことから、それらも併せて整理させていただいたといったところでございます。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 前回の発行から結構時間がたって、忠類もまとめて作ったということなのですが、社会背景も変わってきていて、結構スマホを使っている人とかいろいろありまして、この紙ベースでなのなのですが、まず字がすごく小さくて、もし高齢者がこれを活用するのであれば、なかなか見づらいなというふうに思います。印刷製本費としてごみカレンダー、ごみカレンダーのほか分別パンフレットを作っているのですが、ごみカレンダーの後ろにも簡単な分別のイラストが出ております。

これ、評価は難しいと思うのですが、どのくらいの人が活用しているのかというのは把握できないと思いますけれども、まず若い人は使っていないと思いますと、そういう声を聞きます。目的は、しっかりごみを分別して環境負荷を低減しようということなのでしょうけれども、活用されなければどうなのかなというふうに思うところで質問させていただきました。

そこで以前、LINE の導入に関わって、チャットボットについて質問させていただいたのですが、十勝管内でもごみ分別の自動応答システムというのは、LINE を活用して、24 時間対応でできるシステムというのを導入しているところが増えているとお聞きしています。把握していればその状況をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 今、今回の冊子、小さくてなかなか使いづらいのではないかというご意見ございました。使う側のほうも含めて、私どもとしましては、今回この冊子を作るに当たっては、色なんかを分かるようにしたり、なかなか分別の品目も多いものですから、全てを網羅するとなると、どうしてもそのような形になったということでございます。

それと、今ご意見ありました LINE だとか、あとスマホを使った分別といったところも、私ども、先進自治体においてはそういうこともしているというのは、実態としてはつかんでいるところでございますけれども、私どもとしては、そこまではまだちょっと考えていないところでございまして、今後の改正時においては、どういう手法がいいのかというのは、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 今の段階で考えていないということで、今後の改正時はいつですか。

○委員長（野原恵子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 今後となりますと、考えられるのは、今度くりりんセンターがまた十勝圏のほうで、今、改築をしようという動きがございます。それらになりますと、今 1 市 14 町村でやっておりますけれども、全町村がそれに参画するという形になりますので、その際には、また分別の手法等も変わる可能性がございます。そういうことで、今後それらに向けて検討は進めてまいりたいと思います。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子）　くりりんの、令和9年ですか。これ、かなりあると思うのですよね。今、本当に環境負荷、カーボンゼロを目指して計画を策定中ということなのですけども、やはりごみに関しても、しっかり分別できていないと、その分環境に負荷がかかるので、本当にこのアプリでしたら、何回もお勧めしているのですけれども、分別だけでなく地区を設定することで収集日カレンダー形式で確認したり、あと収集日に指定した時刻に知らせてくれるので、出し忘れがなかったりだとかすることもできます。適切なごみ分別、資源化、減量化のさらなる促進を早期に図ることが大事だと思いますので、もう研究する段階ではないと思いますので、早期に導入していただきたいと思います。

○委員長（野原恵子）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　早期ということでございますけれども、この分別の関係ですけども、確かにスマホがあれば分かりやすい、それだけで解決するという問題ではなく、一例を申し上げますと、毎年やっているのですけれども、今回、私どものほうで年に1回プラスチック製の容器、包装の調査というのを実施しております。今年も私どもが行って、実際どういうふうに分別されているかというのを、くりりんセンターのほうで、全部ばらして分別状況を見させていただいているという調査があるのですが、それによりますと、今年5月30日の調査で言うと、プラスチックの容器、包装に関する調査結果で言うと、81.7%が容器、包装どおりにきちっと分別していると。過去は、悪いときには、平成30年にはもう34%の時代があって、それからいろいろと出前講座だとか、いろんな面でそういう容器と包装に関する分別をしっかりとしてほしいと。それをしっかりしないことによって、分別されたものが単なるごみになってしまうと。要するに、再資源化されないということになりますので、そういうことも含めて普及啓発を行った結果、今回81.7%という数字、前年と比べても3.5ポイント上昇したということから見まして、そういう分別に関する意識づけのほうが大変大切であるということで、今後ともその辺の意識づけをしっかりといろんな角度、面で実施してまいりたいと思っております。

○委員長（野原恵子）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　最後に1つなのですけども、確かに分別率というのが向上してきているというお話したのですけれども、分別すごい大変なのですよね、これ。本当に細かくて。だから、その意識づけという意味で、今回のこれを活用してくれるのが一番いいのですけれども、取り組んでいただきたいと思います。

　　以上です。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　関連で質問をさせていただきたいと思います。

　　まず、ごみカレンダーの裏側にも分別の在り方が書いてあってと、そして新たにごみ分別冊子を作られたということなわけですけども、実は私のところの公区では、大変これを大事に重宝して利用してまして、私としては、今そういう評価もあったけれども、全く違う評価も、アプリのことはまた別に、あれは非常に重要なものだなと評価しています。

　　公区の中で、ごみの分別を進めるに当たって、公区便りみたいなものは多くの公区で出していっぱいと思うのですけれども、それに沿ってこういう分別を進めてくださいよという訴えができる。繰り返になりますけれども、その分別冊子の内容に基づいて、皆さん意識づけしてください、そういう手法を取っています。それはごみカレンダーの裏側だけでは分からない方が多くて、細かいところまで判断ができなくて、パンフレットを見るとそれが分かったら、そういうことのものだから、くだいですが、非常に重宝して使わせてもらっています。

　　意識する中で私が聞いたかったことは、資料の113ページに、3番目、集団資源回収協力交付金というのがあって、増えたり減ったりしながら令和3年は78団体。恐らく公区や子ども会やそういったところでの、幾つか決まった品物の資源ごみを集めたときのお金なのだと思うのだけれども、まずはそれでよかったかどうかということと、それからどういう団体がこの協力金を受ける団体となっているのかということをお尋ねしたいと思うのです。

○委員長（野原恵子）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　ご質問の関係でございますけれども、委員おっしゃいましたとおり、78団体で、昨年度は約671トンのごみを回収していただいております、それに対する交付金は335万2,000円ほど公区にキロ当たり5円という形で交付しているところでございます。大変一生懸命やっていただきまして、私どもの処理費の軽減にもなっているというのは事実でございます。

　　どのような団体かということでございますけれども、公区が主体となっているのはほとんどでござい

ますけれども、中には婦人部、老人クラブ、それと子ども会、それらが主な回収団体となっております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 公区中心にいろんな団体がやっていらっしゃるということでありました。78 団体ということであれば、そうしたらば、もっともっと多くの団体がこの協力金制度をもらう形で、資源ごみを集められるということになってくるのだと思うのです。そのことをもっともっと力を入れて進めていただく、そのことが重要ではないかなと思うのです。何かの席で、ふだんの資源ごみに出すより、この協力金を出してでも町としては負担が少ないのだということを聞いています。だから、団体にしたらお金はもらえるし、町としては出費が少ないわけだ。もう両方にとっていいわけですから、このことは広く、強く、広めていく、そうしていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 委員おっしゃいますとおり、先ほども申し上げましたように、実際この資源回収によって、その資源回収量、町が仮に処分したとしたときには、約 1,500 万円ほどの余分な経費がかかるという状況でございます。そういうことも含めまして、委員のお話があったとおり、広報だとかも含めて、いろんな場面で、そういう資源回収について協力を、今後ともお願いしたいということを強く PR してまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） そのほかにございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 205 ページの中段、細節 4 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金のところなのですが、コロナワクチン接種による副反応、後遺症についてなのですが、これは健康被害給付金ということで、コロナワクチンによる健康被害として因果関係が認められて、恐らく国のほうからだと思いますけれども、支払われたのだらうなというふうに思うのですが、この人数はどうなっているのか。また、どういった副反応症状であったのか。また、その後の状況といいますか、後遺症なんかはどうなっているのか、差し障りなければお答えいただければと思います。

また、副反応や後遺症、ご本人からの訴えになってくるのかもしれないかもしれませんが、町として把握しているもの、令和 3 年は何件ぐらいありますでしょうか。どういうふうに把握されておりますでしょうか。

それと、テレビ報道等で問題になっていましたのが、ワクチン接種後に不調が続いて、後遺症が強く残ってしまって、医療機関を受診するのですが、医師の診断書を書いてくれるところがあまりないといえますか、少ないといえますか、そういったことが起きているようであります。それで、後遺症が強くて仕事ができない、会社に診断書も出せなく、給料とかそういった経済的保障もない。そんなふうに困っている方も中にはいらっしゃるというような報道もありました。そういった診断書を出してもらえないといったことも実際起きておりますでしょうか。そういった方への対応、どういうふうに考えていますでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金についてであります。

まず 1 点目ですが、決算額の 3 万 8,400 円の給付金ですが、医療機関から北海道を通じて、直接国に副申、進達のあったものでございまして、お 1 人分でございます。

状況でございますけれども、接種後すぐにアレルギー様の反応が起きまして医療機関を受診され、その医療機関から直接報告があり、給付金が支払われたものでございます。その後の状況ですが、すぐに回復されたとお聞きしています。

2 点目のワクチン接種後の副反応でございますけれども、当町において、集団接種、個別接種、どちらもですが、重篤な副反応というのは特にお聞きしておりませんが、このお支払いした給付金のお 1 人以外に、4 名の方が健康被害調査委員会のほうに審査とか調査がかかっていまして、その 4 人の方は国のほうに副申しております。

それから、3 点目でございますけれども、不調が続いて後遺症がというお話でしたけれども、私どものほうでは、ご相談があった際には、医療機関にかかっていたら必要書類を出していただくということで、ご相談があった中では、診断書を出していただけなかったのが、調査委員会にかけられないというような申出はなかったところです。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今回のそういった給付金が支払われたケースについては、すぐにその症状が接種直後に起きて、アナフィラキシーのような症状が起きたので、比較的因果関係が認められやすいといった

ケースだったと思います。しかしながら、ちょっと時間がたつてくると、これまた因果関係が認められるのかならないのかとなってくるのかなと思います。この健康被害調査委員会、町の中でこれは設置されて、ここで国に上げたほうが良いというふうになれば上げていく、そういった形になるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 予防接種健康被害調査委員会ですけれども、町のほうで設置しておりまして、北海道からの推薦医師、十勝医師会からの推薦医師、そして帯広保健所長、そういった方々の調査を経て、実際には因果関係がないとは認められないというような形で、全部副申させていただいておりますので、基本的には国のほうに全件こちらのほうは上げているというような現在の状況であります。

それから、時間がたってからというふうなお話でしたけれども、基本的にほかの予防接種も同じでございますが、予防接種健康被害救済制度については、基本的に症状が起きて医療機関にかかってから5年間申請する期間がございますので、その間にご相談がありましたら、こちらのほうに申請書等上げていただくようご相談の対応をしているところであります。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 委員会で、かけられたもの全件きちんと国に上げられているということで、はじかれていないというところでは、安心して委員会のほうにかけていけるのかなというふうに思いますけれども、この辺の、とにかく町のほうにこれは申し出たり、必要な書類等もいろいろそろえるの大変だというふうな話も聞いたのですけれども、そういったものをそろえながら国のほうにかけていくのかなと思うのですけれども、結果はやはり時間を要するものであるのかなというふうに思います。全国的にかなりこの申請というのが上がってきていると聞いていまして、かなり時間を要して、結果どうなるか、今、待っている状況なのかなというふうには思うのです。結果のほうはどういうふうな形、まだ来ていない状況ですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 給付が認められた1件は、令和3年度内に回答があったところですが、その他4件につきましては、12月に3件と1月に1件、こちらから副申、国のほうに送らせていただきましたが、まだ回答はございません。これは全国的に同様な傾向とお聞きしております。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） その間にも、いろいろ症状で苦しめられたりということもあるかと思います。あと、町のほうに申し出るところなのですから、なかなか町内でも周知が行き届いていないのかなと思います。制度としては、この救済制度あるのかもしれませんが、まだまだ周知が足りないのかなというところで、これからもっと周知に努めていただきたいと思いますと思っております。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 接種会場等でも説明書等を配布しておりますけれども、これから新しいワクチンの接種なども予定されておりますので、随時広報等でお知らせできるように努めてまいります。

○委員長（野原恵子） ほかに質問される方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、4款衛生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

引き続き、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

208 ページをお開きください。

5 労働費、1 項労働諸費、予算現額 1,398 万 1 千円に対しまして、支出済額 716 万 9,671 円であります。

1 目労働諸費、本目は労働者対策に要した経費であります。

備考欄の中段、援農協力会活動支援事業 56 万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業 143 万 5 千円は勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫へ預託したものであります。

2 目雇用対策費、本目は雇用対策に要した経費であります。

若年者緊急雇用対策事業 75 万 8,521 円は、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、令和3年

度は1名の方を雇用したところであります。

季節労働者雇用対策事業 372 万 1,640 円は、季節労働者に関わる事業であり、12 節委託料の細節 5 は町道の清掃で 80 名、延べ 166 人工の雇用、細節 6 は冬場の雇用対策として、町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど 34 名、延べ 250 人工の雇用、細節 7 は近隣センターなど 26 施設の清掃やワックスがけ等で 7 名、延べ 117 人工の雇用を確保したものであります。

以上で、5 款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 5 款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費についてご説明申し上げます。

210 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 18 億 4,768 万 9 千円に対しまして、支出済額 15 億 6,820 万 7,629 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、道営土地改良事業の負担金など 2 億 6,117 万 5 千円を翌年度に繰り越しております。

1 目農業委員会費、本目は農業委員会の委員の報酬や費用弁償、事務局の運営経費が主なものであります。

農業委員会運営事業 1,324 万 9,164 円は、農業委員会委員 24 名の報酬が主なものであります。

2 目農業振興費、本目は農業振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

213 ページになります。

備考欄の下段、ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業 72 万 4 千円は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、狩猟免許取得補助などの有害鳥獣被害対策事業に対する補助金、備考欄の一番下、ふるさと土づくり支援事業 1,500 万 4,704 円は、堆肥切り返し作業や、堆肥及び緑肥種子を購入した農業者 267 戸に補助したものであります。

215 ページになります。

備考欄の 2 番目、環境保全型農業直接支援対策事業 1,943 万 6,120 円は、有機農業など環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体 6 団体に補助したものであります。

中山間地域等直接支援対策事業 3,905 万 1,133 円は、農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが、農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で、忠類地域に係るものであります。

農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 4,444 万 7,738 円は、農業用機械などの導入資金や昨年 12 月 1 日から 2 日にかけて発生した、強風害による農業生産施設等の復旧に伴う災害特例資金として、15 件の貸付けを行ったものであります。

農業振興公社運営費補助事業 836 万 3 千円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金であります。

217 ページになります。

備考欄の 1 番目、新規就農者支援事業 722 万 3,340 円は、町が認定した新規就農者 4 名に対する奨励金と、認定新規就農者 3 組 6 名に対する農業次世代人材投資資金であります。

備考欄の 4 番目、産地生産基盤パワーアップ事業 1 億 5,726 万 1 千円は、産地パワーアップ計画に基づき、GPS 自動操舵システムを導入した 1 団体に対する国からの間接補助金であります。

畑作構造転換事業 1 億 3,097 万 9,290 円は、省力作業機械等の導入や気象災害リスク等軽減のための生産技術の導入、種子用馬鈴薯の生産力向上、輪作体系の適正化などの取組を行った 6 団体に対する国からの間接補助金で、強い農業・担い手づくり総合支援事業 1,932 万 9 千円は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するために必要な農業用機械を導入した 6 経営体に対する国からの間接補助金であります。

経営継承・発展支援事業 1,724 万 8,281 円は、将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため、経営を継承した後継者で経営を発展させるための取組を行っている 19 経営体に対する補助金であります。

3 目農業試験圃場費、本目は農業試験圃場の管理運営に要した経費で、令和 3 年度は、施肥、収量、品種比較試験など 19 課題の試験を実施したところであります。

218 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要した経費であります。

221 ページになります。

備考欄の中段、ふるさと味覚工房維持管理事業 416 万 9,743 円は、指導員 2 名の人件費が主なもので、令和 3 年度は、延べ 326 人の利用があったところであります。

222 ページになります。

5 目畜産業費、本目は畜産振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

備考欄の下段、後継牛確保対策事業 187 万 6,750 円は、乳用牛の雌雄判別精液を購入した 48 戸に対する補助金であります。

225 ページになります。

備考欄の 2 番目、忠類地区道営草地整備事業 2,518 万 400 円は、忠類地区道営草地整備事業に係る負担金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 3 億 2,162 万 3 千円は、牛が自由に歩き回れるスペースを持ったフリーストール牛舎と、家畜のふんと尿を同時に貯留するためのスラリストアを建設した 1 経営体に対する国からの間接補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は町営牧場 3 か所の管理運営に要した経費で、令和 3 年度は、150 日の預託期間に、乳用牛 894 頭、肉用牛 45 頭、合計 14 戸から 939 頭の預託があったところであります。

228 ページまでお進みください。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営などに要した経費であります。

土地改良施設等維持管理事業 3,703 万 4,490 円は、上統内排水機場をはじめ、幕別ダムなど土地改良施設の維持管理に要した費用が主なものであります。

231 ページになります。

備考欄の 1 番目、小規模暗渠排水整備事業 637 万 7,520 円は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備に対し 61 戸に補助したもの、多面的機能支払交付金事業 1 億 8,791 万 6,282 円は、農地や水路、農道などの保全管理や維持補修、植栽等の景観形成など農村地域の共同活動を支援するもので、14 組織に対する交付金が主なものであります。

8 目土地改良事業費、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務経費が主なものであります。

道営土地改良事業 3 億 3,300 万 7,610 円は、233 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の、町内 8 地区の水利施設等保全高度化事業に係る負担金と、古舞農道整備に係る負担金が主なものであります。

2 項林業費、予算現額 1 億 3,442 万 5 千円に対しまして、支出済額 1 億 2,903 万 2,167 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興に係る補助金や有害鳥獣被害対策に要した経費が主なものであります。

備考欄の下段、林業団体活動支援事業 1,133 万 7,230 円の 18 節負担金補助及び交付金の、235 ページになりますが、細節 10 苗木安定供給推進事業補助金は、持続的な林業経営を確立するため、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設を整備した 1 事業所に対する国からの間接補助金であります。

備考欄の中段、公費造林推進補助事業 1,314 万 1,021 円は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林の造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助したもの、有害鳥獣駆除対策事業 1,344 万 2,950 円は、有害鳥獣捕獲者に対する出動謝礼のほか、国の緊急捕獲等対策事業補助金が主なもので、令和 3 年度は、鹿 912 頭、キツネ 174 頭、アライグマ 36 頭、鳥類 92 羽の有害鳥獣を捕獲したところであります。

森林整備環境促進事業 792 万 5,638 円は、森林環境譲与税を活用した事業で、12 節委託料の細節 5 は、町有林のカラマツ間伐材を利用した乳幼児用の木育玩具「森の輪(わっこ)」の製作に係る委託料、17 節備品購入費は、森林パトロール用の車両の購入、18 節負担金補助及び交付金の、237 ページになりますが、細節 3 の私有林森林整備環境保全事業補助金は、私有林を維持するために必要な除間伐や下刈りなど森林整備に要する負担を軽減するため、その経費の一部を補助したものであります。

2 目町有林管理経営費、本目は町有林の管理に要した経費であります。

町有林管理事業 4,876 万 439 円の 14 節工事請負費は、下刈りや除間伐、皆伐、地ごしらえ、植栽など町有林の整備に要した経費であります。

3 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

育苗センター維持管理事業 3,311 万 8,290 円は、トドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合への委託料が主なもので、令和 3 年度はトドマツ 4 万 7,486 本を出荷し、約 1,150 万円の売払収入を得ております。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 審査の途中ですが、今、説明が終わったところですが、この際 16 時まで休憩いたします。

15 : 53 休憩

16 : 00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

説明が終わっておりますので、質疑をお受けいたします。

挙手をお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1 点質問させていただきたいと思います。

234 ページ、前のページから続く 2 項林業費、1 目林業総務費の件になります。資料で言うと 152 ページ、153 ページ、有害鳥獣駆除対策事業についてであります。

153 ページの資料によると、鹿のことです。報償費と、それから補助金ということで、それぞれ 5 千円と、処理の仕方によって 9 千円と 7 千円ということになるということの中で、令和元年度は、53 頭が食肉施設に搬入され、630 頭が埋設処理をされた。同様にいくと、令和 2 年度は、それが 2 頭と 886 頭というふうに比率が大きく変わって、令和 3 年度に至っては、食肉施設搬入された鹿はゼロとなり、全て埋設処理をされている。頭数的には微増という状況の中で、そういうことになっている。詳しいことは、私、分からないので、それこそ鹿肉の処理の事柄になるかもしれませんが、ちょっと数がこのように違ってきていることについて、どういうことが理由となっているのか、お尋ねしたいと思うのです。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） ただいまのご質問の関係でございます。

鹿については、食用ということでジビエの料理に使うということで、加工施設のほうに搬入された場合、補助金上乗せになって補助があるのですが、令和 2 年、令和 3 年については、コロナの感染の影響で、外食産業が停滞したということで、加工施設自体の受入れが停止をされたということで、ちょっと残念ではあるのですが、ジビエの加工用のほうには搬入がなかったということでございます。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） つまり需要と供給の関係で、需要がなかったからということですね。それは分かりました。

それで、この鹿肉の処理なのですが、知人のちょっとした業者関係に聞くと、鹿撃ちされてから 2 時間以内に処理しないと、それは食肉としてももう大分遠慮されてしまうのだというようなことになると聞きました。幕別町の場合、これは町内で捕獲された鹿ということになるのだと思うのですが、まず、それはいいですか。そして、2 時間以内にということで食肉処理をする施設に運ぶとしたならば、どこに運ぶということになってくるのでしょうか、教えてください。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） 加工施設の関係については、管内 5 か所ございますけれども、幕別については隣の豊頃町が一番近い場所ということでございまして、幕別は豊頃のほうに運ばせていただいている状況です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 豊頃町が多いということの答弁でありました。豊頃町といっても、幕別のずっと南

のほうで捕った鹿を2時間以内に運ぶということは、山の中からということになってくるとなかなか大変なことかなというふうに思うのです。もし、もっと近くに施設があれば、それは比率として、これからの需要と供給のこともありますけれども、需要が増えてくれば、もっともって鹿肉の食用としての処理ができるということになってくると思うのだけれども、そういう理解でよかったでしょうか。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） そうですね。2時間以内に施設に運ばなければならないと。やっぱり制限がある中で、先ほど管内5か所と申し上げましたけれども、管内にあるのが豊頃町、新得町、上士幌町、浦幌町、あと帯広市というような状況でありますので、鹿については、どうしても幕別で糠内から南、忠類、駒島、糠内のほうがやはり鹿のエリアが大きい部分ですので、そこから帯広というよりは豊頃のほうに運んだほうが近いということで、現在、豊頃のほうに運んでいるというような状況です。これで回復して、外食産業がまた元のように戻ってくるような状況になれば、また鹿の需要も増えてくるものかなと思っています。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 鹿肉、これも貴重な資源だと思うものですから、有効に食用として使えるようになることは、それは違う産業を町が育てるということでも一つ方向なのかなと思ったりもして質問しました。

ハンターさんもやっぱり高く取ってもらえる食肉のほうがいいのかなんていうふうに思うのですけれども、そういう鹿の肉を食用として使えるような施設を呼び込むような、あるいは町が造るような、そんなようなことも考えていくというような方向性もあっていいのかなと思うのですけれども、ちょっと決算とは飛んだ話になりましたけれども、そのようなことは考えるわけにはいかないでしょうかね。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 鹿肉の有効活用であります。現在、町として協議といいますか、意見交換している中では、鹿肉を使った缶詰を作るということで、そういった処理施設の建設をする事業所も今ございますので、そういったところとも情報共有をしながら、できる限り鹿肉が有効活用されるようにまた進めてまいりたいと。また、町が直接そういった施設を造るということまでは、現在のところでは考えはございませんけれども、そういった事業者が出てくれば、情報共有しながら、できる限り取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 217 ページ、新規就農者支援事業に関わりまして、令和3年は新たに4名、それから3組6名ということで、新規就農の事業に関わった人がいるということでありました。新規はこのような形ですけれども、一方では厳しい農業情勢の中で、離農を、令和3年の中で生まれたということもあるのではなかろうかと思えます。離農があればその数字と、現在、幕別町の農業、農家全体、畜産、畑作、それぞれ戸数は何戸になっているのか、まずは伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） まず、農家の戸数の関係でございますけれども、従来から農林業センサスのほうでご説明をさせていただいておりますけれども、最新の農林業センサスが令和2年でございまして、そのときの数字が、農家戸数が479戸でございます。その5年前、平成27年のセンサスで農家戸数が532戸でございますので、この5年間で53戸が減少しているというような状況でございます。それぞれの畑作、畜産、その関係については、こちらのほうで数字は押さえていないというような状況でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 離農に至る理由なのですけれども、後継者がいないとか、それぞれ経営上の問題だとかあると思うのですけれども、押さえられている範囲でお示しいただけますか。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） この間の減少の主な理由といたしましては、やはり後継者の方がおられないということで、農業をされている方が高齢になってやめていかれるというようなことが一番大きな理由かなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 町の基幹産業でありますし、でき得る限り戸数が減っていかない、つまり経営が継続されることを願うわけですけれども、5年間で53戸というと、約1年間に11戸近くの離農というこ

とになります。新規就農は継承されるということでもありますから、必ずしも新規就農が農家の戸数を増やすということにはならないと思います。加えて、このところの物価高騰や飼料の高騰など、さらにここに追い打ちをかけかねない、昨日も大型倒産が、管外ですけれども、畜産のニュースが届いておりました。

こういった現状について、なかなか難しいと思うのですが、今後も継続したこの幕別町の農家経営、戸数であってほしいということを願い、今の時点で政策的に考えられているようなことがありましたら、決算でありますから、お答えいただけるのは限られると思いますけれども、お示しいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 現時点でお示しできる対策ということでもありますけれども、正直申し上げまして現時点で申し上げられることはありませんけれども、今それぞれ町内の農協とも情報交換をしながら、どういった対策が必要なのか、求められているのか、そういったことについて考えている途中といたしますか、対策は何が必要なのか検討しているところであります。

また、基本的には、農業の基本は基盤整備と土づくりということで我々考えておりました、基盤整備で申し上げますと、土地改良事業、管内でも幕別町はかなり大きな事業費を取っていただいて道営事業をやっております。そういったことを、基本的な対策をしっかりと講じながら、できる限り農業後継者の方がしっかりと引き継いでいただけるような対策を、引き続き講じてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 6 款農林業費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7 款商工費についてご説明申し上げます。

238 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 6 億 6,165 万 5 千円に対しまして、支出済額 6 億 1,709 万 1,768 円であります。

1 目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資に要した経費であります。

備考欄の上から 2 番目商工会振興補助事業 3,527 万 4,377 円は、商工会に対する補助金であり、住宅新築リフォーム奨励事業 622 万 4 千円は、登録事業者の施工により住宅の新築やリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。

なお、工事に関わった施工登録事業者は新築 4 社、リフォーム 29 社で、登録している 67 事業所のうち、43.3%が受注しております。

中小企業融資運用資金貸付事業 3 億 3,000 万円は、中小企業融資のための原資を町内の各金融機関に預託して貸付けを行うものであり、令和 3 年度の新規貸付けは 23 件、1 億 1,284 万円であります。

中小企業融資保証料・利息補給事業 570 万 5,964 円は、中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金であります。

2 目消費者行政推進費、本目は消費者行政に要した経費であります。

消費者保護推進事業 852 万 822 円は、消費生活相談員 3 名分の人件費が主なものであります。

令和 3 年度の相談件数は、前年度に比べ 8 件多い 163 件で、このうち 17 件、金額にして 538 万 6,312 円が相談業務により救済されたところであります。

なお、相談内容は、通信販売の相談が最も多く 57 件、次いで、商品に対する相談が 15 件であります。

240 ページになります。

3 目観光費、本目は観光物産振興に要した経費であります。

観光物産振興事業 572 万 9,381 円の 18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、観光物産協会に対する補助金、細節 5 は特産品研究開発 1 件に対する補助金、細節 6 はプラス 8 プロジェクト事業補助金であります。町の観光資源を活用した誘客促進と観光客の滞在時間の増加による消費額の増加に向けた取組に対し、補助したものであります。

観光施設維持管理事業 1,009 万 5,873 円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要した経費であります。

243 ページになります。

アルコ 236 及び道の駅・忠類指定管理者業務指定管理事業 3,644 万 9,898 円は、両施設の指定管理料、アルコ 236 整備事業 235 万 2,556 円の 14 節工事請負費は給湯ポンプの更新工事、17 節備品購入費は除雪機の購入が主なものであります。

4 目スキー場管理費、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要した経費であります。令和 3 年度のスキー場の営業日数につきましては、明野ヶ丘、白銀台スキー場ともに 1 月 15 日から 3 月 13 日までの 58 日間で、当初計画していた期間より短かったことにより、各種経費が減少し、本目全体で 834 万 3,803 円の不用額が生じたところであります。

スキー場維持管理事業 4,000 万 1,197 円の 1 節報酬の細節 1 は、スキー場補助作業員 10 名分の報酬、2 節給料はスキー場を管理する作業員 5 名分の給料、245 ページになりますが、中段の 12 節委託料の細節 1 は明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料、細節 2 は白銀台スキー場の宿泊ロッジの清掃委託料、14 節工事請負費は白銀台スキー場の通信ケーブルや有線電話装置など、通信設備の更新工事が主なものであります。

247 ページになりますが、17 節備品購入費は、明野ヶ丘スキー場のリフトの搬器の接続部分である握索装置の購入が主なものであります。

5 目企業誘致対策費、本目は企業誘致に係る経費であります。

企業誘致対策事業 3,917 万 3,100 円の、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、事業所を新增設した場合に、3 年または 5 年間の固定資産税相当額と、投資した額の一定割合を補助するものであり、令和 3 年度は、平成 28 年度から令和 2 年度までに事業所の新增設を行った 10 件の固定資産税相当額と、令和 3 年度に投資を行った 3 件に対して補助したものであります。

土地開発公社運営補助事業 829 万 3 千円は、幕別町土地開発公社の安定的な運営を支援するため、借入金支払利息等相当分及び工業団地の土地売買に伴う販売価格と帳簿価格の差額分を土地開発公社に補助したものであります。

工業団地取得資金貸付事業 7,014 万 4 千円は、工業団地内に事業所を新增設する企業が、新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

なお、令和 3 年度の新規貸付けは 1 件であります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 7 款商工費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

それでは、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 8 款土木費についてご説明申し上げます。

248 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 5,439 万 1 千円に対しまして、支出済額 5,226 万 5,150 円であります。

1 目道路・河川管理費、道路・河川財産管理事業 1,033 万 8,774 円は、道路及び河川の財産管理に要した経費であり、12 節委託料、細節 5 エレベーター保守点検委託料は、札内駅人道跨線橋の管理に要した経費、細節 7 と細節 8 は河川及び道路の台帳修正が主なものであります。

2 目地籍調査費、地籍調査事業 3,917 万 1,279 円は、地籍調査に要した経費であり、251 ページになります、12 節委託料の細節 6 地籍調査測量委託料は、字駒島及び中里において実施した継続 1 地区と、字中里及び五位で実施した新規 1 地区の調査に要した経費であります。

3 目樋門・樋管管理費、樋門・樋管維持管理事業 275 万 5,097 円は、樋門・樋管の管理に要した経費であり、北海道から管理を委託されている 101 か所と、町が管理する 6 か所の樋門・樋管の点検管理等に要した経費であります。

2 項道路橋梁費、予算現額 9 億 9,275 万円に対しまして、支出済額 8 億 9,821 万 2,810 円であります。

なお、繰越明許費として 6,500 万円を翌年度へ繰り越しており、その内容は 1 目道路新設改良費の、忠類 24 号線道路整備工事に要する経費と、2 目道路維持補修費の茂発谷橋橋梁長寿命化修繕工事に要する経費であり、国の補正予算に伴い、北海道との事業調整により事業費の一部を繰り越したものであり

ます。

1 目道路新設改良費、道路新設改良事業 2 億 5,636 万 2,778 円は、町道の整備に要した経費であります。

253 ページになります。

12 節委託料は町道 3 路線の調査設計委託料、14 節工事請負費は町道 6 路線の道路改良舗装工事と町道 5 路線の舗装強化工事に要した経費であります。

255 ページになります。

21 節補償補填及び賠償金は、道路整備に伴う水道管の移設に要した経費であります。

令和 3 年度の道路整備の実績は、改良舗装が 486 メートル、舗装オーバーレイが 1,865 メートルとなっております。

2 目道路維持補修費、道路施設維持事業 5 億 3,777 万 9,358 円は、町道の維持保全に要した経費であり、12 節委託料、細節 1 町道管理委託料は除排雪を含めた通年の町道管理に要した経費、細節 5 町道除雪等委託料は細節 1 以外の町道除雪に要した経費であります。

13 節使用料及び賃借料、細節 5 除排雪機械借上料は公共施設の除排雪に要した経費、14 節工事請負費は街路樹等の剪定・伐採、区画線の設置、雨水桝の清掃など、町道の維持工事に要した経費、17 節備品購入費、細節 1 除雪機械は除雪トラック 10 トン車 1 台の購入に要した経費であります。

18 節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理しております十勝中央大橋の維持管理に要した経費であり、音更町へ支払った負担金であります。

令和 3 年度の町道管理の実績につきましては、町道延長が 882.6 キロメートル、除雪実績は車道 650.1 キロメートル、歩道 108.0 キロメートルとなっております。

次に、下段の道路施設補修事業 1 億 407 万 674 円は、町道の補修に要した経費であり、12 節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の定期点検業務、14 節工事請負費の細節 1 は補修工事 162 件に要した経費、細節 2 は緊急的な工事 6 件に要した経費、細節 3 は千住 15 号橋の橋梁上部構造を支持する支承部の補修に要した経費であります。

3 項都市計画費、予算現額 6 億 6,597 万円に対しまして、支出済額 6 億 6,409 万 4,620 円であります。

1 目都市計画総務費、都市計画総務事務事業 31 万 7,797 円は、都市計画事務に要した経費であり、1 節報酬は都市計画審議会 1 回分の委員報酬に要した経費、257 ページになります、18 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の帯広圏広域都市計画協議会など、協議会や期成会に対する負担金に要した経費であります。

次に、公共下水道特別会計繰出 4 億 6,251 万 8 千円は、一般会計からの繰出金であります。

2 目都市環境管理費、公園施設維持管理事業 1 億 4,296 万 9,079 円は、公園や緑地、パークゴルフコースなどの維持管理に要した経費であり、10 節需用費は管理に要した消耗品、電気料、修繕料が主なものとなっております。

259 ページになります。

12 節委託料、細節 1 公園施設管理委託料は公園の日常管理や遊具の定期点検などに要した経費、細節 2 公園清掃管理委託料は草刈りやごみ拾いなどに要した経費、細節 9 公園環境整備委託料は高齢者就労センターに委託したトイレの清掃や花壇の草刈りなどに要した経費であります。

14 節工事請負費は公園施設の補修や緊急整備に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、公園整備事業 5,828 万 9,744 円は、公園整備に要した経費であり、12 節委託料は明野ヶ丘公園の再整備に係る基本計画策定に要した経費、14 節工事請負費、細節 1 都市公園等長寿命化対策工事は、札内北公園のろ過器や、桂町公園の外周柵などの更新に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 15 億 8,573 万 5 千円に対しまして、支出済額 9 億 1,620 万 2,346 円であります。

なお、繰越明許費として 6 億 6,042 万 7 千円を翌年度に繰り越しており、内容は 3 目公営住宅建設事業費の桂町西団地の外構工事とあかしや南団地立替工事に要する経費であり、北海道との事業調整により、事業費の一部を翌年度に繰り越したものであります。

260 ページになります。

1 目住宅総務費、住宅総務事務事業 331 万 238 円は、町営住宅の管理に係る経常的な経費であり、公営住宅業務員 1 名分の報酬が主なものであります。

2 目住宅管理費、公営住宅維持管理事業 3,418 万 7,601 円は、町営住宅 876 戸の維持管理に要した経費であり、10 節需用費、細節 40 修繕料や 14 節工事請負費、263 ページになります、細節 1 公営住宅整

備工事の営繕工事などに要した経費が主なものであります。

3目公営住宅建設事業費、公営住宅建設事業8億7,870万4,507円は、公営住宅の建設及び建て替えに要した経費であり、12節委託料は桂町西団地とあかしや南団地の建設に係る工事管理委託料に要した経費、14節工事請負費は桂町西団地2棟12戸の建設工事と外構工事、あかしや南団地2棟16戸の建設工事と旧あかしや南団地2棟32戸の解体工事に要した経費であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(野原恵子) 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方の確認をいたしますので、挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(野原恵子) この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長(野原恵子) 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16:34 散会

令和3年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年9月14日 開会 10時00分 閉会 16時22分
2 場 所 幕別町役場 3階議場
3 出 席 者

① 委 員 (15名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	小島智恵	若山和幸
岡本眞利子	荒 貴賀	酒井はやみ	田口廣之	谷口和弥
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 野原恵子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義
教 育 長	菅野勇次
監 査 委 員	藤谷謹至
住 民 生 活 部 長	寺田 治
経 済 部 長	岡田直之
会 計 管 理 者	合田利信
札 内 支 所 長	新居友敬
政 策 推 進 課 長	白坂博司
地 域 振 興 課 長	谷口英将
税 務 課 長	古山悌士
防 災 環 境 課 長	井上一成
土 木 課 長	香田裕一
水 道 課 長	松井公博
経 済 建 設 課 長	半田 健
学 校 教 育 課 長	西田建司
学校給食センター所長	鯨岡 健
教 育 部 主 管	添田雄二
防災環境課参事(消防担当)	宮野裕範
防災環境課主幹(消防担当)	花本隆範

ほか、関係主幹、係長及び係

副 町 長	伊藤博明
代 表 監 査 委 員	八重柏新治
企 画 総 務 部 長	山端広和(選挙管理委員会事務局長)
保 健 福 祉 部 長	樫木良美
建 設 部 長	小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長	笹原敏文
教 育 部 長	川瀬吉治
総 務 課 長	佐藤勝博(選挙管理委員会書記長)
糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	本間 淳
保 健 課 長	宇野和哉
都 市 計 画 課 長	河村伸二
保 健 福 祉 課 長	高橋宏邦
監査委員事務局局長	吉本哲哉
生 涯 学 習 課 長	石田晋一
図 書 館 長	天羽 徹
教 育 部 主 管	土井秀樹
防災環境課主幹(消防担当)	山畑尚禎

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司	課長 北原 正喜	係長 川瀬真由美
---------	----------	----------

- 4 審査事件 令和3年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定
5 審査結果 一般会計ほか質疑
6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 野原恵子

議 事 の 経 過

(令和4年9月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） それでは、昨日に引き続き決算審査特別委員会を開会いたします。

昨日の委員会は、8款土木費の説明まででして、本日は8款土木費の質疑から再開いたします。

引き続き、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 土木費 259 ページ、3 目の都市施設整備費、公園整備事業、12 委託料の明野ヶ丘公園再整備基本計画策定委託料についてであります。専門業者に委託をされて、いわゆるファン・プロジェクト・まくべつということで、地域の皆さんにも有志の方々にも集まっていただきまして、私も参加させていただく機会も多かったわけですが、非常に町民の皆さんから有意義な意見が出て、また委託業者さん、あるいは町の職員の皆さんも丁寧に対応いただきまして、非常に今までにないような話し合いというか、そういったものが進められていたなと思っています。コロナ禍の中で、なかなか思うように進められなかったというような課題もあったかと思いますが、要は今年度につきまして、その部分について特段予算だったりがないと認識しているわけですが、そういったことも含めて令和3年度どのように町の方で総括をされて、今後の再整備に向けた方向性、方針といったものをどのように考えられているか、お伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） ただいまの明野ヶ丘公園の再整備についてですが、明野ヶ丘公園の再整備につきましては令和2年度から基本計画を策定しておりまして、昨年の12月に再整備の基本計画が公表いたしました。その中で基本方針として「みんながつながるきっかけとなる公園」「自然の中で四季をゆっくり楽しめる公園」「つくりすぎない可変性のある公園」ということで、これを基に今年度につきましては基本設計を策定する予定となっております。引き続き、ファン・プロジェクト・まくべつの皆さまにご協力をいただきながら、ワークショップを今年度7回ほど開催を予定しておりまして、それを基に、基本計画を基にした具体的な基本設計を策定する予定となっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 昨年度までの取組の中で専門業者さんのファシリテーターというか、コーディネーターというか、そういった運営の下で本当に地域の皆さんが話し合われて、そこに行行政職員の方が本当に後ろからサポートというような形で、本当に町民とともにつくるまちづくりといった理想的な形だったなと思うわけで、その部分が職員の人ももちろん頑張ってくださっていて、今も雰囲気としてはいいのかなとは思っているわけですが、そういった専門業者さんのワークショップ的な話を進める中で、そういった方々の力というのもより一層効果を上げるためには必要になってくるのかなというふうに、ちょっと個人的には思うところもありました。今年度について、あるいは今後についてということの町の方針については理解はしておりますので、そこをあえてという部分はございませんが、そういった中で町民の方々から出てきている意見や、あるいは大きな、例えば施設改修とか、そういったものについては少し時間がかかるだろうなとは思いますが、少しずつできる、迅速にできそうなものといったものについて、昨年度出てきたものというのを何か生かせるものがあるのではないか、今年度できるものがあるのではないかといったような評価というか、そういった方針というのはあったのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 昨年度、令和2年度から7回のワークショップを開催しておりまして、その中で子どもたちからの意見ですとか、参加者からの意見ということで、様々な意見はいただいております。ただ再整備につきましては、やはり相当な金額がかかるものですから、すぐにできるというものはないのですが、当面あそこにあるトイレの改修等を真っ先に着手したいなとは考えておりますけれども、それはまた今後いろいろ実施設計等を重ねながら検討してまいりたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 分かりました。参加された方にとっては、表向きとしては、今年度予算がなくなってしまうというような意識がやっぱりどうしてもありまして、去年やったことがどんなふうな成果と

なって出るのかなと、あるいは町は考えてくれているのかなというような思いが、ないわけではないところがございますので、今、答弁もありましたけれども、何かできることが少しでも形になれば、すぐ次へつながるかなと思いますので、次年度に向けても検討いただきたいということで、求めています。

○委員長（野原恵子） そのほかに質疑のある方。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 1点お伺いしたいと思います。257 ページ、都市環境管理費の公園施設維持管理事業についてであります。資料では 173 ページになります。町の公園が 98 あり、維持管理、草刈り、そうした清掃等を行っているということで私も認識しているところであります。しかし、一部公園について、管理が行われていないということが毎年のように住民の方から苦情があります。この問題として町が管理している公園が 23 緑地、草刈り、清掃を行っているという資料にあるのですが、いわゆるそれ以外の公園はどういった扱いになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 現在、町で管理している公園は 23 公園で、それ以外の公園につきましては基本的には公区の方に委託をして、公区の方で管理をしていただいております。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 今、ボランティアの形で行っていただいているのかなというところもあるのだと思います。幕別町には公園が多いですよということは、いつも質問する中で聞かされていますし、やはり公園が多いということは、やはり町の魅力の一つだなというふうに私も認識しています。そこが適切に管理されていないということが、ここ何年も続いているというお話が住民の方々から聞いて、私も初めて知りました。実際に見に行くと、やはりその公園を見ると、荒地地というか、全然遊べるような状況にはないのです。お話を聞くと、春先は雪が解けて草がないので、それなりに子どもたちがいるのですけれども、年月を重ねることによって誰も踏み入れるような状況にないというようなことがありました。私もそこを見たのですが、それを聞くと、やはり毎年がこういう状況が続いているという話があります。町としてこういったことが、公区にお願いしているということですので、やはりしっかり維持管理がされているのかということは少し注視していくことが必要なかなと思いますし、公区にボランティアでお願いしているという状況を考えたときに、本当にそれで、要は草刈りの費用がかかるものですから、もう少し考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、町は今後についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 町で管理している以外の公園につきましては、今、土木課長のほうから申し上げましたとおり公区の方で管理いただいているような状況でございます。公区の方で管理いただいている中で、困ったことがあれば、町のほうに相談いただきながら対応していったような状況なのですが、草刈りの状況とか、そういうものを全て町のほうで把握しているという状況ではないような段階です。ただ、公区の方で適正に管理していただいている、公区ごとによって管理の仕方も違っているのかなと思いますので、そういった部分を公区の方と状況を確認しながら、打合せしながら、今後も進めていきたいなというふうに考えています。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） やはり公区の人たちも、ボランティアで地域の公園をきれいにして住みやすい町内をということで、取り組んでいただいているのだと思います。でもやはり現実的に厳しい状況が発生しているから、きっとこういう状況があるのだろーと思います。相談に来ていただいたら対応するというようなことですが、なかなかそこまで目を向けられなかったのかもしれないです。状況によっては何とも言えませんが、私がその公園の管理者ではないので。こういった問題が発生しているということはやはり深く受け止めて、運営についてもボランティアでいいのか、やはり何かどういったものができるか分かりませんが、もう少し町として手助けしていくことも考えていただきたいと思います。部長が考えていきたいということでしたので、考えていただければと思います。

答弁はいいです。

○委員長（野原恵子） そのほか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 254 ページの 2 目道路維持補修費、その 255 ページの備考欄のところの道路施設維持事業のところでお伺いいたします。

委託料、清掃委託料ということですが、町道の委託という修繕も含めて、上の段も含めて委託ではありますが、草刈りの仕事がどこまで委託されて徹底されているのか、お伺いしたいと思います。

併せて、過去には年2回出動して巡回されているように聞いておりましたが、今年はとりわけ気候上大きくなっているところがありまして、どのようにされているかと。

もう一つは、直接幕別町ではないのですが、同じように町内の道道と国道、ここもかなりひどい状況になっている現実があります。これらの連携した情報を伝え、整備してもらうというような関係になっているのか、どうか伺います。

次、263ページの目、公営住宅建設事業費の事業の、特にあかしや南団地建設工事に関わりましてお伺いいたします。建物の質問ではなくて、今回は駐車場の質問についてお尋ねします。このところ道営住宅の駐車場が使用規定がもともと変わっているということではないのですが、指導がかなり厳しくなっていておりまして、1世帯1台有料化ということで実施されています。複数台数持っているところなどは、非常に困難を期しているという状況ありまして対応していたのですけれども、町営のこれからの整備についても、新たに引っ越しされる住民の皆さんから、同じような流れになっていくのではないかという声が出されておりまして、町としてどういう考えを持って進められてきているのか、お伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 私のほうからは町道の草刈りについて答弁したいと思います。町道の草刈りにつきましては、町道管理委託料の中で、年に2回ほど草刈りを実施しております。ただ、今年のように雨がが多いような場合は草の伸びるのが早いので、そういうときには追加で草刈りを依頼して実施しております。

それと道道、国道に関して草が伸びているような状況を、パトロールも含めて住民からのお知らせ等がありましたら、その都度、道道、国道の管理者のほうには町から申し入れをして、草刈りを実施していただいているという状況になっております。

○委員長（野原恵子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 私のほうからあかしや南団地の駐車場の関係でございしますが、昨年度から桂町西団地の整備から、その前は春日東団地と、近年造られている団地からはおおむね一世帯につき1.5台分の駐車場を今整備しているところでございます。ほかの団地と同じく1台目については無料で使っていただいて、2台目以降は料金を徴収するというような形になっておりまして、あかしや南団地につきましても、同じような考え方で整備していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 草刈りのほうなのですが、特に通学道路、高校生などが自転車で通る幕別、札内から帯広に通学するみずほ通とか、清流大橋の方面ですね、国道もありますけれども、本当に危険を伴うような状況になって、何度か担当のほうから働きかけをしていただいた経過があるのですけれども、一向に改善されてこないということがありまして、そういう視点で周りを見ると、特に最近国道、道道の管理が非常に遅れているというふうに気づきました。それで当然アスファルトも路肩のほうですから、めくり上げていくぐらいの柳が強木のようなになってしまうとか、そういった状況もあったりしまして、非常に早い時期にお金をかけて草を刈ったほうが、予算的にも結果としては高くならないのではないかと思いますのですけれども、現実そうなのですよ。なかなか住民から北海道や国には声が届きづらいというのがありますので、今連携してということはありましたけれども、さらに声を大きく上げていただきたい、このように思います。

町道につきましても、それでは、回数を増やしてくださっているのですね。年2回ということでありましたから、もう諦めなくてはいけないのかなと思っておりました。ぜひ声を上げたところの対処を、今後とも取り組んでいただきたい、このように思います。

駐車場の関係ですけれども、春日から始まったのですよね。これ、なかなか微妙なところがありまして、最初から駐車場の区切りがつけられるのですけれども、そこの住宅の戸数分ですよ。そこで使用しないところがあった場合に、他の希望される方の要望を聞いて、2台目をそこに使用できるようにしていくと、これ道のやり方がそんなものですから、そういう流れなのかなと思いますが、もし違ったら言ってください。それで、ここには1軒に1台と、住宅を借りていたら駐車場も一緒に借りたい、車を持っていようがいまいが、来客も含めて、できれば借りたいという思いが入居者にあります。

それともう一つは、そういう形を取っているものですから、来客のスペースが全然ない。そうすると

最近高齢化に伴いまして、ヘルパーさんなんかは毎日来られるご家庭あるのですよね。どうしたらいいのですかというふうにお尋ねすると、もう路上駐車しかありませんねというようなことになっていることもあって、できるだけ建設の段階からゆとりのスペースを確保していくということが、今後は必要ではないのかなというふうに思います。どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 駐車場の関係でございますが、今1戸につき1.5台ということで整備で、あくまでも車を利用される方に対してお貸しすると。使わない方のところを2台目に充てるというような状況で、今、利用していただいているところでございます。我々が把握している中では春日東、桂町西につきましても、2台目の利用者がさほど多くないということで、空いているところは来客用の駐車場として利用していただいているところがありますので、中橋委員がおっしゃられましたように、ヘルパーさんの車を止める場所ということに関しましては、今、駐車場に空きスペースがあるというふうに我々は認識しておりまして、今1世帯につき1.5台の整備で十分賄えるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めから1.5台分が用意されているということなのですね。つまり住宅が10戸だったら駐車場のスペースは最初から15台分設置されていて、それで一戸一戸全部使用するとしても5台分は残りますよと、そこが2台目必要な方、あるいは来客用、フリースペースとして活用できると、今後もその方針で行かれるということですね。料金につきましては2台目分ずつ、つまり入居者の2台目分ずつについて徴収するということですが、参考までにその1台分は幾らの料金を加算しているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 団地によりまして様々なのですけれども、札内地域、今おおむね2千円から3千円ぐらいの料金設定になっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに質問される方いらっしゃいますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いいたします。

ページ数が259ページの公園整備事業ですが、パークゴルフ場の整備についてお伺いをしたいと思います。本町にはパークゴルフ場がサーモンコース、つつじコース、新田コース、明野コースということで、4コースがあるのですけれども、資料ではパークゴルフ場の利用者数ということが大まかにしか出ていないのですけれども、新田の森のコース、どのぐらいの利用者がいるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 新田の森の年間の利用者数ですけれども、推計になりますけれども、2,291人となっております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 2,291人ということで利用されているということですが、特に今年は雨が多くて、草が伸びる率もすごく多いなと感じている中、草を刈っていただく苦勞も本当に分かるのですが、新田のコースですが、カシワの木がすごく多いのですよね。本当に見栄えがすごくきれいなのですけれども、このカシワの木からドングリの実が落ちて、パークゴルフ場でボールを打つことができないというような状況なのですけれども、この状況を確認しているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 新田の森のパークゴルフ場につきましては、現状は把握しているのですけれども、あそこの地区が新田の森環境緑地保護地区ということで、道条例の保護地区になっておりますことから、その辺も含めながら管理のほうはしているところであります。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、町ではそんなに管理はできないということなのですか。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 申し訳ありません。パークゴルフ場の管理につきましては、あそこも週1回草刈りをしておりますので、清掃もそのときに合わせて実施はしております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 清掃もということで今お伺いしたのですけれども、現状、本当に新田の森コースのAコースのところは、最初の3番か4番ぐらいだと思うのですけれども、その辺りは、特にもうスタートからボールを打てないというような状況なのです。そして本町地域では、4つのパークゴルフ場がありますが、高齢になって車がなくて明野まで登っていけない、またつつじやサーモンまで行けなくて、ちょっと自転車で自分の運動のために高齢者がちょっと出るというのは、この新田の森のコースなのです。その中で、あのコースで本当にしていただくのは申し訳ないと思うぐらいのドングリがすごく多いのですよね。ですからカシワの木を全部切ることができないとか、切ってくれとかと言うわけではないのですが、できればプレーに障害のない程度に管理をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 新田の森のコースの関係ですけれども、今、課長から言いましたように、新田の木については、過去にも危険な木については新田と相談しながら伐採したとか、そういう関係は行っています。ただ、今ご指摘のありましたドングリの部分につきましては、先ほど説明しましたように、週1回清掃はしているのですけれども、ただ今言われてる指摘されたようなところまでのドングリを全部拾えるような状況はないと思うのです。なので、全部は拾えないと思うのですけれども、プレーに支障のないような形で、できるだけそういうことを今後清掃のときに行っていきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今、部長の答弁をいただきまして安心するところなのですが、ぜひとも本当にインターネットを見ても、新田の森というのはすごくきれいに外出ているのですよね。ですから、知らない人たちが新田の森に来られたというときに、あの状況では大変だと思うので、ぜひとも現場をきちっと確認をしていただいて、できる範囲で本当に管理をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 8款土木費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） 9款消防費についてご説明申し上げます。

264 ページをお開きください。

9款1項消防費、予算現額6億3,451万5千円に対して、支出済額6億2,998万1,463円であります。

1目常備消防費、とかち広域消防事務組合負担事業5億4,855万8,000円は、とかち広域消防事務組合への分担金で、忠類支署に配備した高規格救急自動車1台の更新に係る費用が含まれております。

2目非常備消防費、消防団活動推進事業2,827万4,261円は、幕別町消防団に係る経費で、1節の消防団員報酬及び8節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、17節備品購入費は、平成29年度から2か年で整備した消防団員の防火衣購入に係る備荒資金組合への償還金であります。

次のページになります。

非常備消防施設維持管理事業514万3,502円は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

3目消防施設費、消防施設整備事業4,800万5,700円は、14節工事請負費、細節2第3分団駒島部に配備した水槽付消防ポンプ自動車の整備工事、18節負担金補助及び交付金は、細節3消火栓取替工事に係る負担金が主なものであります。

4目水防費につきましては、令和3年度の実績はございません。

以上で、9款消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 9款消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させて

いただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 10 款教育費についてご説明を申し上げます。

268 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 5 億 4,975 万 1 千円に対しまして、支出済額 5 億 2,041 万 7,795 円であります。

1 目教育委員会費、教育委員活動推進事業 197 万 3,197 円は、教育委員 4 人の報酬及び費用弁償並びに交際費が主なものであります。

2 目事務局費、教育総務事務事業 807 万 1,854 円は、教育行政事務を行う上での経費で、18 節負担金補助及び交付金、細節 7 教育振興会交付金は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織をしております教育振興会に交付したものであります。

会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育）2,045 万 1,644 円は、教育委員会事務局の事務補助員 1 人、学校教育推進員 3 人、子どもカウンセラー 4 人の報酬や職員手当、共済費が主なものであります。

271 ページをお開きください。

学校運営協議会運営事業 75 万 6,300 円は、学校運営協議会開催に伴う 44 人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施した乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付などが主なものであります。

魅力ある高校づくり支援事業 770 万 4,386 円は、魅力ある高校づくりを支援するための補助で、幕別清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校の 2 校分であります。

272 ページをお開きください。

3 目教育財産費、学校教育施設維持管理事業 3,568 万 6,939 円は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 71 戸の維持管理に要した経費であります。

10 節需用費のうち、細節 40 修繕料は、学校施設の修繕が約 9 割で、その他教員住宅、わかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

275 ページをお開きください。

14 節工事請負費、細節 1 学校・教員住宅補修工事は、各学校等の内装補修や暖房設備の補修工事が主なものであります。

学校教育施設整備事業 4,103 万円は、小中学校の施設整備に要した経費で、12 節委託料は札内南小学校の改修事業実施設計委託料、14 節工事請負費は、糠内中学校、忠類中学校の地下オイルタンクライニング工事のほか、札内南小学校高圧受電設備改修工事、教員住宅 2 戸のリフォーム工事などの整備に要した費用であります。

4 目スクールバス管理費、スクールバス運行事業 9,043 万 62 円は、スクールバス運行に要した経費で、12 節委託料は、既存の駒島線の送迎時間が 1 時間を超過することから、大型ワゴン車で運行するための路線を追加し、乗車時間の短縮と児童生徒の負担軽減を図り、スクールバス運行 13 路線とし、8 路線は町有車両を貸与、残る 5 路線については車両を借り上げて運行しており、これらに要した費用であります。

5 目国際化教育推進事業費、国際化教育推進事業 1,635 万 6,178 円は、小中学校等における外国語指導に要した経費で、国際交流員 2 人が中学校の英語教諭とチームティーチングによる指導を行ったものであります。

276 ページをお開きください。

6 目学校給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業 2 億 3,757 万 5,473 円は、学校等への給食提供に要した人件費や給食材料費が主なものであります。

1 節報酬は、給食センター運営委員会開催に伴う委員報酬のほか、幕別学校給食センター 11 人と忠類学校給食センター 5 人の給食補助員の報酬、2 節給料は、幕別学校給食センターの給食調理員と給食業務員に要した費用であります。

279 ページをお開きください。

10 節需用費、細節 4 は幕別学校給食センターの箸、3 千膳とご飯茶わん、汁わん、各 250 枚の更新費用、細節 60 と細節 61 は、学校給食の食材購入に要した費用であります。

12 節委託料は、細節 5 は幕別 5 路線、忠類 1 路線に係る給食配送に要した費用、細節 7 は幕別学校給

食センターの残渣・残食 3 万 9,042 キログラムを家畜用の餌として処分した費用であります。

なお、幕別学校給食センターでは、小中学校のほか、糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 か所、町立わかば幼稚園と私立幼稚園の 2 か所に給食を週 2 日提供しているほか、中札内高等養護学校幕別分校にも提供しており、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒畠へき地保育所の 2 か所に給食を提供しております。

学校給食センター維持管理事業 5,225 万 7,741 円は、給食センターの管理運営に要した経費であります。

281 ページをお開きください。

14 節工事請負費は、幕別学校給食センターの排水処理施設の曝気槽や制御盤改修に要した費用であります。

戻りまして、280 ページになります。

2 項小学校費、予算現額 3 億 1,641 万円に対しまして、支出済額 2 億 9,415 万 3,422 円であります。

1 目学校管理費、小学校維持管理事業 2 億 3,697 万 8,631 円は小学校 9 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 7 校 7 人の学校事務補助員及び 7 校 37 人の特別支援教育支援員と、小学校における外国語活動と外国語授業のサポートを拡充するため臨時英語指導助手 1 名に要した費用であります。

283 ページをお開きください。

12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要した費用で、285 のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

21 節補償補填及び賠償金は、著作権改正に伴い、学校においてインターネットを経由した著作物を、授業で利用するために要した費用であります。

学校健康診断事業（小学校）443 万 9,558 円は、児童及び小学校の教職員に係る健康診断等に要した経費が主なものであり、12 節委託料は小学校の教職員 145 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、小学校教育活動推進事業 3,632 万 8,707 円は、小学校の教育活動に要した経費であります。

17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は、学校図書の購入に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

保護者費用負担軽減事業（小学校）1,640 万 6,526 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、19 節扶助費が主なものでありますが、287 ページをお開きください。

新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した経費であります。

なお、細節 5 には、令和 4 年 4 月の入学児童に対する入学準備金の年度前支給 21 人分を含んでおります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 3,027 万 5 千円に対しまして、支出済額 2 億 1,537 万 277 円であります。

1 目学校管理費、中学校維持管理事業 1 億 5,491 万 9,167 円は、中学校 5 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要した費用であります。

289 ページをお開きください。

12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要した経費であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

学校健康診断事業（中学校）233 万 7,189 円は、生徒及び中学校の教職員に係る健康診断等に要する経費が主なものであります。

12 節委託料は中学校の教職員 85 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、中学校教育活動推進事業 3,767 万 2,279 円は、中学校の教育活動に要した経費であります。

7 節報償費、細節 1 は、町友であります平田オリザ氏を講師として招き、ワークショップに要した費用であります。

細節 3 は、全国・全道文化・スポーツ大会参加に係る個人 581 人と 61 団体の参加奨励金、細節 4 は、部活動指導員 68 人分の謝礼であります。

291 ページをお開きください。

17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は、学校図書

の購入に要した費用であります。
保護者費用負担軽減事業（中学校）2,044 万 1,642 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金は、中学生の修学旅行に要した費用の一部を補助したもの、19 節扶助費は、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した費用であります。

なお、細節 5 には、令和 4 年 4 月に入学した生徒に対する入学準備金の年度前支給 26 人分を含んでおります。

4 項幼稚園費、予算現額 2,135 万円に対しまして、支出済額 1,811 万 8,970 円であります。

1 目、幼稚園管理費、幼稚園維持管理事業 1,797 万 7,670 円は、わかば幼稚園の園長や事務補助員、幼稚園教諭、特別支援教育支援員の報酬や手当などのほか、293 ページになりますが、12 節の幼稚園管理委託料などが主なものであります。

2 目教育振興費、幼稚園教育活動推進事業 10 万 1,800 円は、わかば幼稚園の教育振興に要した経費であります。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 6,043 万円に対しまして、支出済額 2 億 4,950 万 3,582 円であります。

1 目社会教育総務費、社会教育総務事務事業 494 万 7,465 円は、会計年度任用職員 1 名の人件費及び文化賞・スポーツ賞等表彰式のほか、各種団体に対する負担金であります。

295 ページをお開きください。

7 節報償費、細節 2 は、本年 1 月に開催しました成人式の記念品に要した費用であります。

社会教育委員活動推進事業 21 万 9,210 円は、社会教育委員 15 人の報酬が主なものであります。

2 目公民館費、次のページの最上段にあります公民館維持管理事業 1,090 万 5,076 円は、糠内・駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した費用であります。

298 ページをお開きください。

3 目町民会館費、町民会館維持管理事業 3,025 万 7,786 円は、町民会館の管理運営に要した費用で、14 節工事請負費、細節 1 は町民会館地下大集会室及び 2 階講堂の音響設備改修工事に要した費用であります。

4 目郷土館費、郷土文化研究事業 77 万 2,420 円は、文化財審議委員会の開催や、歴史的資料の調査研究に要した経費で、1 節報酬の文化財審議委員会委員報酬や、7 節報償費の郷土文化研究員 1 名に対する謝礼が主なものであります。

301 ページをお開きください。

ふるさと館・郷土館維持管理事業 777 万 6,206 円は、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

次のページをお開きください。

5 目ナウマン象記念館管理費、ナウマン象足跡発掘プロジェクト事業 96 万 9,361 円は、足跡化石の追跡調査や、札幌市円山動物園と忠類小学校の連携によるかぼちゃプロジェクトなどの実施に要した経費であります。

7 節報償費は、足跡化石発掘調査などの講師謝礼が主なものであります。

ナウマン象記念館発掘等体験講座事業 33 万 9,680 円は、「親子ミニ発掘体験教室」や「アンモナイトのレプリカ作り」のほか「十勝石を磨いてナウマン象の置物作り」などの講座開催に伴う委託料が主なものであります。

ナウマン象記念館維持管理事業 1,290 万 7,645 円は、記念館の維持管理に要した経費で、1 節報酬は、会計年度任用職員 3 人分の報酬、次のページになりますが、12 節委託料は記念館の維持管理に要する費用が主なものです。

6 目集団研修施設費、集団研修施設維持管理事業 173 万 9,226 円は、集団研修施設こまはたの管理運営に要した費用であります。

306 ページをお開きください。

7 目図書館管理費、図書館を核とした地域づくり事業 58 万 690 円は、図書館運営のサポート人材の育成や各種講座の実施、地域情報の発信等に要した経費であります。

1 節報酬は、図書館協議会委員 10 人分の報酬のほか、13 節使用料及び賃借料、細節 20 は、AR 技術を活用し、図書館が関係課と連携しコンテンツを作成いたしました郷土の史跡や地域の観光資源などについて、情報発信をするために必要なアプリケーション「マチアルキ」の使用に要した費用であります。

図書館蔵書整備事業 821 万 1,973 円は、蔵書整備に要した経費であります。

17 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、図書資料 4,194 冊、AV 資料 38 タイトルの購入に要した費用であります。

図書館維持管理事業 6,707 万 9,808 円は、図書館の管理運営に要した経費で、1 節報酬は、事務補助員 1 人とブックモバイル運転手 1 人分の報酬、2 節給料は、図書館司書 8 人分の給料であります。

1 ページ飛びまして、311 ページをお願いします。

14 節工事請負費、細節 1 は、本館の屋上防水改修工事であります。

17 節備品購入費は、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し更新した図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステムの償還金であり、18 節負担金補助及び交付金は、細節 6 町民文芸誌まくべつ第 37 号の発行に要した費用が主なものであります。

8 目百年記念ホール管理費、芸術・文化公演事業 63 万 8 千円は、忠類地区で実施した生涯学習講座や文化公演会に要した経費で、7 節報償費は、手作りパンや背骨コンディショニングのほか、パステルアートなどの生涯学習講座 5 講座と文化講演会、アイヌ音楽公演 MAREWREW LIVE (マレウレウ ライブ) に係る講師謝礼であります。

百年記念ホール維持管理事業 1,111 万 7,906 円は、百年記念ホールの管理運営に要した経費で、14 節工事請負費は、陶芸室の電気窯 1 基の更新工事に要した費用であります。

313 ページになります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業 9,031 万 1,100 円は、12 節委託料であります。

6 項保健体育費、予算現額 1 億 3,330 万 8 千円に対しまして、支出済額 1 億 2,187 万 9,153 円であります。

1 目保健体育総務費、保健体育総務事務事業 151 万 4,713 円は、1 節のスポーツ推進委員 12 人分の報酬や、7 節報償費、細節 3 の少年団活動などで全道・全国へのスポーツ大会に出場した個人 31 名と 14 団体に対する参加奨励金が主なものであります。

スポーツ団体活動支援事業 255 万 9,306 円は、18 節負担金補助及び交付金が主なもので、細節 3 は体育連盟に対する補助金、細節 4 はスポーツ少年団に対する補助金であります。

アスリートと創るオリンピックの町創生事業 528 万 359 円は、次のページになりますが、18 節、細節 3 スポーツ合宿誘致実行委員会への補助金、細節 4 オリンピック・パラリンピック出場者を応援する会実行委員会補助金は、本町出身で東京 2020 夏季オリンピック大会に出場の山本幸平選手、北京 2022 冬季オリンピックに出場の高木菜那、高木美帆選手を応援するため「オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」への補助金であります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、東京 2020 オリンピックではパブリックビューイングを開催できませんでしたが、北京 2022 オリンピックでは、リモート参加による応援イベントを開催し、3 日間で全国各地から延べ約 300 人参加したところであります。

2 目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業 3,004 万 129 円は、運動公園陸上競技場及び野球場などの屋外施設の管理運営に要した経費で、12 節委託料が主なものであります。

屋内体育施設維持管理事業 1,134 万 6,255 円は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなど屋内体育施設の管理運営に要した経費で、次のページになりますが、17 節備品購入費は農業者トレーニングセンター、トレーニング室のランニングマシンの購入費であります。

札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業 4,708 万円は、12 節委託料の指定管理料に要した経費であります。

町民プール維持管理事業 2,167 万 5,233 円は、町内 5 か所の町民プールの管理運営に要した経費で、1 節のプール監視員 18 人分の報酬や 12 節委託料などが主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、この際 11 時まで休憩といたします。

その後、質疑をお受けいたします。

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 280 ページ、2 項小学校費、1 目学校管理費、小学校維持管理事業と 286 ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費の中学校維持管理事業に関わって伺います。

資料の 178 ページ、不登校の子どもたちについてです。令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、令和 3 年度に不登校の生徒が大きく増えています。全国的にもこうした傾向が、8 年連続で増加していて、昨年 10 月文部科学省が発表した報告では、1 千人の児童生徒当たり 20.5 人が不登校になっていると出ています。その傾向と同じ傾向が町でも出ているのかなと思っています。一人ひとりに対して、学校内外に学び、成長できる居場所や環境を保証することが必要だと思いますが、町で対策が強化されてきている内容や検討されていることがあったら伺います。

タブレットは今、全児童生徒に用意されているのですが、不登校の子どもたちに対しては貸出しなどの手だてがされているのかどうか、併せて伺います。

もう一点ですが、特に中学校で不登校が急増しています。小学校では全町で 6 件ということなので、一学年に 1 人程度の数だったのが、中学校に上がると一学年当たり 15 人以上という規模に増えます。特に気がかりなのが長期に、90 日以上休んでいる子どもがどれぐらいいるのかということと、特別支援学級の子どもたちが不登校のこの 47 件の中に、どれぐらいの割合でいるのかも伺いたいと思います。

最後に、支援学級の児童生徒の数と支援学級を担当している職員の割合が、小学校、中学校でそれぞれどうなっているのかも伺います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の 1 点目の不登校の関係でございます。一人ひとりに対する居場所づくりという部分のお話ですけれども、まず、居場所というところで申しますと、まず学校に来れない、けれども教室に入れないという子に対しては保健室登校で間口を広げております。また、まっく・ざ・まっくでも居場所づくりということで活用いただいております。今そのような状況で検討といましようか、その部分を検討するものはなく、そういった内容で今現在進めているということで、あと、タブレットの活用に対しても、一部の学校におきましては、不登校の状況でも授業が受けられるような環境を整えているところでございます。

続いて、中学校の不登校の現状ということで、90 日以上の数ということでのお話でしたが、大変申し訳ございません。90 日というようなカウントでの集計を取っておりませんので、今この場では数のほうは申し上げることができません。また、この中の特別支援に該当する児童生徒ということでしたが、そちらのほうもちょっと割合のほうは出していないので、今、数のほうのお答えはできません。

あと、特別支援の状況ということでございます。そちらのほうについては、今の現状ということでいくと、令和 4 年度の数字になろうかなというふうに思うのですが、小学校のほうでいきますと、176 人が特別支援のほうに該当しております。中学校のほうでいきますと、53 人が該当しているというものでございます。あと、特別支援教育支援員の配置状況というようなお話だったかと思うのですが、小学校が 6 校 36 人、中学校が 3 校 7 人、そのような現状でございます。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 一人ひとりに成長できる居場所づくりということなのですが、今の文部科学省がこうやって不登校が増えている理由として、コロナ禍の生活環境による、生活リズムの乱れなどが背景にあるのではないかなというふうに述べているのですが、それぞれの子どもたちで理由が違うと思いますし、抱えている問題や困難も違うのかなと思います。まっく・ざ・まっくだとか保健室での登校だとか、それぞれ状況に応じてということだと思っておりますけれども、今インターネットでもいろいろ学べる機会が様々なところから提供されているとか、こういった進路があるかという相談も、いろんなところが受けていたりしています。本当にきめ細やかな対応が一人ひとりに必要なのかなと思います。

また、学校側の支援員、私がお聞きしたお子さんの話で、ちょっと支援を受けているお子さんが支援

員の先生との折り合いが合わないといいますが、ちょっと対応に恐怖を感じて行けなくなったというお子さんもいたりして、そういったこちら側で改善していかなければいけない問題もあるのかなと思います。子どもたちの状況や現状をちょっときめ細やかに見て、柔軟に対策を取っていくということが、今後より必要になってくるのかなと思いますので、数が増えているということもありますので、検討いただきたいなと思います。

対応の中には、そのタブレットの貸出しなのですけれども、学校でオンライン授業を受けられるケースについて貸し出しているということなのかなと先ほどの答弁で思ったのですが、先ほどもお話ししましたように、インターネットでの学びの機会ということもあり得ると思ひまして、経済状況で子どもさんたちの家庭で準備できないということもあるかなというふうに思いますので、その辺もちょっといろんな検討課題もあるかと思いますが、柔軟に使えるような保証もつくっていく必要があるのかなというふうに思います。

あとちょっと次の質問で、長期、90 日以上の不登校のお子さん聞いたのですが、全国的には 54.9%、不登校の中の半分以上が長期ということになっていまして、そういった子どもたちの状況も町としてつかんで、必要な対策を検討する必要があるかなと思ひまして伺った次第です。

特別支援のお子さんが、不登校の中にどれだけいるかということでお聞きしたのは、先ほどお伝えしたように、町民の方からその支援学級に通っていたのだけれども、中学校に上がって支援員の数も少なくなつて、対応が小学校のときほどきめ細やかに受けられなくなったということや、あと支援員の先生の数が学校にいる人数が少ないので、集団的にその子をどうするかという検討が十分されないで、ちょっとずれた対応が続いたので、その子が支援の先生と合わなくなつて行けなくなったというお話があったので、聞いたのですが、先ほど人数、支援学級のお子さんや支援員の人数を聞いたのですが、支援員と人数というよりも、その支援学級を担当している職員の人数。小学校で言ったら、支援員以外にも教職員がちゃんとクラスに配置されているとか、そういうこともあったので、保護者の方から中学校に上がると、支援の担当の先生が減るのだということをお伺いしたので、どうなっているのかなということをお伺いしました。

特にやっぱり中学校に上がって、成長段階もありますし、学校の勉強も難しくなるということもあって、困難を抱えた子どもたちがより困難になるという実態がこの不登校の数から見ても見て取れるのではないかなと思います。そして、やっぱり全ての子どもたちにちゃんと成長できる環境を保証することについて、増えているという状況もありますので、急いで対応を検討していただきたいなと思います。答弁がありましたら、お願いします。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、順番にお答えしたいと思いますが、インターネット、不登校の児童生徒に対する家庭での活用についてということなのですが、授業のみならずいろんな場面想定されます。今も不登校児童生徒のご自宅のほうには、週 1 回は最低でも学校の先生が必ずお伺いしながら、教育相談、さらにはプリントの配布、そういったものもやっておりますので、さらに家庭でもタブレット 1 人 1 台端末を活用できるような、そういったものがあれば、どんどん学校と保護者の間で相談しながら進めていけるものは進めていくと考えております。

あと、その中学校に上がっての部分ということなのですが、酒井委員がおっしゃった国の調査においても、やはり圧倒的に多いのが無気力、不安というような要因、さらには生活リズムの乱れ、そしていじめを除く友人関係、そういった要因が出されております。中学校に上がっての不登校生徒の傾向が上がるといえるのはおっしゃるとおりで、そういったことから、本町におきましては小中一貫教育、そういったところを進めながら、まずはその中 1 ギャップ、そういったものを解消しながら進めていき、さらには委員おっしゃる特別支援の生徒に対しても、人員配置がすぐどうこうということではないかと思うのですが、手厚く指導できるような体制を整えていきたいと、そのように考えております。

○委員長（野原恵子） ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2 点、質問させていただきたいというふうに思います。

1 つは、268 ページからある教育費の中の事務局費で、質問したい事業名は 271 ページにあります、いじめ防止対策推進委員会運営事業であります。資料のほうで言うと、177 ページから 178 ページにあって、この資料のほうから質問させていただきたいと思います。ちょっと今の質問者とは重なるのですが、事業名が違うものだから、関連ということにはしませんでした。いじめの件数が問題だというふうに思いました。

私は、さきの一般質問の中で、いじめの問題を取り上げたところであります。件数が増えているのだけれども、それは今までとカウントの仕方が違ってきたのだよということでありました。それまでとは違って、本当に些細なところから芽を摘んでしまおうということの中で、ちょっと気分が悪い思いをしたというところから、件数ということのカウントの中で、一つの学校で9件。この178ページの1の資料で言えば、小学校で言うと、今まで令和2年度は1校8件であったものが、4校19件になったと。この考え方で言うと、すごくこういうことになっていくのだろうということが推察されます。しかしながら、その下の中学校になってくると、令和2年度1校1件だったものが、ずっと1校1件で、そして9件と。1校の中で9件という数になったのだなということは、カウントの仕方が変わったわけですから、推論としては成り立つのですが、1校で9件も出てくるものが、ほかの中学校では1つも上がってこないということがどうも腑に落ちなくていて、どういうことなのかなということが1つ目です。

それに併せて言うと、その下の資料、不登校がありました。令和2年度は32件だったものが、53件と大幅に増えているわけであります。これ、必ずしもいじめではないと思うのだけれども、このいじめの件数の増加の中では、そしてこの事業の中で並列してこういう資料を並べられたらば、そういう意味があるのかなということの推論が立てるわけで、その辺のところ説明していただきたいなと思うわけであります。

2つ目です。312ページ、保健体育総務費の中のアスリートと創るオリンピックの町創生事業であります。資料で言うと、206ページと207ページであります。206ページの中の今年度の取組内容の中で、オリンピック輩出要因分析事業が日本体育大学との連携で行われたということが記載されています。この幕別町から、つい最近まで5人の現役のオリンピックがいたということについては、やはり私にとってもとても興味のあることで、ほかの町の人からも、どうして幕別はということで聞かれることでありました。だけれども、私自身としてはどうしてなのかわからないものですから、どうしてなのだろうねという答えになっていたわけなのですから、それをこういう大学との連携事業で結論を出すということについては、とても興味があって見えています。それで、どういう事業をなされたかということも、具体的なことについては207ページに書かれているのですが、結論は出たのでしょうか。そして、もしまだであれば、いつ頃、結論を出すことを目安にこの事業が続くのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） それでは、まずご質問の1点目のその中の1点目ということで、中学校のほうではいじめの件数が増えた、認知件数が増えたというところで、出てくるのは谷口委員がおっしゃるように、把握方法が変わったというところはそのとおりでございます。逆に出ていないところはということですが、今の段階としては、認知がされなかったということを経験したことは喜ばしいことかなと考えるとともに、さらに十勝管内の令和4年、教育推進の重点にも上がっております、いじめの積極的な認知と早期の組織的な対応ということもうたわれておりますので、教育委員会といたしましては、さらに積極的な認知を行えるよう各学校に対して伝えていきたいと考えております。

あと、不登校のほうも増えているということで、いじめとの因果関係ということですが、本町においていじめに伴う不登校というのは、令和元年度からの現在までの間、該当者はいないということを確認しているところでございます。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 2点目のオリンピックの輩出要因の分析事業の関係であります。日本体育大学との連携協定によりまして、当初は令和2年度から調査を始める予定でありましたが、コロナの関係で3年度からに延期となりまして、令和3年度に直接幕別のほうに担当される教授ですとかスタッフの方々がお見えになって、いろいろと調査をされました。今年度も引き続き調査を調査継続しております。途中の段階では、いろいろとその要因というのは食べ物ですとかということも想定できるのですが、はっきりとした結果をいただくのは、5年度までお待ちいただければと思っています。

以上です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点、ご答弁いただいたわけでありますけれども、2つ目については分かりました。令和5年度であると。随分やっぱ研究者の仕事というのは、時間がかかるものだなという印象は持ちましたけれども、しかるべく結果がちゃんとやっていただけていることのあかしだということで、納得

して結果が出るのを待ちたいと思います。

1つ目です。いじめの認知件数が少なく、それからいじめによる不登校が1件もないのだということは、それはよかったなと思いました。ただ、今、教育委員会のほうからは積極的に認知をするようにということがありましたけれども、このことがとっても重要なのだというふうに思うのです。幕別町の教育委員会は違うのだというふうにはっきり思うのだけれども、さきの一般質問からも思うのだけれども、よその教育委員会の中では、それを積極的に隠蔽するようなどころもあったり、そんなことの中ではしっかりと認知件数、いじめがあれば認知するように、これは教育現場や児童生徒の教育の在り方に関わってくるのだと思うのですけれども、しっかりやっていただきたいなと思うところであります。幕別町いじめ防止基本方針、これがしっかり教育現場に伝わるように努力していただきたいと思います。何かあれば、ご答弁いただきたいなと思います。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 学校等の集団生活になれば、いじめといいますか、3人寄れば派閥ができたりというようなこともありますし、いじめは当然起こるものと思っております。ですから、先ほども言っているとおりの、積極的な認知に努めていきたいなと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） ただいまのいじめ・不登校の関係での関連になります。

1点、まず確認につきましては、いじめの認知基準というのが変わったというのは存じておりますが、不登校について変わっていたかどうかということについて、たしか変わっていないと思うのですけれども、もしそれであれば、やはり不登校自体の件数が、1年で何かを評価するということにはならないとも思っているのですけれども、少し数の大きさが気になるなというところで、その要因について、いじめではないということで先ほど答弁ありましたけれども、その要因についてお伺いしたいなと思います。また、コロナの関連もあるのかなのかということも、もしつかんでいけばご答弁いただきたいなと思います。

それから、中学生の9校53件の内訳、特に中学校1年生の内訳についてお伺いしたいなと思います。

それから、認知件数の基準が変わった、あるいは不登校は変わっていないのですけれども、その基準が変わったといえども、この数自体について教育委員会としてはどのように捉えているのか、少し多いのではない、あるいは少ない、1つでもあれば問題は問題なののですけれども、そのあたりの数をどのように捉えているか、大きく3点お伺いします。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の1点目ですが、不登校の数が多いこちらの要因ということでしたけれども、先ほども答弁いたしました、今、全国的にもやはり増加傾向にはあるということで、突出してうちの本町が多いということではないのかなとは思っております。その全国的な傾向としては、先ほど言うように、無気力だったり不安というような全国的な要因の傾向が出ております。これが一番、全体の46.9%、これ令和2年度の数字ですけれども、そういった要因がまず不登校の要因として大きく出ていると。その次にリズムの乱れだったり、友人関係ということですが、本町においてもその傾向というのは、全国的な傾向とそう変わるものではないのかなと思っております。ですので、この部分についてはコロナの影響が直接的に不安があったかどうかという部分は、多少なりとは影響している部分はあるかもしれませんが、具体的にコロナの影響でというところをピンポイントで押さえてはいないところでございます。

そして、2点目なのですが、不登校の53件のうち中学校1年生の部分ということで、人数ということなのですが、対象人数がこちらのほうで押さえているのが16人ということになっております。

3点目なのですが、認知件数、今の現状が多いのか少ないのかということですが、これ先ほど谷口委員にもご答弁申し上げたとおり、やはりまずは積極的な認知ということですので、今、多少なりとも嫌な思いをしたというところでは、アンケート調査では認知ということでまずカウントされるべきなのかなというところなので、今、決して多いとか少ないとかではないのですけれども、さらにまず積極的な認知に進めば結果が、どういう数字が出てくるかということになるかと思うのですけれども、ほかの学校においても、やはり多少なりとも数字は出てこなければ、やっぱり不自然な部分、先ほど部長答弁にもありましたけれども、あるのかなというところで、さらに認知件数は増えるべきもの

なのかなと思っております。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず1点目、要因についていろいろ、全国的な状況とは相違はないということではあります。コロナの影響といってもなかなか分かりづらいところもありますので、はっきり分からないのかなと思いますが、そのあたりの無気力なりなんなりという要因については分かりますけれども、それがなぜどこから生じるのかという部分についても、やはりそこは教育委員会としても注視していくべきことが改善につながるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから2点目、いわゆる中1ギャップと言われる部分で、以前、教育委員会のほうから中1の不登校が多いということで、小中連携も含めて、そこで改善していくというようなことが何年も前から言われておりますが、その効果が出ているのかどうかという部分については、それまでの令和2年度までの中1生の数から比べると、数字上ではそんな大きな効果が出ていないのかなと思います。小中連携の評価の中で、中学生にスムーズに進学できるようになったというような評価もありましたけれども、そのあたりは改めて精査する必要があるのかなと考えますが、いかがでしょうか。

それから3点目、数字まずは出してみるということは分かります。分かりますが、ただその数字の評価というのは、やっぱり必要なのかなと考えるわけですが、このぐらいあるのだなというのは認識した上で、やはりそれが多いと感ずるのかやっぱり少ないと感ずるのかという部分は、一定程度の基準があるべきではないかなというふうに思いますし、それをどのくらいに減らしていくのかというような、これも数字だけではないですけれども、一定程度の数値目標というものもあるべきというか、目標があるべきかなというふうに思いますが、3点いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず1点目の不登校の要因・分析ということですが、やはり問題につきましても、学校、家庭、社会状況が複雑に絡んでいるところがあるかと思っておりますので、その部分については学校を通して、また教育委員会としても、そのように起こらないような手だてというのが、直接的なものが今どういふものがあるとは申し上げられないのですけれども、そういったものに取り組んではいきたい。ただ、さらには、また町のほうとして福祉部門のほうでも、そういうひきこもり、不登校に対する対策も講じられているということで、いろんなアプローチからそういったものを発生しない、発生させないということが大事だと思うのですけれども、ただこれ、発生を止めるという部分は本当に大変難しいものだと思います。

2点目の中1ギャップ、効果はということなのですが、おっしゃられるように、まだ小中一貫教育のほうの成果というのがはっきりとした部分が出てきていない。9年間の教育課程の編成というのも現在1校のみ編成済みで、あと2校が今取り組んでいるような状況ということもありますので、具体的にはこの辺、きちんと小中一貫教育が進んだ中で、こういった中1ギャップ、そういった不登校の数もちろん減ってくるのかなというふうに、教育委員会のほうとしては考えております。

あと、いじめの認知件数のお話ですが、基準というのはなかなか難しいですけれども、例えば今認知されている学校規模で今このぐらい出ているよという数字が出ておりますので、それに照らし合わせながら、この学校規模であれば、このぐらい認知件数が出るものなのかなというような想定はできるのかなと思っております。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） いじめ防止対策推進委員会というのが開催されているかと思いますが、以前は年に2回だったところが、ここ近年は1回、今年度も1回という予定になっているかと思いますが、そこでも委員会との連携というか、そういったもので、この要因について分析するなり、次の対策を練るなりといったこと、要はその委員会がどのような取組によって効果が出てきているのかということについて、ちょっと再度確認させていただきたいということが1点。

それから2番目、小中一貫というよりも、差し当たって小中連携かなと考えているのですけれども、その効果がこれから出てくだろうという答弁でございましたので、大いに期待したいというふうに思います。

3点目については、これ以上とやかくということはないですけれども、ただ調査しただけ、数上げただけということに終わらないような、1点目の質問とも重なるのですけれども、対策推進委員会との連携とも関わるわけですが、数字を上げて調査し放しという形で終わらないように求めていきたいと思っております。

1点目のいじめ防止対策推進委員会の現在の状況について、お答えいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） いじめ防止対策推進委員会の関係ですけれども、本年、昨年度も令和4年2月28日に1回の委員会を開催いたしまして、委員会のほうではこういった学校でのアンケート調査結果、そちらを情報交換ということですので、先ほどの3点目にも係りますけれども、認知件数の上がった部分、そういった部分を十分委員会の中でも、どうして上がった、社会的な情勢部分だというようなそういった議論はもちろんしているところであります。

さらに、今後もそういったいじめの関係については注視しながら、決してアンケート調査で上がって、認知件数を伸ばすということが確かに目的ではないのは、小田委員おっしゃるとおりで、全てそこについては解消、解決に向けて取り組んでいるものですので、その中で令和3年度については、そのまま引き続いて問題となっている案件はないということも確認しているところでございますので、今後におきましても、認知をしてさらに解消に向けた手だてをするという、このセットで取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） そのほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お伺いいたします。

1点目は、ページ数は287ページ、教育振興費の保護者費用負担軽減事業についての小学校の部分と、同じ項目でページ移りまして291ページに中学校があります。関わりましてお伺いいたしますが、資料では189ページ、中学校の分については193ページになります。就学援助の状況であります、小学校の就学援助の援助率というのが令和3年13.7%ということで前年度より下がっています。中学校のほうも下がってはいるのですが、0.5ポイントの下がりて小学校のほうが大きく下がっております。これ、今コロナ禍の下で生活困窮が増えているという中で、この援助率が下がってきているというのがなかなか理解しづらいのですけれども、この背景などについて、どのように押さえていらっしゃるのか、はじめに伺います。

2つ目はページ数285ページ、これも学校管理の中の285ページ、学校健康診断事業、同じく中学校、290ページの同じ項目です。教職員の健康状況、ひいてはその働き方改革というのが、どこまで進んでいるのかということでお伺いしたいと思います。この教職員の働き方改革アクション・プランというのを幕別町は第2期をこの令和3年6月に改定されてスタートしていると思います。この中で、たくさん目標あるのですけれども、私がお伺いしたいのは、先生方の労働時間が相変わらず長いというのが映るものですから、このアクション・プランの中にある時間外勤務時間、1か月45時間、そして年間360時間、またコロナ禍で変形労働時間制というものも取り入れられているものですから、それがどうなっているのかというのが1点であります。

それから2点目は部活動に関わって、ここも先生方が関わることも多いのですが、これは先生方と子どもたち、両方の負担軽減ということで、このアクション・プランの中では1週間に2日間休むこと、それから土日、これは必ず1か所どちらか休むこと。また、大会などで土日参加すると、それに振り替える休日を取っていくこと、これがうたわれてきていますが、これはどのように進んでいるのか伺います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 1点目の就学援助の認定率の減少に係る要因はというお答えでございます。こちらにつきましては、おっしゃるように小学校のほうでいくと15.5%から13.7%へ、中学校では17.5%から17%ということで、実際もう認定率が下がっているということなのですが、いろいろな要因はあろうかと思えます。年度によって、これはばらつきのあるものということになると思いますので、家庭の収入、状況も変わってくるということで、これまでも本当に認定率は変動があったと考えておりますので、2年から3年度に係る変動について大きな要因というのは、こちらのほうとしては考えていないところでございます。

続いて、2点目の1つ目、アクション・プランの関係でございます。令和3年度のまず在校等時間外の状況でございます。まず月平均45時間を超える教職員の数ということで、小学校のほうは15.2人、割合で言いますと10.4%、そして中学校のほうでいきますと20.3人、率でいくと23.6%です。あと年間のほうなのですけれども、ちょっと集計の仕方が1年間、1年単位の変形労働時間制の導入に当たっては、年間320時間というのがありますので、320時間で調査をいたしましたところ、小学校では41人、全体で28.1%、中学校では51人、率で59.3%、このような時間外の状況を確認しているところでございます。

続いて、2点目の2つ目、土日の部活動の状況でありますけれども、確かにアクション・プランのほうでは、土日どちらかお休みだとか振り替えということであっております。実際、土日に大会があれば振り替えされているのは、その部分については確認しているのですけれども、必ずそのような状況になっているかという部分は、大変申し訳ございません、ちょっと調査を改めてかけて確認しているというところではないのですけれども、特に問題のない形で進めていると認識しているところでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 就学援助のほうなのですけれども、大きな要因はない。確かにお答えいただきましたように、令和元年から令和2年度は上がっていたのですよね。これはやはり昨今の経済情勢反映しているなと思っていたところ、3年度は13.7%ということで大きく下がったものですから、考えられることの一つとして、生活保護基準の1.3倍ということで、きちんと収入基準をそこで振り分けられていくということなのですけれども、実際、昨今の状況として、収入そのものは確かにクリアするのだけれども、可処分所得は実際に生活に使うお金が減ってきているというのは、これ今の現状でありますよね。ですから、そういう点を考えると、収入上では1.3倍を超えたけれども、実際には前年度から比べて生活水準そう変わらないとか、そういう実態があるのではないかと思います。したがって、この1.3倍の押さえ方がどうなのかなというところまで来ているのかなというふうに思いまして、そういうところの調査・研究といいますか、検討といいますか、委員会としてぜひ取り組んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、働き方改革のほうなのですけれども、まだまだやはり残業されている先生方多いですね。答えでは、いつも小学校、中学校で、中学校が多いのですけれども、これ前年比からいきますと、少しは改善されていらっしゃるのでしょうか、どうなのでしょう。アクション・プランの目標達成までにクリアできる見通しがあるのかどうか伺います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず1点目の就学援助の保護基準額1.3倍未満の見直しはというところだと思います。中橋委員もおっしゃるように、このコロナ禍だったり物価高騰、大変厳しいものがあるというふうに考えております。ただ、その中においても、今現状の本町の基準、生保対比1.3倍未満については、全国的に見ても際立って低いというのではなく、妥当な基準であるというふうに考えておりますことから、今この時点で見直しをするというような考えはないところでございます。

続いて、2点目のお話でございます。働き方改革、時間外等在校時間の令和2年度からの実績、どうだったかということでいくと、月平均45時間以上の割合で申しますと、小中学校合計で3.9ポイントの減ということで、確実に減ってきている実績ではございます。ただ、やはりそういった中でも、なかなか大きな落ち幅といいましょうか、そういうことではなく、クリアできるかどうかという見通しが今の現状としては難しいながらも、引き続き、まずは時間外、そういったものを縮減を学校単位、組織的に改善できるように取り組んでいただくということで、各学校とはお話をしてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっと部活のほうの再質問をするのを抜けていました。この部活のほうについては、やっぱり実態を押さえて、そういう状況がないと思うというのではなくて、なくするというふうにしなくてはいけないので、ぜひ実態を押さえていただきたい、このように思います。

就学援助なのですけれども、私いきなり見直しを求めたわけではないのです。もちろんそういう気持ちはあります。だけれども、今この現状の中で7人に1人がお子さん貧困だということが出ている中で、就学援助などの適用は当然増えてくるというふうに認識はしているけれども、しかしそうならない。その背景が何なのかなということなのですよ。貧困が広がっているのに、援助率が下がっている。つまりひとつ言えることは、収入は上がっていても実際の物価高も含めて、可処分所得というのが上がらないというようなことがあれば、本当にその生活、保護者の暮らしに沿った援助の仕方に進むべきだと思います。それで、そのための調査あるいは研究というのを求めたわけです。いきなり全国的な水準だから、これ今上げなさいというふうにお尋ねしたわけではないのですよね。ぜひ実態を押さえていただければと思いますが、どうでしょうか。

教職員の働き方改革の中で、ひとつ変形労働時間制を活用している先生方の実態も伺いたかったので、お答えがなかったのも、ぜひお示しください。

それで、たしかこの働き方改革プランというのは、平成30年にスタートして途中で変更になったの

ですよね。ですから、10 年間のプランの中で来ている、見直しをされて目標まで到達していくと。当然期限があるわけですから、そこに向かっていかなければならないのだと思うのです。それで、項目はこれだけではありません。先生方の労働時間の改定と部活だけではなくて、まだあります。でも一番重たいところだと思いますのでね。要は仕事はどんどん増えてきている中で教員の増員と、それから例えば事務部門であれば事務職をお願いするとか、いろんな形の改革をしていかなければ、現実に一人の先生の負担というのは減っていかないのだと思います。その辺を念頭に置いて、目標達成に向かっていただきたいと、このように思いますが、先ほどの部活の調査とも併せてお答えいただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 部活の関係につきましては、内容を確認させていただきたいと思います。

就学援助ですけれども、我々もそういう社会状況というのですか、そういうことで当然上がるのだろかなというように認識しております、実際は下がっているというところなのです。ですから、親の世帯が、その年によって3年間ですから、ある程度ばらつきがある中であって、必ず右肩上がりになるのかなと思いますか、同じような数字で全て動くということではなくて、やっぱりいろんな情勢があって、こういう結果なのだろうなというように分析はしております。

もう一つは、働き方改革の関係ですけれども、なかなか現場のほうでは労働時間が減っていくというようなことは本当に難しいというか、そういうことを目標に掲げて行っているのですけれども、なかなか変形労働時間制の導入については難しいということですので、今後とも研究していきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 考え方は分かりました、理解いたしました。実際に、私、変形労働時間制勤めているわけではないのです。あれはあれで無理あると思っていますから。しかし実際に、今、幕別町内の教職員の方たちは、変形労働時間制というのは取り入れて勤務されている人たちいらっしゃるのかどうか、そこだけお答えいただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 変形労働時間制の適用ということで、答弁漏れてしまい申し訳ございません。

まず4週間単位での変形労働時間制については、既に導入はしておりますので、そういった形で、そういった中で対応しているというところは確認はしておりますけれども、何人がいて、どうだったというところまでは、数字のほうはちょっと確認はしておりませんが、取り入れて実施しているということを確認しております。ただ、先ほど部長答弁にありますように、1年単位の変形労働時間制については、もちろんまだ幕別町としては導入を検討しているということで、先ほどの時間外の関係、クリアできればなかなか導入は難しいのかなと考えているところでございます。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 1点だけお聞きしたいと思います。271 ページ、魅力ある高校づくり支援事業についてお伺いいたします。予算が1,000万円ありまして、令和3年度は770万円の執行でしたということがあります。コロナの影響もあると思うのですが、予算が余った理由についてお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 魅力ある高校づくり支援事業の清陵高校に対する補助金の執行残といたしまししょうか、決算額が低かったという部分は、今、荒委員がおっしゃったとおり、コロナの影響により、一番大きな要因ということでいくと、学びを支えるバス運行支援という項目がありますけれども、そういったバスの運行本数が急激に減少したということから大きな減額になったと。

また、当初予定していた入学者数、またちょっと下回る結果にもなったということで、そういったところの減少に係るものと考えております。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） やはりその清陵高校になって4年目、町として魅力ある学校づくりということで、大変重要な事業でもありますので、ぜひ前進させていただきたいという思いはあります。要は予算の配分をもう少し自由にできないのかという声がありました。1事業についてこれぐらいですよというふうに細かく決められているそうなのですが、例えばそこでもう少しこっちのほうに予算を使いたいとか、もう少しこっちのほうに行きたいという場合は、ぜひ柔軟な、もちろん教育委員会も話を交えて、そういったことができるように取り組んでいただけないだろうかという声がありましたので、そういったことも今回余ったということでもありますので、ほかにも本来もっと違うところにも使いたいという声もある

のではないかと思いますので、その辺ぜひ考えていただきたいと思いますですが、ひとつどうでしょうか。

もう一つです。今年の4月から高校にも ICT 教育が入ってまいりました。いわゆるパソコン、タブレット1台ということで、高校1年生はそろえてきています。学校によってはレンタルをしたりとか、音更町は町で音更高校に対して、全部町が出しますよというような取組をしているところとかもあります。そういった新しい事業や新しい取組に対して、町としてどういったことができるのかということも、ぜひ研究していただきたいと思いますと思うのですが、それについてどうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 清陵高校に対する補助金の柔軟な対応をというふうなお話でございます。ただ、もちろん町からの補助金ということで、皆さまからの税金でということにご理解いただいているところかなと思います。それにはやはりきちんとした計画がなければ、予算というのを説明できませんし、確保することもできないものかなというふうに考えております。また、こういった予算、今回決算ですけれども、予算審査特別委員会でも皆さまにどのように説明できるのかということも考えると、きちんとした計画があって予算が成り立つものだと考えておりますので、そこで執行ができなかったものについては、当然お返しいただくというふうな、まず考え方を基本として持っているところであります。ただ、その計画の中身については、高校側と十分に協議をさせていただいております。何が高校として魅力ある発信ができるのか、さらには町としてどのような支援ができるのかという部分、当然合致した中で補助金として組まれているというふうに考えておりますので、こちらが一方的に出しているものではない。当然、学校と相談した上で、計画をきちんと持って予算組みをしているということは、ご理解していただきたいと思います。

あと ICT 関係ということで、例えば音更高校さんのほうでは、1年生のほうにレンタルでというふうな取組されているのも確認はしております。ただ、こちらのほうも、町として何でもかんでも補助金でということ、増額するとかそういうことではなくて、やはり今ある補助金の中で、ある程度、学校としてそういったものが必要だということあれば、またそういったものも協議をしながら予算組みをしていくということになると思いますので、何でも上乗せということではなく、やっぱりその時代その時代に合った、ニーズに合った予算組み、そういったことをしていくべきなのかなというふうに考えているところではございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質問ある方。

小島委員。

○委員（小島知恵） 295 ページ、しらかば大学開催事業なのですけれども、ちょっと資料のほうが見落としがあったら本当にごめんなさいなのですけれども、コロナウイルス地方創生臨時交付金充当事業の資料の14ページ見てみますと、この受講者の送迎について3密を避けるために、福祉バスで不足分を借り上げバスで対応する、そういった事業もあるのですけれども、この際、大学卒業式で利用予定であったのですけれども、参加者少なかったため未利用であったとされているのですけれども、コロナもありまして参加控えられた方もいらっしゃるのかもしれませんが、卒業式自体の参加者どのぐらいだったのでしょうか。

また、しらかば大学そのものなのですけれども、新規で入学される方というのは、どのぐらいになってきているのでしょうか。ここ数年の傾向としましては減少傾向にあるのかどうなのか、そこを確認させていただきますと思います。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今の質問いただきました、しらかば大学の事業に関わる関係だと思います。卒業式ですね、やはりコロナの関係ですとか、本人行きたくてもご家族が見合わせたらよろしいのではないのでしょうかという方もいまして、若干やっぱり減っております。このバスの関係に関しましては、当初皆さんが来ることを想定して予算のほう要求しておりましたが、庁舎内というか役場の中のいろんな事業が見合わされてるというか、減ってきている中で、福祉バスに若干余裕があったものですから、借り上げを増設しなくてもある程度の対応はできたというところであります。

また、新入学生なのですけれども、顕著に減ってきております。なかなかやっぱりコロナの関係もありまして、事業が当初の計画どおりには進まないということもあって、入学される方もほかのお友達とかを誘いづらいというふうなお話は聞いています。一刻も早く、うちのほうは、事業としてはできる範囲で対策を取りながら進めてまいりましたが、全体で集まって食事をしたりということが、なかなか今できないような状況であります。それを一番楽しみにしている事業なんかもあるものですから、早く収束するよう願うとともに、魅力なんかもどんどん発信していけたらなというふうには考えています。

ちなみに、新入学生の人数なのですけれども、令和3年で4月1日付けで8人、全体で3校あるのですけれども、クマゲラ校、南幕別校、ナウマン校。クマゲラ校で4人、ナウマン校で4人で、合計8人。参考までに令和4年の4月1日付けで入学された方は、クマゲラ校で5名、ナウマン校で5名の10名となっております。

すみません、卒業生の参加人数につきましては、今ここにちょっと持ち合わせておりませんので、お答えすることできません。申し訳ございません。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島知恵） 減少傾向にあるというお話だったのですけれども、生涯学習の場ですか、そういった学びの場、設けられていると思うのですけれども、コロナの影響もそこもあるとは思っているのですけれども、そもそもニーズといたしますか需要が減ってきているのではないかと思います。高齢者の方といたしましても、お仕事をきっちり持たれている方もおりますし、時代とともに昔と今ではもう大分変わってきている状況なのかなと思っております。その辺のところはどういうふうに捉えていますでしょうか。今後、何らかの見直し、そういったものも考えられないのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 委員がおっしゃるとおり、確かにニーズをつかみながら募集はしておりますが、実際、今かなり60歳を過ぎてもお仕事されている方、趣味のほうに進まれる方などもおまして、しらかば大学に入学してみんなと楽しくと思われて入学されてくる方が、やっぱり以前よりは少ないというふうに感じています。実際、科目のほうもニーズに合わせて、いろいろな脳トレですとか新たな科を新設しまして行っております。実際そちらのほうには多くの方が手を挙げていただいて希望していただいておりますが、以前からありますような手芸ですとか書道、そういった部分はそんなに増えているような状況ではございません。実際にその学生の運営委員会とも相談しながら新たな、科目がいいのか内容的に改革する部分があるのか、研究はしてまいりたいと考えております。現段階では、大きく変える予定ではない状況であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問させていただきます。

315 ページ、6 項保健体育費、2 目体育施設費の屋内体育施設維持管理事業のうちの学校開放事業に関わってとなります。教育委員会の資料の118 ページの数値を見るに、学校開放事業利用者数が令和2年度と3年度と下がって、これはコロナの影響ということで、なかなか再開されなかったということだということで理解しておりますが、学校開放事業の再開に向けては、やはり町民の方から非常に強い要望がたくさん寄せられているところであります。なかなかほかの公共施設が開いている中で、学校体育館については再開されなかったということについて、まずどういった判断をされてきたのかということについて伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ただいまの質問にありました学校開放事業になりますが、他の体育施設等は、もう通常どおり皆さんに開放しておりますが、今実際、学校開放開けていないような状況であります。この状況としましては、近隣市町村の状況も確認しておりますが、利用者の方からいろいろと要望ありまして、こちらもそれにお応えするような形で何度か開放することを、学校側だとか、いろんな部署と相談してまいりましたが、大抵そういった時期にまた人数が増えてくるなど、なかなか上手なタイミングで開放というのができないような状態になりました。今年度につきましては、ちょうど10月から体育施設も含めて、町の施設、使用料がかかるようになります。この10月1日に合わせて今開放できるような調整は、しているような状態であります。以上です。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 様々な事情によりということではあります。学校開放なので学校側のほうがちょっと遠慮してくれということであれば、なかなか再開はしづらいのかなというふうには思うのですけれども。コロナの件数が増えている、少し経済回していこうというような時期、令和3年度中もあったわけですけれども、そういった時期に、学校のほうも断る理由はそこまでないというか、ということは学校のほうから、私の耳に入っている部分においては、学校側が駄目だと言っているわけではないというようなことで認識しています。

町のほうもできるだけ活動進めていくという、町全体を今町長のご意思もあったかと思いますが、そういった意向の中で、もっと何というのですか、1市3町を合わせるというのがありますけれど

も、幕別町からの発信という部分も含めて積極的なそういった運動をする機会、要は数字上でももともと 90%ほどの利用があったところが、20%弱になっているというようなことで、それだけ運動する場所を失ってしまっている人たちがいると、運動機会を失っているという部分で、健康を取り戻すという部分でも、よりそういったものを動かすという意味を、今後こういった次の機会に向けても含めてそういった姿勢を町としては取っていくべきかと思いますが、改めていかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 委員おっしゃりますとおり、学校側がこの開放に対して反対しているわけでは実際ございません。たまたま開放している学校の子どもたちの状況、ばらつきはございますが、なかなか上手なタイミングで一斉に開放するということができなかったような状態であります。利用されている方は、他のスポーツセンター、トレーニングセンターを利用できれば問題ない方もいるのですが、中には学校開放でないと活動できないような競技もございまして、そういった方々にはかなりご迷惑というか、ご不便かけているというのはもう重々認識しているところであります。今年度、今までずっと開放しておりませんでした、10月1日には開放できるような方向で進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 10款教育費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、13時まで休憩といたします。

12:08 休憩

13:00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 11款公債費についてご説明申し上げます。

11款1項公債費、予算現額18億5,531万3千円に対しまして、支出済額18億5,511万1,736円であり
ます。

1目元金、起債元金償還事務事業（一般）17億7,851万6,157円は、借り入れた起債の償還元金であり
ます。

2目利子、起債利子償還事務事業（一般）7,659万5,579円は、借り入れた起債の償還利子であり
ます。

次のページをお開きください。

12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額17億8,408万8千円に対しまして、支出済額17億7,806
万5,757円であります。

1目職員給与費、職員給与支払事務事業は、特別職及び221人の一般会計から支弁する職員の人件費
等で、給料、職員手当、共済費が主なものでありますが、3節職員手当等の細節11の時間外勤務手当
につきましては、前年度に比べ1,090万1,787円の増、率にして14.9%の増となりました。

主な増加要因としては、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策に関連する事務や衆議院
総選挙などに係る選挙事務、これに加え臨時特別給付金などの事務が生じたことなどによるものであり
ます。

次に、324ページになります。

13款予備費、予算現額500万円ですが、執行はありませんでした。

326ページをお開きください。

14款災害復旧費につきましてご説明申し上げます。

本款は、昨年11月9日から10日にかけての大雨の災害復旧に要した経費であります。

14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、予算現額140万1千円に対しまして、支出済額139万5,680

円であります。

1 目単独災害復旧費、農林業施設等単独災害復旧事業は、町単独事業費による農業用施設の復旧に要した経費で、13 節使用料及び賃借料は、明渠に堆積した土砂の除去に要した重機借上経費、14 節工事請負費は、明渠ののり面など被災箇所への復旧工事であります。

2 項土木災害復旧費、予算現額 4,430 万 1 千円に対しまして、支出済額 2,114 万 7,295 円であります。

1 目単独災害復旧費、土木施設等単独災害復旧事業、1,774 万 8,295 円は、町単費の災害復旧工事に要した経費で、13 節使用料及び賃借料、細節 5 土木車両借上料は、砂利道 20 路線の路面整備に要した経費、細節 6 道路維持機械借上料は、道路側溝など 20 か所の堆積土砂の撤去に要した経費であります。

14 節工事請負費は、幌内沢線ほか 10 路線で発生した路肩崩壊などの復旧工事に要した経費、15 節原材料費は、洗掘された砂利道へ補充した切込砂利などの材料費であります。

2 目補助災害復旧費、土木施設等補助災害復旧事業 339 万 9 千円は、補助採択となる災害復旧工事に要した経費であり、12 節委託料は札内高台線の災害復旧工事の調査設計に要した経費であります。

なお、本目の繰越明許費につきましては、札内高台線災害復旧工事に要する経費であり、工事に係る事業費の全額を翌年度へ繰り越したものであります。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 323 ページの職員費の負担金補助及び交付金のお隣、備考欄の細節 11 時間外勤務手当、昨年より 1,090 万円増えております。詳細につきましては、ただいまご説明をいただきました。様々な仕事が増え、時間外につながることであろうと思います。問題は、全職員のどのぐらいの負担になっているのか。この時間外で一番長い職員というのは、どの部署で何時間あったのか、平均でどのぐらいなのか、お伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 時間外についてでございます。

時間数の多い令和 3 年度の実績で申し上げますと、課の平均で申し上げますと、政策推進課で年間平均が 327 時間、それから地域振興課で 314 時間、そして総務課で 294 時間。係単位で申し上げますと、保育係が 536 時間、契約管財係が同じく 536 時間、それから地域振興係が 461 時間。さらに多い順番で申し上げますと、個人で最も多かったのが年間 724 時間、2 番目に多かったのが 683 時間、3 番目が 676 時間というような状況になっております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最初にお答えいただいた時間というのは、その課、例えば政策推進課全体で年間平均 327 時間というのは、平均というのは、何の平均でしょうか。1 人当たりということなのでしょうか。まず、確認させてください。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 申し訳ありませんでした。いずれも 1 人当たりの平均になります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先ほども教職員の働き方改革プランの中で、労働時間の問題取り上げたのですけれども、基本、年間のいわゆる超過勤務といいますか、労働基準法で定められている勤務というのは、1 人当たり 1 年間で 360 時間以内、1 か月 45 時間以内と定められていると思います。それは認識されていると思うのですけれども、ではそれを超えられている方たちは、一体何人いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 時間外の年間 360 時間を超える職員は 31 人。全体の対象となる職員の割合でいうと 15.7%。それから、他律的業務というところで、年間 720 時間を超える職員については 1 人、対象職員の割合でいうと 0.5%という状況でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 令和 3 年は選挙があり、コロナのワクチン接種など特別な仕事があったというのですが、こういう方たちは特別な仕事の中でこういうことになっているのでしょうか。それとも日常業務が多忙で、重なっていったらこういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 特に要因、前年度との比較の中で純増となっておりますのは、やはり選挙であ

ります。選挙につきましては、限られた時間の中で、集中的に行わなければいけないということもありまして、選挙があることは前もって想定できますけれども、実際その時期がはっきりとした段階で集中的にやらなければいけないと。通常業務がある中で、そういった業務も重ねてやらなければいけないというところでは、臨時と捉えるかという、それはもともと分かって計画的にと、両面、側面はあると思いますが、ただそういった短期間の中で集中的にやらなければいけないというところでは、時間外勤務が発生している状況でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これだけ残業が多い方で、もう 31 人の方ですか。360 時間で、これ 36 協定ですか、その基準を超えているということで、それが恒常的なかどうかということと、健康を害することにつながっていないかということと、それからやはり規定より超えているということと、どう認識されているか、これを改善に向けるというようなお考えはお持ちなのか伺います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 当然、私ども 1 年間、まず年度の初めから年度の終わり、そういった 1 年間の中でこういった業務、それぞれ所管課の中でいろいろと整理をしていかなければいけない、取り組んでいかなければいけないという業務、そういったものをきちんとスケジュール管理をしながら、1 年間の仕事に取り組んでいくということで、職員のほうには当然そういった形でこういった時間外の実績もあるものですから、そういった姿勢で業務のほうを行っていくということを大前提にしていながらも、実際その時々、その状況の中で、やっぱり突発的に、あるいは臨時的にというものもあるのも実態でございます。当然職員の健康管理、大切にしていかなければいけないですし、そういったことから私どもも取組としては、今もう令和 3 年度については、毎月毎月所属ごとの、個人ごとの時間外勤務の状況、それぞれ所属長のほうにも全体に周知をしております、実際に月 100 時間を超える、あるいは 2 か月から 6 か月の間に 80 時間を超える、さらには月に 80 時間から 100 時間、そういった時間外勤務が生じている、命じている所属長に対しては、それぞれ対象者の方に、産業医による面談というものも行っております。当然、産業医の中の面談の中で、産業医から所属のほうに寄せられた意見といいますか、配慮事項ですとか、そういったものも踏まえて、所属課のほうとはそういったものを情報を提供しますし、その改善に向けてこういった課内の方策含めて、それは毎月のように発生するたびに報告をしながら、その取組に努めていただいているという形であります。さらには月 45 時間以上、時間外勤務発生している職員についても、毎月所属長から総務課のほうに報告をもらい、それぞれの課の状況だとかも共有をさせていただきながら、極力時間外勤務が発生しないように、発生したとしても特定の個人に偏ることがないように、課内、部内の連携を図っていただくようなことも含めてやり取りをしているところでございます。なかなか解決というところには至っていないというか、ただそういった日々の取組の中で、極力時間外というのを抑えるような取組として、今行っているのが現状でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ご苦労されているのだと思います。しかし、仕事がたくさんあるというのが実態なのではないでしょうか。たしか毎週水曜日はノー残業デーとかというのを定められて、皆さん定時に帰られる努力もしているように聞いておりました。しかし、そういうことをしても、こんなに片方で残業が募れば、週 1 回休んでも、その翌日からまた夜中まで働かなければならないような、そういう繰り返しであれば、ノー残業デーという意味合い、目的からしても、これは果たしていないと思うのですよね。

もう一つ、以前その部署部署で連携して、仕事を口で言うほど簡単ではないと思うのですけれども、平準化するといいますか、そういうお考えも伺ってきたこともあります。

いずれにしても、現状でこんな 1 割以上の職員が、年間 360 時間、規定より超えた勤務をしている実態を、やっぱり放置してはならないと思います。これはもう町長どういうふうと考えられているのか、機構改革もされたのですけれども、町民は宝と、職員は宝ということで、幕別町の行政全体がそういった一人ひとりの力で築き上げられていると思うのですよね。しかし、実際には特別な業務が飛び込んできて残業ということであれば、それは致し方ないことなのかなと思いますけれども、今伺っている中では、恒常的に聞こえます。その辺はどうなのでしょう。改善に向けられないのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長

○企画総務部長（山端広和） 時間外勤務、恒常的ではないのだろうかという部分でございます。

先ほども課長が申し上げましたように、ここ数年一番大きなのは、やはり新型コロナウイルス、こういった部分の業務が非常に多くあるのかなと。これは例えば保健課だけではなくて、こういったワクチンの接種業務等も含めて、いろんな部署に、言い方が失礼なのですが、手伝いといいますか、応

援ですとか、これも当然土日、そういった業務も当然重なってきております。なおかつ、いろいろな臨時交付金に係る事業、こういったメニューを作り上げていく、こういったことも、ここ数年の中で大きな業務の中にウェイトを占めているのかなと。先ほども説明の中にあったと思いますが、臨時特別の給付事務ですとか、ここ数年はやはりそういったものが多いのかなと思っています。そこがここ数年の中で、委員がおっしゃるように、恒常的ではないのかという部分でいえば、突発的なこともありつつも、やはり今現状としては、そういう業務が非常に多いということは認識しております。

ただ、だからといって職員の健康管理の部分において、どうでもいいのかというわけではなくて、やはりそこについては、部内あるいは課内、その中の応援体勢の中でできるものはないかというのが、それぞれの部署において検討していただくための対応をするとともに、引き続き職員の健康管理、これは常日頃からいろんな部分において、担当部署あるいは担当課の中で、こちらのほうとしても周知しているところであります。その中で、今後ともこれだけの時間外というのは十分多いということは認識しておりますので、健康管理については、各課、各部含めて業務の在り方、それと健康管理と、両面を踏まえまして、さらなる時間外の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後にします。分かりました。突発的なことがかなり今回のコロナの仕事が、職員の皆さんの大きな負担になっているのだろうということは、大きな要因の一つであろうというふうに思います。健康管理にも気をつけられるということであります。実際に、今この令和3年なのですが、体調を崩されたり、長期に休まれたりした職員というのはどのぐらいいらっしゃったのか。そして、その改善に向けて、今のそれは改善に向けてのことは部長の答弁で理解をし、今後に向けてつなげていただきたい。その実態だけお示しいただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 令和3年度の実績で申し上げたいと思います。令和3年度内で6日以上病気休暇を取った職員でいいますと、全部で8名。内訳でいうと、精神疾患によるものが1名、内臓疾患によるものが3名、整形外科によるものが4名であります。それから、休職をされました職員が3名。こちらについても、精神疾患、内臓疾患、整形外科各1名ずつという実績でございます。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは以上をもちまして、歳出、1款議会費から14款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続き、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 決算書13ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてであります。

1款町税、1項町民税、調定額14億8,206万6,204円に対しまして、収入済額14億5,427万8,387円であります。

不納欠損額につきましては、22件で71万1,929円、収入未済額は2,707万5,888円であります。

1目個人であります。現年課税分の調定額は12億6,626万2,014円で、前年比2,135万7,117円の減となっております。

農業所得者分の減などが主な要因であります。

2目法人であります。現年課税分の調定額は1億7,330万2,800円で、前年度に比較して809万9,200円の増となっております。

建設業、製造業の増額が主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では99.85%で、前年比0.20ポイントの増、法人につきましては、収納率99.95%で、前年比6.37ポイントの増であります。

2項固定資産税、調定額12億1,301万3,553円に対しまして、収入済額11億9,696万2,802円あります。

不納欠損額は34件で170万9,013円、収入未済額は1,434万1,738円あります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では11億5,723万1,600円で、前年より3,739万1,600円の減となっております。

路線価の下落修正により、一部地区の地価が下落したことが主な要因であります。

なお、現年課税分の収納率は99.76%で前年比1.9ポイントの増であります。

3 項軽自動車税、調定額 8,621 万 3,610 円に対しまして、収入済額 8,500 万 7,773 円であります。
不納欠損額は 18 件で 9 万 3,161 円、収入未済額は 111 万 2,676 円であります。
現年課税分の調定額では 8,289 万 2 千円で、前年より 202 万 6,300 円の増となっております。
登録台数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.38%で、前年比 0.22 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 8,282 万 8,320 円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年比、調定額で 1,225 万 6,054 円の増であります、販売総本数の増に加え、たばこ税の増税によるものであります。

5 項入湯税、調定額 458 万 4,720 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 96 万 1,080 円の減であります、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入浴者の減少が主な要因であります。

次に、17 ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 7,145 万 1 千円に対しまして、同額収入であります。
前年度対比、金額で 199 万 5 千円、率で 2.9%の増であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 429 万 2 千円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年度対比、金額で 221 万 6 千円、率で 1.1%の増であります。

3 項森林環境譲与税、調定額 2,401 万 4 千円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年度対比、金額で 4 万 8 千円、率で 0.2%の減であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 201 万 4 千円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比、金額にして 73 万 6 千円、率で 26.8%の減であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 1,027 万 4 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 360 万 1 千円、率で 54.0%の増であります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 1,249 万 4 千円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 433 万 7 千円、率で 53.2%の増であります。

25 ページになります。

6 款 1 項法人事業税交付金、調定額 2,771 万 4 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 1,452 万 2 千円、率で 110.1%の増であります。

令和 2 年度から新たに交付されたもので、地方消費税率の引上げに伴う地方法人課税の偏在是正として、税率が引き下げとなった法人住民税法人割の減収分を補てんするものであります。

27 ページになります。

7 款 1 項地方消費税交付金、調定額 6 億 3,399 万 8 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 5,108 万 6 千円、率で 8.8%の増であります。

29 ページになります。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,803 万 7,264 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 49 万 7,364 円、率で 2.7%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数は、3 万 3,444 人で、前年度と比較しまして 520 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数は、3 万 5,593 人で、200 人の増となったところであります。

31 ページになります。

9 款 1 項自動車税環境性能割交付金、調定額 1,916 万 1 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 6 万円、率で 0.3%の増であります。

33 ページになります。

10 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

35 ページになります。

11 款 1 項地方特例交付金、調定額 3,127 万 8 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 164 万 6 千円、率で 5.0%の減であります。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、調定額4,470万2千円に対しまして、収入済額も同額であります。

令和3年度に新たに交付されたもので、皆増であります。新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小事業者の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の軽減に伴う減収分を補填するものであります。

37ページをご覧ください。

12款1項地方交付税、調定額64億6,811万8千円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度との比較では、普通交付税では4億9,307万2千円、8.8%の増、特別交付税では4,245万7千円、11.8%の増となり、地方交付税全体では、5億3,552万9千円、9.0%の増となったところであります。

39ページになります。

13款1項交通安全対策特別交付金、調定額371万7千円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比34万9千円、8.6%の減であります。

41ページになります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、調定額9,650万9,393円に対しまして、収入済額9,517万1,213円、収入未済額133万8,180円であります。

1目農林業費分担金は、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金が主なものであります。

2項負担金、調定額4,373万6,152円に対しまして収入済額4,000万625円、不納欠損額55万2,800円、収入未済額318万2,727円であります。

老人福祉施設入所者に係る負担金及び施設型保育施設保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は、老人福祉施設入所者の死亡に伴うものであります。

43ページになります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億2,987万4,434円に対しまして、収入済額2億1,747万5,579円、不納欠損額256万854円、収入未済額983万8,001円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損は、公営住宅料に係るもの、収入未済額の主なものは、学童保育所保育料、公営住宅使用料などとなっております。

45ページになります。

2項手数料、調定額8,069万5,180円に対しまして、収入済額8,049万9,565円、収入未済額19万5,615円であります。

本項は、1目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2目民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3目衛生手数料はごみ処理手数料、4目農林業手数料は嘱託登記手数料、5目土木手数料は建築確認関係手数料等が主なものであります。

なお、収入未済額は、ごみ処理手数料に係るものであります。

49ページになります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額10億9,655万7,538円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金、2目衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、調定額17億2,864万1,023円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金では、細節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金では、1節社会福祉費補助金の細節3非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金、次のページになりますが、2節児童福祉費補助金の細節2保育所等整備交付金、細節7子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が主なものであります。

3目衛生費補助金は、細節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が主なものであります。

4目土木費補助金では、各種道路事業や公営住宅などに係る社会資本整備総合交付金、5目教育費補助金では、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の細節3特別支援教育就学奨励に係る補助金が主なものであります。

53 ページになります。

3 項国庫委託金、調定額 813 万 3 千円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金では、基礎年金事務に係わる委託金が主なものであります。

55 ページになります。

17 款道支出金、1 項道負担金、調定額 5 億 8,749 万 6,664 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金は、障害者自立支援分や児童手当に係る負担金、2 目農林業費負担金は、農業委員会職員設置費に係る負担金が主なもの、3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る負担金であります。

2 項道補助金、調定額 11 億 2,184 万 4,884 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、細節 7 のプレミアム商品券発行に係る補助金が主なものとなっております。

2 目民生費補助金は、1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業費補助金や、次のページになりますが、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節児童福祉費補助金では、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金、札内青葉保育園の建設に係る地域づくり総合交付金が主なものであります。

3 目衛生費補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、4 目農林業費補助金は、1 節農業費補助金では、次のページになりますが、細節 5 の中山間地域等直接支払事業や細節 8 の産地生産基盤パワーアップ事業に係る補助金、細節 10 の畑作構造転換事業に係る補助金が主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 7 の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金が主なものであります。

3 節土地改良事業費補助金では、細節 3 の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払交付金事業補助金、細節 5 の担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化支援事業補助金などが主なものであります。

4 節林業費補助金は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5 目商工費補助金は、次のページになりますが、消費者行政に関する補助金、6 目教育費補助金は、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が主なものであります。

3 項道委託金、調定額 7,028 万 8,910 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節の徴税费委託金の道民税徴収事務や 3 節の衆議院議員選挙に係る委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金では、公害防止に係る権限委譲等に伴う委託金、3 目農林業費委託金では、3 節土地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助に係る委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金では、権限委譲等に伴う各種委託金、5 目土木費委託金では、次のページになりますが、1 節道路橋梁費委託金の細節 2 樋門管理業務に係る委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴う委託金であります。

65 ページになります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,775 万 1,235 円に対しまして、収入済額 1,696 万 1,255 円、収入未済額 78 万 9,980 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入、2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

2 項財産売払収入、調定額 4,506 万 5,640 円に対しまして、収入済額 4,296 万 4,559 円、収入未済額 210 万 1,081 円あります。

1 目不動産売払収入の 1 節その他不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、札内新北町や大豊の土地の売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入は、苗木などの売払いや北海道農業公社貸付牛の譲渡代に係る収入が主なものであります。

67 ページになります。

19 款 1 項寄付金、調定額 2 億 7,684 万 3 千円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入であり、前年度対比 1,094 万 7,160 円、率にして 3.8%の減であります。

69 ページになります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 1 億 1,952 万 9,608 円に対しまして、同額収入であります。

3目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金やふるさと土づくり支援事業などに、4目の森林環境譲与税基金繰入金は、保育所児童用机・椅子の更新費用や森林パトロール車購入費用に充当したところであります。

なお、令和3年度は1目の財政調整基金と2目の減債基金からの繰入は行っておりません。

71ページになります。

21款1項繰越金、調定額3億121万2,704円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

73ページになります。

22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、調定額95万1,255円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額80円に対しまして収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億4,336万2,813円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになります。

4項受託事業収入、調定額972万2,607円に対しまして、収入済額も同額であります。

3目衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業、4目教育費受託事業収入は、中札内高等養護学校幕別分校での学校給食の配食に係る受託事業の収入であります。

5項雑入、調定額2億8,217万5,603円に対しまして、収入済額2億3,909万4,986円、不納欠損額104万3,150円、収入未済額は4,203万7,467円であります。

次のページになります。

4目雑入は、1節住民健診等負担金から81ページの6節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

なお、不納欠損は、過年度分の学校給食費であります。

83ページをお開きください。

23款1項町債、調定額21億6,498万8千円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務債から85ページの8目教育債までと、次のページになりますが、10目災害復旧費は、各種事業に充当するための地方債の借り入れであります。

なお、85ページにお戻りいただきますが、9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、89ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 前回にわたって提案されておりました会計年度任用職員に関しまして、資料に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員につきましては、実施されてからちょうど丸2年と経過しております。これまでの臨時職員の待遇に比較いたしまして、有給や各種一時金の加算ということがありまして、全体としては改善される中身であったというふうには押えておりました。しかし、雇用の期間が限られている、有期であるということと、収入が一定のところまでしか保てないという、そういった不安定雇用ということには変わりありません。

それで、その内容についてお尋ねするところですが、1点目、総括の資料の中で、会計年度任用職員全体で358人、うち代替を除く258人の中で、主にフルタイムの勤務と、またそれよりも30分少ないパートタイム勤務というのが主になっています。ざっと見たところ、フルタイムが91名、パートが65名かと思うのですが、このフルタイムと30分だけの労働時間の違いで、賃金に大きな差が出てきているのではないかと思います。実態はどうでしょうか。それぞれの平均で結構です。年額、フルタイムでは幾ら、パートでは幾らなのかお示しいただきたいと思います。

また、圧倒的に雇用されている方は女性が多いということです。これは保育士であるとか、保健師であるとか、ケア労働の人たちにこの会計年度任用職員が多いということが背景にあるかと思うのですが、昨今女性の貧困というのが随分クローズアップされております。そういう視点から見て、この女性が多いということを、どのように押えていращやるのか。

3点目、もう一枚の資料で、有給の取得状況をお示しいただきました。多くが80%以上、あるいは100%を超えてという取得もありまして、全体としてはしっかり取られているのかなと思いますが、しかしやはり部分的には低いところがありまして、保育士のところなどは36.2%から67.4%のそれぞれの職場であるとか、特殊な仕事の人たちは0%というところもあります。こういう実態と、また権限として保障されているわけですから、きちっと取得できる環境をどのようにつくっていかうと考えておられるのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 中橋委員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、会計年度任用職員の代替を除くフルタイムとパートの内訳の人数なのですが、資料の一番最後に人数等を掲載させていただいているのですが、代替を除く258名のうち、フルタイムが81名、パート177名という内訳になっております。

年収で、いろんな職種ございますので、代表例で申し上げたいと思います。まず、フルタイムで保育士の有資格者で申し上げますと、令和3年度の年収が給与月額、さらには期末手当を加算しました年収額として、253万9千円。令和2年度で同様に申し上げますと、228万7千円。額では25万2千円の増、率にしますと11%の増と。もう一つ、フルタイム図書館司書の有資格者で申し上げます。令和3年度では年収額が241万8千円。令和2年度が218万8千円。額では23万円、率では10.5%の増。パートタイムで申し上げます。一般事務補助員で申し上げますと、令和3年度の年収額が205万2千円。令和2年度で186万5千円。額でいいますと、18万7千円の増と、率では10.0%の増。もう一つ特別教育支援員で申し上げますと、令和3年度で年収額が180万6千円。令和2年度が165万7千円。額では14万9千円の増、率にしますと9.0%の増という状況になっております。

それから、女性職員、会計年度任用職員のこの代替を除く258名のうち210名、率にして81.4%が女性であるという状況でございます。実際に会計年度任用職員は、前年の12月あるいは1月、広報等を通じて募集を行っている状況の中で、実際に応募をいただく方が、男性、女性含めていращいますけれども、実際にはやっぱり女性が大半多いと、約8割が実際任用の中でもお勤めをいただいているという状況にありますけれども、そういった処遇面、これまでもこういった給料ですとか、お金の部分もありますけれども、それ以外にもいわゆる休暇ですとか、そういった部分でも、先日の条例改正の中でも、いろんな休暇の部分で育児休業の休暇の部分ですとか、あるいは有給の部分ですとか、産前産後の休暇ですとか、そういった部分も見直しをしてきております。そういった部分での女性職員であっても、そういった雇用の中で働く環境の中で、働きやすい環境の中で少しずつ見直しを、改善をしていっているのが実態であります。

あと一点、環境づくりですね。有給休暇取得状況については、資料でお示ししたとおりですが、それぞれ所属の中でお勤めをいただいている中で、有給休暇については、各所属課の中で、所属長を中心に計画的な業務含めて、計画的に有給のほうも取得していただくように、各所属の中できちんと取得に向けた声かけ、そういったものをお願いしているところでありますので、引き続き取得については、付与された休暇がきちんとした期間、1年間の中で取得されるように、引き続き所属長を通じてそういった環境づくりを求めてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず1点目の賃金につきましては、9%から11%の引上げが前年度から行われて、それぞれの金額になっているということです。私がここが知りたいなと思ったのは、今フルタイムが81、パートが177ということですが、制度導入のときに、フルタイムとそれからパートの人数の配分というのは、財政的な視点もあって、行政側のほうで当然ですが、区分された経過があったと思うのですよね。つまり、30分の労働時間を短縮することによって、雇用はさらに不安定になるのですが、経済的な面を考えて区分けせざるを得ないということをこれまでお聞きしてきておりました。したがって、行政側の都合でフルにするかパート、本人たちが希望される分はいいのですが、そういう区分けになった場合に、一体どれぐらい差が出てくるのかなというようなことを押えておきたいと思ったわけです。職種によって違いますけれども、50万円から60万円の差が出るのかなと押

えました。

これは毎年毎年の有期雇用でありますから、一定程度再任をしていくというような考えはお持ちだと思っておりますけれども、これまで2年経過いたしました。1年目の雇用された方、令和3年、どのぐらい継続されて雇用されているのか教えてください。

それから、女性が多いということは、応募に応えた方たちが女性だったということは、これはもう社会の実態の反映だと思います。この辺は、だからこそもっと雇用条件が安定したところに、行政側が積極的につなげる努力をしていただきたいものだと思います。

有給の取得なのですけれども、それぞれ働きかけて努力をされていくということですが、やはり取得が少ないところは人手不足なのかなというふうに思いました。現場が多いのですね。保育所、一番少ないのが子育て支援センター、それから常設保育所ですけれども、こういったところには、やはりなかなか現場は、代替さんにびっちり入ってもらうのも困難な状況もあるように聞いております。その辺は、ぜひ行政側も目配せして、きちっと保障されるようにしていただきたいと思ひますし、またこれといった1人しかいないような職場の人たちが取れていないというのも、本人のお考えもあるから必要ないということを、無理やり押しつけるものではないとは思ひますけれども、もしそういった取れない背景があるのであれば、改善が要るのではないかなと思ひますが、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず令和3年度末現在の会計年度任用職員、合わせて358名中、令和3年度に新規採用された方ということで申し上げますと101人、率にして28.2%が令和3年度に初めて採用されましたという状況です。

それから、有給休暇の取得ですが、各所属によって確かにばらつきがある実態でございます。特に取得が低い状況にあるところについては、その状況もお話は確認するようにはいたしますけれども、あくまで年間の中で付与されている有給休暇ですので、しっかりご本人とも、あとは所属長との話の中で、可能な限りきちんと取得ができるように、取得を希望されている方の意向を踏まえながら、取得していただくように声かけのほうをしてまいりたいと思ひます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 継続の雇用の点で1点だけ伺ひします。

358名中、新たな方が101人來られたということは、残りの257人は、令和2年度から継続してお仕事をいただいている職員だというふうに押えてよろしいでしょうか。

それで、再雇用といいますか、基本会計年度、つまり1年度1年度が会計年度ですから、1年度1年度の雇用というのが原則ですね。それで、2年間経過して前年度の人が継続雇用というか、再び働きに來てくださった方が71%以上いましたよということです。これどんどんこれから年数重ねていく。今は令和4年度に入りましたけれども、こういったことであるべく継続した雇用になっていくことが、本人希望する限り望ましいのだと思ひますけれども、今の101人が新たになった。新たな職種が採用したということであれば、これはそうなのだと思うのですが、裏返せば継続の雇用につながらなかった人というのもしらっしゃるのだなというふうに思ひます。希望されないで、継続にならないというのは構わないのですが、そういう状況ではない、つまり残りたくても残れないといった事態はあったのか、なかったのか。単年度の雇用ですから、残りたいと言っても、それは無理なことなのですが、その辺の町側の計らいというものもあるのでしょうから、考慮されているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまで一会計年度で年度ごとに募集をし、そして応募いただいて応募が多数であれば、当然面接等を行って任用する、しないという、そういったことの繰り返しでありますので、必ずしも例えば次年度の任用をお約束できるというところまではいかないです。それはもう職種ごとにそれぞれ募集をしながら、同じように面接などを行って任用を決めておりますので、特に継続を希望されて、もちろんお勤めされたいということで応募をいただくかとは思ひますけれども、ただ応募多数であれば、そういった形で残念ながら任用するには至らなかったという状況も中にはあるかと思ひます。引き続き、そのことは同じように今後も継続、もしお勤めの意思をいただけるのは大変ありがたいのですが、必ずしもそこが任用につながるかということまでは言い切れないところでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 現実がそうなのだと思います。なぜいつもこの問題取り上げて、質問するのかというふうになると、公共のサービス、つまり求めている仕事というのは、ずっと継続してあるのですよね。

保育士の仕事であったって、事務の仕事であったって、仕事はずっと期限がないにも関わらず、雇用のほうは1年1年ぶつぶつ切られていくというこの実態が、会計年度任用職員の制度の姿だと思うのですよね。正職員だけではやれない、その分を補っていただくということも含めて、この制度を採用して、どこの自治体でもやっているわけですが、結果として不安定な雇用につながっているということには、現象としては変わらないと思います。次に向けて、どんなふうに改善されていくのか期待はするところではありますが、そういう仕組みの中に置かれている現状があるということは、やっぱりあえてここで申し上げておいて、次の改善の一つでもつながればと思います。

答弁は要りません。考え方を述べて終わらせていただきます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 質疑がないようですので、一般会計の歳入歳出の質疑をこれで終わらせていただきます。

審査の途中ですが、14時15分まで休憩といたします。

14:05 休憩

14:15 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治）

令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から7款国庫支出金までの歳入合計については、調定額28億7,662万2,662円、収入済額28億704万6,201円、不納欠損額258万2,506円、収入未済額6,699万3,955円であります。

5ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1款総務費から9款財政安定化基金拠出金までの歳出合計については、予算現額30億2,250万1千円に対して、支出済額27億9,756万9,085円となっております。

次に、6ページの右下の欄外をご覧ください。

令和3年度決算における歳入歳出差引残額は947万7,116円であります。

このうち、700万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れをしまして、残りの247万7,116円につきましては、翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額7,941万3千円に対して、支出済額7,847万3,313円であります。

1目一般管理費、国民健康保険一般管理事務事業は、担当職員9人分と事務補助員1名分の人件費及び事務経費など国保事務に要した経費であります。

25ページになります。

2目連合会負担金、北海道国保連合会負担金事務事業は、医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税費、予算現額780万1千円に対して、支出済額719万7,383円であります。

1目賦課徴収費、国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節3は、滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、27 ページになります。

1 目運営協議会費、予算現額 33 万 1 千円に対して、支出済額 5 万 5,265 円であり、国保運営協議会事務事業は、委員報酬や費用弁償など国保運営協議会の運営に要した経費であります。

29 ページになります。

2 款 1 項保険給付費、予算現額 19 億 3,818 万円に対して、支出済額 17 億 1,903 万 4,234 円であります。

1 目療養諸費、保険給付事業及び療養費支給事業は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いや療養費等であります。

2 目高額療養費の高額療養費等支給事業は、高額療養費に要した経費であります。

3 目移送費については、支出はございません。

4 目出産育児諸費、出産育児一時金の令和 3 年度の実績は 20 件であります。

5 目葬祭諸費、葬祭費の令和 3 年度の実績は 33 件であります。

2 項傷病手当金、1 目傷病手当金、予算現額 50 万円に対して、支出はございません。

31 ページになります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、予算現額 6 億 7,375 万 5 千円に対して、支出済額同額であります。

1 目医療給付費分は、一般被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目後期高齢者支援金等分、予算現額 2 億 391 万 1 千円に対して、支出済額同額であります。

一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額 8,076 万 7 千円に対して、支出済額同額であります。一般被保険者の介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

33 ページをになります。

4 款 1 項共同事業拠出金、予算現額 1 千円に対して、支出済額 92 円であります。

退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

35 ページになります。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 2,813 万円に対して、支出済額 2,541 万 2,862 円であり、特定検診・特定保健指導事業、12 節委託料、細節 5 から細節 8 までは生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の委託に要した経費、細節 9 国保ヘルスアップ事業委託料は、被保険者の疾病予防・生活の質の向上等を目的に実施した特定健診未受診者勧奨事業や生活習慣病重症化予防事業などの委託に要した経費であります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額 521 万 8 千円に対して、支出済額 490 万 8,459 円であり、保健衛生普及事業は、被保険者の健康の保持、増進を図るために要した経費であります。

39 ページまでお進みください。

6 款 1 項基金積立金、予算現額 32 万 5 千円に対して、支出済額 32 万 4,887 円で、国民健康保険基金への積立金であります。

41 ページになります。

7 款 1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出はございません。

43 ページになります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 411 万 7 千円に対して、支出済額 372 万 8,517 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、令和 3 年度の実績は 67 件であります。

3 目償還金、本目は、前年度の負担金の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、令和 3 年度実績は 16 件であります。

45 ページになります。

9 款 1 項財政安定化基金拠出金、予算現額 2 千円に対して、支出済額 1,073 円であります。

財政安定化基金拠出金事業は、平成 30 年度の北海道胆振東部地震により「局地、激甚災害指定」を受けた厚真町と安平町の 2 町に対し、令和元年度に北海道から財政安定化基金が交付され、それに係る本町の負担分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 7 億 5,952 万 5,081 円に対して、収入済額は 6 億 9,234 万 7,159 円、不納欠損額は 35 件で 258 万 2,506 円、収入未済額は 6,459 万 5,416 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 4 万 3,900 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 6,463 万 9,316 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。過誤納金還付未済額を除き、1 節の医療給付費については 98.37%で、前年度と比較しますと、0.09 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 98.36%で、前年度と比較しますと 0.12 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 98.25%で、前年度と比較しますと 0.32 ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 98.36%で、前年度と比較しますと 0.12 ポイントの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目について、現年度分の退職者被保険者等はありませんでした。

9 ページになります。

2 款道支出金、1 項道補助金、調定額及び収入済額ともに、18 億 910 万 1,533 円であります。

1 目保険給付費等交付金、本目は、保険給付費等に係る北海道の交付金で、1 節普通交付金は療養の給付に要した費用に相当するもの、2 節特別交付金は、市町村の財政状況、その他の事情に応じ交付されたものであります。

11 ページになります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 32 万 8,253 円で、国民健康保険基金の利子であります。

13 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 2 億 6,619 万 7,341 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は、一般会計からの繰入金であり、1 節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2 節は保険者に対する国等の支援分、3 節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、4 節は出産育児の給付に係る町の負担分、5 節は保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

2 目基金繰入金、本目は、国民健康保険基金からの繰入金であります。

15 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 46 万 8,469 円であります。

17 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 325 万 8,774 円であります。

4 項雑入、調定額 251 万 1,211 円に対して、収入済額 11 万 2,672 円、収入未済額は 239 万 8,539 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、交通事故の加害者の不当行為によって生じた保険給付について、幕別町が立て替えた医療費相当分を、加害者の加入する保険会社から賠償金として納入していただいたものの 1 件分でございます。

19 ページになります

6 目保険医療機関返還金、本目は、医療機関の不当請求により返還金が生じたもので、1 件分であります。

21 ページになります、

7 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 123 万 2 千円であります。

1 目災害等臨時特例国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免実施による負担増分の 10 分の 6 が国から補助されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 3 点ほどお伺いしたいと思います。

30 ページです。保険給付事業についてであります。幕別町で、無料低額診療を受療された方の利用実

績は分かりますでしょうか。

2つ目です。資料請求の中で、国民健康保険の所得別滞納世帯数、資格者証と短期者証の報告があります。この中で、資格者証4世帯と記載されています。こういった方が資格者証になっているのか、町として把握されているのか、お知らせください。

3つ目です。短期被保険者証についてです。75世帯ということで報告されています。町では、留め置き、いわゆる子どもがいる世帯に対しては、1か月後に郵送されるという対応がとられていたと認識していますが、今現在はどういった対応をとられているのかお聞きします。

○委員長（野原恵子） 住民課長。

○住民課長（本間淳） まず、1つ目の無料低額診療に関しましては、利用実績につきましてはこちらでは把握するすべがございませんので、実態は分かりません。

2つ目の資格者証の交付世帯でありますけれども、4世帯5人の方ということであります。こちらにつきましては、滞納の状況によりまして、何度か呼びかけですね、納付相談などの呼びかけをした中で、これに応じただけでない方、あるいは連絡を取っても連絡が取れない方といったことで、資格証の交付に至ったというものであります。

3点目の短期証の世帯でありますけれども、こちらにつきましては、現在、留め置きをするということとは行っておりません。

以上です。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 1点目から。町では無料低額診療の利用実績については、把握できないということで答弁がありました。近年、無料低額診療を行っている医療機関が増えているということは御存じかなとは思いますが。帯広市でも7つの病院、音更でも1つの医院で実施されているところであります。しかし、この無料低額診療、保険調剤薬局、いわゆる薬代が自己負担になっている状況があります。

幕別でも、住民が病院に勧められて無料低額診療を受けたという状況もお聞きしているところでもあります。やはりそこで薬代が別途かかるということで、不安の声があったりします。帯広市や音更町では、薬代を独自で助成しているのです。こうした状況も鑑みて、幕別町として、金銭的な面でやはり医療機関にかかれないということは絶対に避けるべきでありますし、健康面でも大変心配されるところでもあります。こうした制度が病院内でも広がっているということで、ぜひ薬代の別途加算を町でも考えていく時期に来ているのではないかと思います。町はどのようにお考えでしょうか。

あと、資格者証については、理解いたしました。本来であれば、連絡を取っていただいて、短期者証そして保険証につながるということが何よりも大切でありますので、理解していききたいところですが、短期者証については留め置きをしていないということで理解いたしました。なるべく短期者証になることなく、通常の保険になれるように、ぜひ町としても分割の支払いですとかいろいろ対応があると思うので、ぜひその辺についても積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 住民課長。

○住民課長（本間淳） 無料低額診療につきましては、こちらのそういった制度を利用される方につきましては、経済的な理由によるものということは十分承知しております。

窓口でご相談に来られた場合につきましては、事情によりまして、例えば国保税の減免、あるいは一部負担金の減免、あるいは現状ですと、コロナを原因とする場合、様々あると思いますので、そういった事情によりまして、利用できる制度につきましては十分活用した中で、病院にかかっていたいただけるような仕組みになっているかなと認識しております。

無料低額診療につきましては、現在のところ、特にこれまでの相談といったものはお受けしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まずは様々なこの制度を活用いただけるような相談を受ける体制をしっかりとやっていきたいというふうに考えます。

それから、短期証の関係ですけれども、こちら納税の関係ですね、しっかりと相談を受けながら、なるべく短期証から一般証になるような形で、分納ですとか、納税をしっかりといただけるような形で相談はお受けしていきたいと考えます。以上です。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 無料低額診療のだけちょっとお聞きしたいのですが、町では、その制度について周知してから進めていきたいというお話だったのですが、国保にかかってくると、やはり7割、5割という減免制度を受けた中できっと病院にかかるのだと思うのです。保険証とは別な案件ですよ、実際に病院にかかるのとはまた別の案件が発生してきますので、やはりこうした制度に取り組んできている、や

はりこうした状況に陥っている。特に幕別町でも 100 万円以下の世帯が年金収入で見ますと 55%、本当に多くの方々が大変な状況で生活されているという状況があります。国保の減免制度もありますが、しかし、それでもやはりかかるものはかかってきます。病院に行けば、医療費かかります。薬代かかれば大変かかります。特にリウマチですとか、そういう特殊なものが継続的に発生すると、結構な金額になるというお話もあります。薬を分けて分割してますよというのがあるので、やはりそういったところにも薬剤費負担をぜひ町でも考えていただきたいと思うので、そこだけ要望したいと思います。

○委員長（野原恵子） 住民課長

○住民課長（本間淳） 減免制度につきましては、保険税の減免の制度がございます。さらに、一部負担金の徴収猶予、減額免除といった制度もございますので、こちらは事情をお聞きして、その事情が相当するということになれば、一部負担金のそういった対応もございますので、そういったことについては丁寧に説明していきたいと考えております。以上です。

○委員長（野原恵子） そのほかに質疑ございませんか。
（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 国民健康保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 3 号、令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。
住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） 令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明申し上げます。

48 ページをご覧ください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入までの歳入合計につきましては、調定額 4 億 4,709 万 2,421 円、収入済額 4 億 4,622 万 5,372 円、不納欠損額 2 万 400 円、収入未済額 84 万 6,649 円となっております。

次に、歳出総括についてであります。

50 ページをお開きください。

1 款総務費から 3 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 4 億 5,043 万 9 千円に対して、支出済額 4 億 4,606 万 2,549 円となっております。

次に、51 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 3 年度決算における歳入歳出差引残額は 16 万 2,823 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

62 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 936 万 6 千円に対して、支出済額 925 万 4,155 円であります。

1 目一般管理費、後期高齢者医療一般管理事務事業は、担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 102 万 2 千円に対して、支出済額 96 万 4,253 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

66 ページまでお進みください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 4 億 3,800 万 1 千円に対して、支出済額 4 億 3,547 万 1,741 円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業は、事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

68 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対して、支出済額 37 万 2,400 円であります。

保険料の還付金は、95 件分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

52 ページにお戻りください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 3 億 2,735 万 5 千円に対して、収入済額は 3 億 2,648 万 7,951 円、不納欠損額は 1 件で 2 万 400 円、収入未済額は 84 万 6,649 円であります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額 15 万 6,200 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 100 万 2,849 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額を除き 99.77%で、前年度と比較しますと 0.16 ポイントの減となっております。

なお、広域連合全体の現年度分の収納率は 99.58%で、前年度と同ポイントとなっております。

54 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 150 円であります。

後期高齢者医療保険料に係る納付証明手数料になります。

56 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 1 億 1,854 万 8,601 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

58 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 73 万 5,950 円であります。

60 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 3 万 5 千円であります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに 37 万 2,400 円であります。

過年度の保険料に係る還付金 95 件分であり、広域連合から収入され対象者に還付したものであります。

4 項雑入、調定額及び収入済額ともに 4 万 5,320 円で、後期高齢者医療保険料の軽減特定の見直しに関する広報経費に係る広域連合特別調整交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 後期高齢者特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 令和 3 年度幕別町介護保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。

71 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 28 億 5,814 万 2,878 円に対して、収入済額 28 億 5,603 万 1,699 円、不納欠損額 27 万 4,307 円、収入未済額 183 万 6,872 円であります。

73 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 27 億 5,213 万 3 千円に対して、支出済額 26 億 1,823 万 2,635 円であります。

次に、74 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 3 年度決算における歳入歳出差引残額は、2 億 3,779 万 9,064 円であります。

このうちの 7,161 万 3,305 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰入れをしまして、残りの 1 億 6,618 万 5,759 円につきましては、令和 4 年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

97 ページをお開きください。

はじめに、歳出についてであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,720 万 1 千円に対して、支出済額 1,712 万 3,405 円であり

ます。

1 目一般管理費、介護保険一般管理事業事務事業は、担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 120 万 9 千円に対して、支出済額 119 万 7,506 円であります。

1 目賦課徴収費、介護保険料賦課徴収事務事業は、保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

次のページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,719 万 8 千円に対して、支出済額 2,382 万 2,706 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、東十勝介護認定審査会事務事業は、審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など、審査会の運営に要した経費であります。

次のページになります。

2 目認定調査等費、介護認定調査事業は、認定調査に要した経費であります。

11 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,113 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 40 万 9 千円に対して、支出済額 18 万 7,705 円であります。協議会の委員報酬など協議会の運営に要した経費であります。

次のページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 22 億 8,974 万 7 千円に対して、支出済額 21 億 8,733 万 1,326 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 7,395 万 5 千円に対して、支出済額 6,925 万 5,675 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

次のページになります。

3 項その他諸費、予算現額 224 万 5 千円に対して、支出済額 214 万 6,551 円であります。

1 目審査支払手数料、介護報酬審査支払事務事業は、介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 6,230 万 1 千円に対して、支出済額 5,663 万 4,759 円であります。利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 1,150 万円に対して、支出済額 877 万 7,234 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 14 万 8,489 円であります。

介護保険給付対象外の滑り止めマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 9,569 万円に対して、支出済額 9,281 万 6,112 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額の差額分を補足給付として支給したものであります。

次のページになります。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 17 万 4 千円に対しまして、支出済額 17 万 3,356 円で、介護給付費準備基金へ積み立てしたものであります。

次のページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 7,549 万 8 千円に対して、支出済額 7,054 万 1,520 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付費が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

次のページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 901 万 3 千円に対して、支出済額 806 万 7,637 円であります。高齢者の介護の必要な状態になる時期を遅らせ、健康寿命を延ばすことができるよう、介護予防普及啓発事業や要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防教室開催事業等に要した経費が主なものであります。

次のページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 3,534 万 9 千円に対して、支出済額 3,069 万 5,551 円であります。

1 目包括的支援事業費は、備考欄、上から 2 つ目の生活支援体制整備事業は、地域での支え合いの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーター業務の委託料、その下 3 つ目の権利擁護推進事業は、市民後見人の活動支援を行う後見実施機関業務を社会福祉法人まくさばに委託したものであります。

2 目任意事業費、次のページ、上から 2 つ目になりますが、備考欄のグループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助、その 3 つ下の高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は、道営とかち野団地、シルバーハウジングに安否確認や生活相談のための生活援助員を派遣する事業であります。

3 目地域包括支援センター運営費は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名及び社会福祉士 1 名の人件費が主なものであります。

次のページになります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 30 万円に対して、支出済額 15 万 9,477 円で、総合事業のサービスを提供した事業者に支払う報酬の審査に係る手数料であります。

次のページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 4,994 万 4 千円に対して、支出済額 4,915 万 3,626 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は、令和 2 年度以前分の保険料還付未済分 22 件を還付したものであります。

3 目償還金、本目は、令和 2 年度の保険給付費等の確定に伴う国、道、支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

75 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 4,520 万 3,354 円に対して、収入済額は 5 億 4,309 万 2,175 円、不納欠損額は 9 件で 27 万 4,307 円、収入未済額は 183 万 6,872 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 10 万 4,100 円を除き 99.88%で、前年度と比較しますと、0.01 ポイントの減となっております。

次ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 688 万 6 千円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

次ページになります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 0 円であります。

次ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 9,918 万 7,985 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は、介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 8,582 万 5,790 円であります。

1 目調整交付金、本目は、市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、1 節の現年度分は介護給付費、総合事業ともに交付割合は 5.56%であります。

また、3 節の特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る国庫補助金であります。

2 目保険者機能強化推進交付金は、保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた介護予防や認知症対策などの評価指標に対する交付金であります。

3 目地域支援事業交付金は、総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節の総合事業以外に対しては 38.5%の交付率となっております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者による介護予防健康づくり等に資する取組の評価指標に対する交付金であります。

5 目介護保険事業費国庫補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金であります。

次のページになります。

6 目災害等臨時特例国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る国庫補助金であります。

次ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 7 億 3,846 万 3 千円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

次のページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 7,628 万 1 千円であります。

1 目介護給付費道負担金は、介護給付費に対する道の負担分で、負担率は施設分が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 1,912 万 8,770 円であります。

1 目地域支援事業道交付金は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節の総合事業以外に対しては 19.25%の交付率となっております。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金は、成年後見実施機関における人材育成事業に係る道補助金であります。

次ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 17 万 3,356 円で、介護給付費準備基金利子であります。

次ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 9,276 万 902 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節は、介護給付費に対する町の負担分で率は 12.5%、2 節、3 節は、地域支援事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5%、3 節が 19.25%の負担率であります。

4 節は、低所得者に係る保険料軽減分、5 節は、担当職員の人件費及び事務費相当分であります。

2 目基金繰入金、調定額及び収入済額ともに 4,440 万円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

次ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 4,978 万 5,541 円であります。

次ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 2 万 4,300 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料延滞金は、保険料に係る延滞金であります。

3 項 4 目雑入、調定額及び収入済額ともに 2 万 2,880 円であります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 104 ページ、保険給付費の施設介護サービスにおきまして、特養の待機者の数を出していただきました。要介護 4、要介護 5 で、合わせて 69 名いらっしゃいます。この方たちの在宅での待機されている方の数字を教えてください。

さらに、令和3年で入所が可能となった人数は、全体で何人いたでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まず、特養の待機されている要介護4と5の69名のうち、在宅の方でありま
すけれども、要介護4で11名、要介護5で5名の合わせて16名でございます。

この中でという把握はちょっとしていないのですけれども、令和3年度全体で申しますと、入所が全
体で45名、退所が46名というような状況になっております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 比較的介護度が高い方が16名在宅でいらっしゃるということでありますから、早
急な入所が求められるところでありますが、現実には142名希望されている中で、45名ですか、ごめ
んなさい、それは前年ですね、45名が入所されたということでありますから、まだまだ実態としては
簡単に入所できないという状況が続いているかと思えます。

さらに、お答えは、押さえられていないということでありましたが、コロナ禍で、さらに困難な状況
が加わっているのではないかと思います。これらについての相談だとか、あるいは施設からの困難な状
況だとか、幕別町に対してのいろいろな相談業務も来られているのではないかと思います。そういつ
た実態についてお示しいただけますか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 特養の待機の状況でございますけれども、先ほど要介護4と5の在宅の方が16
名ということでお話しさせていただきましたが、特養の入所基準であります要介護3以上で考えると、
33名の方がいらっしゃいますが、このうち実際に相談といいますか、入所の順番が来て、まだ在宅で
頑張れるよということでお断りいただいた方も11名いらっしゃいまして、今、待機されている方の現
状で申しますと、15名の方はまだ1年以内というようなことで、先ほど申し上げました令和3年度と
いうことで考えますと、入所が45名、退所が46名ということですから、かなり待機されている方の中
でも、入られる方と待たれる方というのが順番に数が変わってきているのかなと。長期で待っている方
というのがほとんどいらっしゃらないものですから、相談的には、基本的に順番が来てお断りになるか、
または入られるかというような形でお伺いをしております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、いつとき、何年にもわたって待っていたというような困難な事例が
生じていたときがありましたけれども、現状はそういうのはもう解消されているということでよろしい
ですか。

さらに、1年以内ということでありますから、今、希望されている方たちが、多くはその中で解消さ
れるというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 特養の入所につきましては、やはり退所されて入所するということになります
ので、必ずしも1年以内で解消するということは申し上げられませんが、昨年度、今年度の状況を
鑑みますと、そういうようなペースで入所いただいているのかなと考えております。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 私は、昨年の12月にこの件で質問をさせていただいている。そのときの記憶を思
い出しながら、質問させていただきます。

これは特養の入所の申込者数の合計、今まで待機待ちと聞いたときに、町のほうからあった答弁とい
うのは、幕別町内にある大型特養1つと地域密着型の小規模特養3つの申込者の合計を合わせて言っ
てきているのだと、そういうことでありましたけれども、この142という数字はどういう数字ですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 谷口委員がおっしゃるとおり、1つの特別養護老人ホーム、それから地域密着
型3施設を含んだ4施設の合計の人数となっております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） そういうことであれば、私は、この数字が一人歩きすることがとても危険だなとい
うふうに考えているのです。142人の中に4施設あるわけで、重複して申し込んでいるというケースは
往々にあるのだと思います。私は、一般質問の中で、重複してなくて、そして今さっき説明があった
ように、各施設の認定審査会で入所の順番を決めて、重たい順から決めて、そして電話がかかっている

にもかかわらず、入所の順番が来たよという電話がかかっているにもかかわらず、まだ家で頑張れますと、そういうおうちがあるわけで。だから、要介護4だ、要介護5だということは、これも一つの参考値で、こういうところにいるからもう特養なんだという答えではないわけなのです。そういうことですよ。

本当に入所をしたくて待っている人、たくさん待っているから早くに申し込んでおかないと駄目だから、まだ入所の予定はないのだけれども、申し込んでおきましょうとかいうようなことも、ここにはカウントされている可能性が十分にあるわけで、そういうのを除いて、そしてまだ家庭の介護で頑張れる方がたくさんいるわけで、それらを除いて何人が待っているのと聞いたら、町長のお答えは、それは分からないのだという実態でありました。それは正しいのだと思うのです。

幕別町には、2法人ある。この2法人が、大型特養1つと地域密着型特養2つ持っている法人と、地域密着型小規模特養を持っている1つの法人があって、この2つの法人が名簿を出し合って、介護の審査状況を見せ合うなんていうことはあり得ないわけで、それは個人情報の関係であり得ないわけで、これは、あと保険者のほうで知る権利があれば分かるのだけれども、そういう答弁であった以上、実際、状況が分からないのですよね。ですから、本当の意味での待機者というのは142ではなくて、もっともっと小さい数字で。繰り返しになりますけれども、この数字が142名なんていう数字が議会で議論されたから、例えば議会だよりその他で町民が知ることになったときに、こんなになっているのであれば申込みしても駄目だから、しないでおきましょうとか、こんなに待たされいる人が多いのだならば、早くに申し込んでしまわないと、まだ当分予定はないのだけれどもというような人などが増える可能性がある。混乱を町民に対してさせる可能性があるなと思っていて、この4施設を合わせた数字を待機者数という数で出すというのは、非常に危険だなと思っていたのです。

今回、こういう数字が出されたのだけれども、この待機者数は申込者数の合計であって、本当の今すぐに必要な待機者数ということではないわけだから、ちゃんとそのことが、本当の待機者数でないのだということが分かるような、そういうたし書等がこの資料の出し方の中に必要ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 谷口委員がおっしゃられるとおり、気持ちの上で、例えば申込者がたくさんいらっしゃるから、先の介護が不安なので、早めに申し込んでおこうかという方ももちろんいらっしゃると思います。そういう意味では、真に本当に今すぐ入りたいという方だけではないという意味では、待機者という数をこの数字というのは、ちょっとあれなのかもしれませんが、基本的に細かく見てみると、在宅で待たれている方で、今、申し上げましたとおり、33人の方は要介護3以上でありますから、その方たちは基本的に在宅で待たれていて、順番が来て入られる、順番が来てもまだ在宅で頑張れるというようなことになっているので、このあたりが基本的に、今、必要で待たれている方なのかという認識は持っております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁では、私はちょっと不十分だなと思っているのです。それは、ここでまたとことんやり合うということも無意味だと思うものだから、もう出てしまった数字だから。町民に状況を知らせる数字の出し方として、どれが正しいのか、どういう出し方が一番混乱を招かないのか、ちゃんとというか、担当者として調査・研究をしていただきたい。私は、待機者数を聞かれて、こういう数字の出し方をするのは正しくない、そのように思っているのです。いかがでしょう。反論も含めてお聞かせいただきたいです。

○委員長（野原恵子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） 今回お出しした資料につきましては、老人福祉施設を待機している待機者の要介護度別の人数を出してくださいということで、資料を出させていただきました。こちら、我々が出したものは、介護度別の申込みがあった人数をお出ししてしまったので、谷口委員が言われるように、実際に本当に必要で待機しているという人の人数ではなかったもので、ちょっと資料としては不十分なものをお出ししてしまったことはおわび申し上げます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩といたします。

15:19 休憩

15:21 再開

○委員長（野原恵子） 再開いたします。

副町長。

○副町長（伊藤博明） このたび提出いたしました資料の3につきましては、待機者の状況ということで数字をお示ししておりますけれども、これはあくまでも施設に申し込んでいる方の数を合計したものでありまして、その中には、入院されている方あるいは在宅の方、ほかの施設も利用されているということもありますので、そういった記載が不十分であった点につきましては、今後きちっと記載してまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 副町長が説明いたしましたので、そのことを認めまして、次に進みたいと思います。

そのほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了をさせていただきます。

15 時 30 分まで休憩いたします。

15 : 22 休憩

15 : 30 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

122 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款分担金及び負担金から7 款町債までの合計が、調定額4 億3,681 万7,307 円に対しまして、収入済額4 億3,627 万5,191 円、収入未済額54 万2,116 円であります。

124 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款水道費と2 款予備費の合計が、予算現額4 億4,003 万6 千円に対しまして、支出済額4 億2,813 万5,367 円であります。

次に、125 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和3 年度の歳入歳出差引残額は813 万9,824 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、140 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、予算現額4 億3,993 万6 千円に対しまして、支出済額4 億2,813 万5,367 円であります。

1 目一般管理費、簡易水道一般管理事務事業1,070 万9,090 円は、簡易水道に関する経常的な費用であり、26 節公課費、細節1 消費税が主なものであり、令和2 年の確定申告分と令和3 年度の間申告分の合計額となっております。

次に、簡易水道使用料収納事務事業646 万6,480 円は、使用料の収納事務に要した経費であり、12 節委託料、細節5 検針委託料が主なものであります。

次に、簡易水道公営企業法適用事業180 万7,535 円は、公営企業会計の適用に要した経費であり、事務補助員の会計年度任用職員1 名分の人件費であります。

次に、簡易水道施設維持管理事業7,673 万6,206 円は、簡易水道施設の維持管理に要した経費であり、10 節需用費は、143 ページになります。

各施設の電気料と、各施設の修繕料が主なものであります。

11 節役務費、細節15 水質検査手数料は、水道法により定められている検査に要した経費、12 節委託料、細節1 簡易水道施設管理委託料は、簡易水道施設29 か所の管理点検に係る委託料に要した経費であります。

次に、下段の簡易水道給水設備整備事業522 万8,693 円は、検定満了に伴う量水器174 件分の取替工

事に要した経費であります。

145 ページになります。

次に、簡易水道施設整備事業 1 億 2,441 万 9,385 円は、配水管布設や施設更新等に要した経費であり、14 節工事請負費は、各簡易水道の浄水場施設や配水管等の整備に要した経費、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 駒畠簡水営農用水事業負担金は、北海道で施行している駒畠中里地区営農用水事業の事業費負担金であります。

次に、起債元金償還事務事業（簡水）は、起債償還の元金に要した経費、起債利子償還事務事業（簡水）は、起債償還の利子に要した経費であります。

146 ページになります。

2 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

126 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 1,123 万 9,983 円に對しまして、同額収入であり、水道管移設等に伴う工事負担金と豊頃町からの大豊簡水維持管理負担金であります。

128 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,987 万 7,278 円に對しまして、収入済額 9,933 万 5,162 円、収入未済額 54 万 2,116 円であります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.93%、前年度と比較すると 0.01 ポイントの増となっております。

2 項手数料、調定額 20 万 4 千円に對しまして、同額収入であり、給水申請に係る新設 11 件、改造 10 件の手数料であります。

130 ページになります。

3 款道支出金、1 項道委託金、調定額 22 万 3,300 円に對しまして、同額収入であり、北海道で施行している営農用水事業における監督等補助事業の経費であります。

132 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億 624 万 1 千円に對しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

134 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額 922 万 8,866 円に對しまして、同額収入で、前年度からの繰越金であります。

136 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 2,880 円に對しまして、同額収入であり、北海道電力の電柱及び NTT の電柱が、水道施設用地内に設置されたことによる使用料であります。

138 ページになります。

7 款 1 項町債、調定額 1 億 980 万円に對しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

149 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの合計が、調定額 10 億 2,104 万 8,201 円に對しまして、収入済額 10 億 1,694 万 8,371 円、不納欠損額 24 万 9,770 円、収入未済額 385 万 60 円であります。

151 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 10 億 7,428 万 8 千円に對しまして、支出済額 10

億 676 万 6,959 円であります。

次に、152 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和 3 年度の歳入歳出差引残額は 1,018 万 1,412 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、167 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1 億 1,560 万 2 千円に対しまして、支出済額 1 億 1,551 万 2,117 円であります。

1 目一般管理費、公共下水道一般管理事務事業 8,786 万 9,420 円は、会計全般の管理に要する経常的な経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金は、十勝川流域下水道の運営に係る経費の負担金、26 節公課費、細節 1 消費税は、令和 2 年度の確定申告分と令和 3 年度の間申告分の合計額となっております。

次に、公共下水道使用料収納事務事業 2,526 万 6,697 円は、使用料の収納事務に要した経費であり、水道事業会計への負担金となっております。

次に、公共下水道公営企業法適用事業 237 万 6 千円は、公営企業会計の適用に要した経費であります。169 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 1 億 6,269 万 7 千円に対しまして、支出済額 9,857 万 3,306 円であります。

なお、繰越明許費として 6,344 万 3 千円を翌年度へ繰り越しており、内容は 1 目下水道建設費の処理区統合に係る連絡管渠の設計に要する経費と北海道が実施する流域下水道建設事業の負担金の一部を翌年度へ繰り越したものであります。

1 目下水道建設費、下水道施設建設事業 9,857 万 3,306 円は、施設整備に要した経費であり、担当職員 3 名分の人件費のほか、12 節委託料、細節 6 及び細節 7 は、幕別市街と札内市街を一つの処理区へ統合するため、下水道の連絡管渠の設計に要した経費であります。

171 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金は、北海道が事業主体の流域下水道建設事業の負担金が主なものであります。

2 項下水道管理費、予算現額 1 億 4,138 万 9 千円に対しまして、支出済額 1 億 3,818 万 3,038 円であります。

1 目浄化センター管理費、浄化センター維持管理事業 9,780 万 1,553 円は、幕別浄化センターの維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量 58 万 2,503 立方メートルの汚水処理をしたものであります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、札内中継ポンプ場維持管理事業 1,803 万 1,791 円は、札内中継ポンプ場の維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量 174 万 5,848 立方メートルを十勝川浄化センターへ圧送したものであります。

173 ページになります。

3 目管渠維持管理費、管渠維持管理事業 2,234 万 9,694 円は、管渠やマンホール、公共ます、雨水排水ポンプ所等の維持管理に要した経費であり、14 節工事請負費、細節 1 管渠等補修工事が主なものであります。

175 ページになります。

3 款 1 項公債費、予算現額 6 億 5,450 万円に対しまして、支出済額 6 億 5,449 万 8,498 円であります。

1 目元金、起債元金償還事務事業（下水） 5 億 7,696 万 400 円は、起債償還の元金に要した経費、2 目利子、起債利子償還事務事業（下水） 7,753 万 8,098 円は、起債償還の利子に要した経費であります。177 ページになります。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

153 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 79 万 20 円に対しまして、同額収入であり、6 件分の受益者負担金であります。

155 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 3,833 万 798 円に対しまして、収入済額 3 億 3,423 万 968 円、不納欠損額 24 万 9,770 円、収入未済額 385 万 60 円であります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.63%、前年度と比較すると 0.06 ポイ

ントの増となっております。

157 ページになります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2,845 万 1 千円に対しまして、同額収入であり、国庫補助金は社会資本整備総合交付金であります。

159 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 6,251 万 8,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

161 ページになります。

5 款 1 項繰越金、調定額 699 万 790 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

163 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 26 万 7,593 円に対しまして、同額収入であり、浄化センター管理棟に設置している簡易水道及び上水道の水道施設監視装置に係る電気料が主なものであります。

165 ページになります。

7 款 1 項町債、調定額 1 億 8,370 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、令和 3 年度個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計決算についてご説明申し上げます。

180 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 1 億 8,538 万 8,002 円に対しまして、収入済額 1 億 8,533 万 3,002 円、収入未済額 5 万 5 千円であります。

182 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 1 億 8,518 万 4 千円に対しまして、支出済額 1 億 8,185 万 3,265 円であります。

次に、183 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和 3 年度の歳入歳出差引残額は 347 万 9,737 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、196 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 230 万 4 千円に対しまして、支出済額 99 万 337 円であります。

1 目一般管理費、個別排水処理一般管理事務事業 63 万 8,337 円は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要した経費であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 水洗便所設置補助金は、2 件分の水洗便所改造に係る補助金、26 節公課費、細節 1 消費税は、令和 2 年度の消費税が一部還付されたことから、令和 2 年度分の確定申告に伴う支出はなく、令和 3 年度の間申申告分のみ消費税となっております。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業 35 万 2 千円は、公営企業会計の適用に要した経費であります。

198 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 3,844 万 4 千円に対しまして、支出済額 3,785 万 3,397 円であります。

1 目排水処理建設費、個別排水処理施設建設事業 3,785 万 3,397 円は、合併浄化槽の整備に要した経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、14 節工事請負費は、合併浄化槽 8 基分の整備に要した経

費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 7,235 万 2 千円に対しまして、支出済額 7,102 万 6,891 円であります。

1 目排水処理施設管理費、個別排水処理施設維持管理事業 7,102 万 6,891 円は、合併浄化槽 778 基分の維持・管理に要した経費であります。

201 ページになります。

11 節役務費の汚泥くみ取料や 12 節委託料の保守管理と清掃に係る委託料に要した経費が主なものであります。

202 ページになります。

3 款 1 項公債費、予算現額 7,198 万 4 千円に対しまして、支出済額 7,198 万 2,640 円であります。

1 目元金、起債元金償還事務事業（個排）5,645 万 5,279 円は、起債償還の元金に要した経費、2 目利子、起債利子償還事務事業（個排）1,552 万 7,361 円は、起債償還の利子に要した経費であります。

204 ページになります。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

184 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 133 万 5 千円に対しまして、同額収入であり、個別排水処理施設 8 基分の受益者分担金であります。

186 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,986 万 1,600 円に対しまして、収入済額 2,980 万 6,600 円、収入未済額 5 万 5 千円であります。

現年賦課分及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.95%、前年度と比較すると 0.16 ポイントの増であります。

188 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 2,705 万 9 千円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

190 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額 489 万 402 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

192 ページになります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 5 万円に対しまして、同額収入であり、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 39 万 2 千円に対しまして、同額収入で、令和 2 年度の間申出の際に支払った消費税の一部が還付されたものであります。

194 ページになります。

6 款 1 項町債、調定額 2,180 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明申し上げます。

207 ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1 款使用料及び手数料から 5 款町債までの合計が、調定額 8,696 万 1,537 円に対しまして、収入済額 8,686 万 5,742 円、収入未済額 9 万 5,795 円であります。

209 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 8,670 万 6 千円に対しまして、支出済額 8,498 万 8,233 円であります。

次に、210 ページ右下の欄外をご覧ください。

令和 3 年度の歳入歳出差引残額は 187 万 7,509 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、221 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 235 万 7 千円に対しまして、支出済額 226 万 6,185 円であります。

1 目一般管理費、農業集落排水処理一般管理事務事業 59 万 4,185 円は、事務的経費であり、26 節公課費、細節 1 消費税は、令和 2 年度の確定申告分であります。

次に、下段の農業集落排水公営企業法適用事業 167 万 2 千円は、公営企業会計の適用に要した経費であり、公営企業会計移行業務の委託料となっております。

223 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 6,129 万 8 千円に対しまして、支出済額 5,977 万 2,576 円であります。

1 目排水処理施設管理費、農業集落排水処理施設維持管理事業 5,510 万 2,526 円は、忠類浄化センターの維持管理に要した経費であり、年間流入汚水量 12 万 1,919 立方メートルの汚水処理をしたものであります。

12 節委託料は、細節 1 の処理場管理業務に要した経費が主なものであります。

14 節工事請負費は、忠類浄化センターの屋上改修工事と機械・電気設備の更新に要した経費であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、農業集落排水処理施設管渠維持管理事業 467 万 50 円は、管渠等の維持管理に要した経費であります。

225 ページになります。

3 款 1 項公債費、予算現額 2,295 万 1 千円に対しまして、支出済額 2,294 万 9,472 円であります。

1 目元金、起債元金償還事務事業（農集）2,011 万 7,140 円は、起債償還の元金に要した経費、2 目利子、起債利子償還事務事業（農集）283 万 2,332 円は、起債償還の利子に要した経費であります。

227 ページになります。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

211 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,706 万 4,712 円に対しまして、収入済額 1,696 万 8,917 円、収入未済額 9 万 5,795 円であります。

現年賦課分と滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.89%、前年度と比較すると 0.15 ポイントの増となっております。

213 ページになります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1 万 1,802 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金利子であります。

215 ページになります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 5,022 万 8 千円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

217 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額 150 万 1,517 円に対しまして、同額収入であり、前年度からの繰越金であります。

219 ページになります。

5 款 1 項町債、調定額 1,730 万円に対しまして、同額収入であり、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 令和3年度幕別町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

230 ページをお開きください。

令和3年度の決算報告書であります。

こちらは、予算執行状況を示したものでありますので、消費税込みの表記となっております。

はじめに、収益的収入及び支出であります。

上段の収入につきましては、1項営業収益及び2項営業外収益の合計が、予算額5億8,719万円に對しまして、決算額5億9,267万320円であります。

次に、支出につきましては、1項営業費用から4項予備費までの合計が、予算額5億3,682万4千円に對しまして、決算額5億263万4,887円であります。

232 ページになります。

次に、資本的収入及び支出であります。

上段の収入につきましては、1項企業債及び6項負担金の合計が、予算額7,656万円に對しまして、決算額7,656万42円であります。

次に、支出につきましては、1項建設改良費及び4項企業債償還金の合計が、予算額3億4,279万9,000円に對しまして、決算額3億3,448万1,627円であります。

表下段にあります、資本的収入が支出に對して不足する額2億5,792万1,585円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,606万6,762円であり、過年度分損益勘定留保資金7,295万9,112円、当年度分損益勘定留保資金1億6,889万5,711円、これらの補填財源で賄うものであります。

234 ページになります。

このページは損益計算書であり、令和3年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額が営業利益であり、右側一番上の数字797万7,445円となり、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額が、右側二番目の数字5,334万6,219円で、その下の経常利益及び当年度純利益が6,132万3,664円であり、前年度の未処分利益剰余金と当年度純利益を合算した当年度の未処分利益剰余金は、11億3,995万7,989円となったところであります。

隣の235 ページになります。

このページから237 ページまでは貸借対照表であり、「資産」「負債」及び「資本」の状況から会計全体の財政状態を明らかにしたものであります。

最初に資産の部であります。

1、固定資産につきましては、令和3年度末の固定資産合計額、右側の一番上の数字51億1,287万4,927円、2、流動資産につきましては、同じく令和3年度末の流動資産合計額、右側の二番目の数字ですが6億9,135万6,416円となり、固定資産及び流動資産を合算した資産の合計額が58億423万1,343円となったものであります。

236 ページになります。

次に、負債の部であります。

3、固定負債につきましては、合計額が右側、一番上に記載の15億261万9,345円、4、流動負債につきましては、合計額が右側、上から二番目に記載の2億1,877万5,211円、5、繰延収益につきましては、合計額が右側、上から三番目に記載の13億9,877万1,955円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合算した負債の合計額が、右側、下から三番目に記載の31億2,16万6,511円であります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては、合計額が、右側、下から二番目に記載の12億9,923万7,333円、7、剰余金につきましては、資本剰余金の合計額が、右側、一番下に記載の2億2,386万9,510円、237 ページになります。

利益剰余金の合計額が、右側、一番上に記載の11億6,095万7,989円、剰余金の合計額が、右側、上から二番目に記載の13億8,482万7,499円、資本金及び剰余金を合算した資本の合計額が26億8,406万4,832円となり、負債の部の負債合計額と資本の部の資本合計額を合算した負債資本合計額が58億

423 万 1,343 円となり、235 ページの一番下に記載している資産の部の資産の合計額と一致するものがあります。

238 ページと 239 ページは、剰余金の計算表となっており、説明は割愛させていただきます。

次に、240 ページをお開きください。

このページから 243 ページまでは、令和 3 年度幕別町水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項であります。

令和 3 年度の経常収益につきましては 5 億 4,474 万円となり、前年度と比較して 423 万円、率にして 0.8%の減となったものであります。

主な要因といたしましては、人口が減少するとともに、年間有収水量が 1 万 7,036 立方メートルの減となったことから、給水収益が 267 万 7 千円の減額となったことによるものであります。

次に、経常費用につきましては 4 億 8,341 万 6 千円で、前年度に比べ 264 万 3 千円、率にして 0.5%の減となったものであります。

主な要因といたしましては、人件費や受水費の減額に加え、企業債残高の減少により支払利息が 327 万 2 千円の減額となったことによるものであります。

以上により、当年度の純利益は 6,132 万 4 千円となり、年度末の未処分利益剰余金は 11 億 3,995 万 8 千円となっております。

有収率につきましては、2 か所の漏水修理を行うなど有収率の向上に努めた結果、年間有収率が 87.0%、前年度と比較して 1.0 ポイントの増となったものであります。

241 ページになります。

2 の工事についてであります。

量水器取替工事につきましては、合計で 1,227 件、配水本管布設工事につきましては、合計で 1,371.77 メートルを実施したものであります。

242 ページになります。

3 の業務、（1）業務量についてであります。

令和 3 年度における年度末給水人口は 2 万 2,918 人であり、前年度比 177 人の減、年度末給水戸数は 1 万 1,154 戸であり、前年度比 143 戸の増、年間総給水量は、246 万 721 立方メートルであり、前年度比 4 万 8,578 立方メートルの減、年間有収水量は 214 万 851 立方メートルであり、前年度比 1 万 7,036 立方メートルの減となっております。

次に、（2）事業収入に関する事項及び、次のページの（3）事業費用に関する事項につきましては、後ほど明細書で説明いたします。

4 の会計、（2）業債の概況につきましては、一番右下の当年度末残高の合計が 16 億 5,199 万 6,601 円となっており、前年度末残高 17 億 4,418 万 2,797 円に対しまして 9,218 万 6,196 円の減となっております。

244 ページをお開きください。

こちらは、令和 3 年度幕別町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書であり、現金の流れに着目して財務状況を表したものであります。

1 番目の業務活動によるキャッシュ・フローは、合計が 2 億 4,293 万 6,115 円のプラスとなり、2 番目の投資活動によるキャッシュ・フローでは、合計が 1 億 4,966 万 8,627 円のマイナスとなり、245 ページになります。

3 番目の財務活動によるキャッシュ・フローでは、合計が 9,218 万 6,196 円のマイナスとなり、以上により、これら 3 つの合計である当年度における現金及び現金同等物は 108 万 1,292 円となり、これを前年度末の残高 5 億 7,918 万 249 円と合算した結果、当年度末の残高は 5 億 8,026 万 1,541 円となっております。

246 ページをお開きください。

こちらは、令和 3 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 5,282 万 6,760 円は、水道使用料であります。

現年賦課分及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.69%、前年度と比較しますと 0.04 ポイントの増であります。

3 目その他営業収益 574 万 6,177 円は、給水工事に伴う加入負担金と申請事務手数料が主なものであ

ります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 48 万 3,944 円は預金利息であり、3 目長期前受金戻入 6,229 万 9,284 円は、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7 目雑収益 2,338 万 3,936 円は、下水道使用料に係る収納業務受託収入が主なものであります。

247 ページになります。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 3,805 万 1,549 円は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

2 目配水及び給水費 3,498 万 6,588 円、職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は、施設管理委託料及び漏水調査業務等に要した経費、16 節修繕費は、漏水修理等に要した経費であります。

248 ページになります。

5 目総係費 4,636 万 2,360 円は、職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、検針業務委託料、14 節手数料は、口座振替、及びコンビニ収納手数料であります。

6 目減価償却費 2 億 2,190 万 6,085 円は、有形固定資産に係る減価償却費であり、7 目資産減耗費 928 万 8,910 円は、配水管の布設替え等に伴い固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息 3,282 万 945 円は、企業債の償還利息であります。

5 目雑支出と、249 ページの 4 項 1 目予備費については、支出がありませんでした。

250 ページをお開きください。

こちらは、令和 3 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

こちら金額は消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 5,580 万円は、企業債の借入れ、6 項 1 目負担金 2,076 万 42 円は、道路工事に伴う水道管移設補償費が主なものであります。

251 ページになります。

次に、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 1 億 3,833 万 5,606 円は、職員 1 名分の人件費のほか、主なものとして、みずほ通ほか 6 路線の配水管整備に要した経費と、北海道で施工した西幕別地区営農用水事業の負担金であります。

2 目営業設備費 3,209 万 3,063 円は、1,227 件の検定満了量水器取替工事に要した経費が主なものであります。

4 項 1 目企業債償還金 1 億 4,798 万 6,196 円は、企業債元金の償還金であります。

次のページからになりますが、252 ページ、253 ページは固定資産明細書であり、254 ページ、255 ページは企業債明細書、256 ページは注記、257 ページから 259 ページは精算表であり、説明については、割愛させていただきます。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員（野原恵子） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第 1 号、令和 3 年度幕別町一般会計決算について原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、令和 3 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第2号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第3号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、令和3年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第5号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第6号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第7号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第8号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第9号、令和3年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの令和3年度幕別町各会計決算9議件の審査を全て終了いたしました。

終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際しまして、終始熱心に審査いただきましたことを、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、無事審査を終了することができました。委員長としては、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

[閉会]

○委員長(野原恵子) これをもちまして、令和3年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16:22 閉会